

大気汚染防止法・大気保全に係る 法令及び条例に基づく届出の手引き

令和5年3月
(令和5年11月一部修正)

茨城県県民生活環境部環境対策課

目 次

第1編 大気汚染防止法	1
第1章 大気汚染防止法の概要	2
1. 規制対象物質及び施設等	2
(1) 規制対象物質	2
(2) 規制対象施設・作業	3
(3) 事業者の責務	4
(4) 都道府県知事の権限	5
2. ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の規制基準	18
(1) いおう酸化物の排出基準	18
(2) ばいじんの排出基準	19
(3) 有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準	23
(4) 窒素酸化物の排出基準	24
(5) ディーゼル機関等に係る窒素酸化物の排出削減指導要綱	32
(6) 揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準	33
(7) 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準	34
(8) 特定粉じん発生施設の規制基準	34
(9) 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（作業基準）	35
(10) 水銀排出施設に係る排出基準	39
3. ばい煙量等の測定	41
(1) ばい煙発生施設	41
(2) 揮発性有機化合物排出施設	45
(3) 特定粉じん発生施設	45
(4) 特定粉じん排出作業	45
(5) 水銀排出施設	46
4. 有害大気汚染物質対策	48
5. 罰則	51
第2章 施設等の届出	52
1. 届出書の種類と届出の方法	52
(1) ばい煙発生施設の届出	52
(2) 揮発性有機化合物排出施設の届出	53
(3) 一般粉じん発生施設の届出	53
(4) 特定粉じん発生施設の届出	54
(5) 特定粉じん排出等作業の実施の届出	54
(6) 水銀排出施設の届出	55

2. 届出書の作成方法	56
(1) 届出書の作成にあたって	56
(2) 届出書の作成例と作成上の注意	56
(3) 添付書類の作成方法	57
3. 届出書の提出先	58
4. 届出書の記入例	59
(1) ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書	59
(2) 揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書	67
5. 各種計算方法	73
第3章 届出書類の様式	76
1. ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書	77
2. 揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書	81
3. 一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書	84
4. 特定粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書	89
5. 事前調査結果報告書	93
6. 特定粉じん排出等作業実施届出書	95
7. 水銀排出施設設置（使用、変更）届出書	97
8. 氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	101
9. 氏名等変更届出書〔共通様式〕	102
10. ばい煙発生施設等使用廃止届出書	103
11. ばい煙発生施設等承継届出書	104
12. 承継届出書〔共通様式〕	105
13. ばい煙等測定記録表	106
14. 水銀濃度測定記録表	107
15. 参考事項(その1：ばい煙、一般粉じん、特定粉じん発生施設)	108
16. 参考事項(その2：揮発性有機化合物排出施設)	109
17. 参考事項(その3：水銀排出施設)	110
18. 排出基準計算書（いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物、有害物質）	111
第2編 茨城県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）	
及び大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例	113
第1章 第1章 茨城県生活環境の保全等に関する条例	
及び大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例の概要	114
1. ばい煙及び粉じん特定施設	114
2. 規制基準等	115
3. 計画変更命令等	115

第2章 特定施設の届出.....	119
1. 特定施設等の届出方法及び提出時期	119
2. 申請書・届出書の提出先	120
3. 各種届出書の様式	120
(1) ばい煙特定施設設置（使用、変更）届出書.....	121
(2) 氏名変更等届出書	125
(3) 特定施設使用廃止届出書	126
(4) 承継届出書	127
(5) ばい煙濃度測定記録表	128
(6) 粉じん特定施設設置（使用、変更）届出書.....	129
(7) 特定粉じん排出等作業における濃度測定結果記録票.....	133
第3編 事業所における公害防止管理体制.....	134
1. 事業所における施設等の管理体制.....	135
2. 公害防止管理者（大気関係）	136
3. 届出書の様式.....	139
(1) 公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書.....	140
(2) 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書.....	141
(3) 公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書.....	143
(4) 承継届出書	144
(5) 相続同意証明書	145
(6) 相続証明書	146
第4編 ダイオキシン類関係.....	147
1. ダイオキシン類対策特別措置法（大気関係抜粋）	148
2. 特定工場における公害防止組織に関する法律（ダイオキシン類関係）	150
3. 施設の届出.....	151
(1) 届出の種類と届出の方法	151
(2) 届出書の作成方法	151
(3) 届出書の提出先	152
(4) 届出書様式等	152
・特定施設設置（使用、変更）届出書	153
・氏名等変更届出書.....	160
・特定施設使用廃止届出書.....	161
・承継届出書.....	162
・ダイオキシン類測定結果報告書.....	163
・光ディスク提出書.....	167

凡 例

本書で用いる法令の略称は、次のとおりです。

1	「法」、「大防法」	大気汚染防止法
2	「令」、「大防法令」	大気汚染防止法施行令
3	「規則」、「大防法規 則」	大気汚染防止法施行規則
4	「ダイ特法」	ダイオキシン類対策特別措置法
5	「ダイ特法令」	ダイオキシン類対策特別措置法施行令
6	「ダイ特法規則」	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則
7	「廃棄物処理法」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
8	「廃棄物処理法令」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
9	「廃棄物処理法規則」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
10	「生環条例」	茨城県生活環境の保全等に関する条例
11	「生環条例規則」	茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則
12	「大気条例」	大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例

第 1 編

大 気 汚 染 防 止 法

第 1 章 大気汚染防止法の概要

第 2 章 施設等の届出

第 3 章 届出書類の様式

第1章 大気汚染防止法の概要

1. 規制対象物質及び施設等

大気汚染防止法は、大気汚染に関し、人の健康の保護や生活環境の保全をするとともに、人の健康に係る被害が生じた場合の被害者の保護を目的としています。

工場及び事業場から排出されるばい煙等については、法により次のような規制がされています。

(1) 規制対象物質

規制対象となる大気汚染物質は、ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん、水銀等、特定物質、有害大気汚染物質、指定物質、自動車排出ガスです。(表-1 参照)

規制対象物質	定義	根拠条文	
ばい煙	いおう酸化物	燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物	法第2条第1項第1号
	ばいじん	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	法第2条第1項第2号
	有害物質	物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるもの ⇒①カドミウム及びその化合物 ②塩素及び塩化水素 ③弗素、弗化水素及び弗化珪素 ④鉛及びその化合物 ⑤窒素酸化物	法第2条第1項第3号 令第1条
揮発性有機化合物(VOC)	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。) ⇒揮発性有機化合物から除かれる物質 メタン、クロロジフルオロメタン、2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン等8物質	法第2条第4項 令第2条の2	
粉じん		物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質	法第2条第7項
	特定粉じん	粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるもの ⇒石綿	法第2条第8項 令第2条の4
	一般粉じん	特定粉じん以外の粉じん	法第2条第8項
水銀等	水銀及びその化合物	法第2条第13項	
特定物質	物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの ⇒アンモニア、弗化水素等28物質(表-10参照)	法第17条第1項 令第10条	
有害大気汚染物質	継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの(いおう酸化物、有害物質、特定粉じん、水銀等を除く。)	法第2条第16項	
指定物質	有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもので、政令で定めるもの ⇒ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	法附則第9項 令附則第3項	
自動車排出ガス	自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるもの ⇒一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質	法第2条第17項 令第4条	

(2) 規制対象施設・作業

規制対象となる施設・作業は、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業、水銀排出施設、要排出抑制施設、特定施設、指定物質排出施設です。

規制対象施設 ・作業	定義	根拠条文
ばい煙発生施設	工場又は事業場に設置される施設で、ばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので、政令で定めるもの ⇒33種類の施設を規定（表-2参照）	法第2条第2項 令第2条 令別表第1
揮発性有機化合物 排出施設	工場又は事業場に設置される施設で、揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの ⇒9種類の施設を規定（表-3参照）	法第2条第5項 令第2条の3 別表第1の2
一般粉じん発生 施設	工場又は事業場に設置される施設で、一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるもので、政令で定めるもの ⇒5種類の施設を規定（表-4参照）	法第2条第9項 令第3条 別表第2
特定粉じん発生 施設	工場又は事業場に設置される施設で、特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので、政令で定めるもの ⇒9種類の施設を規定（表-5参照） ※平成19年末までに全て廃止済み	法第2条第10項 令第3条の2 別表第2の2
特定粉じん排出等 作業	吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので、政令で定めるもの ⇒特定建築材料が使用されている建築物・工作物の解体作業、改造・補修作業（表-6参照）	法第2条第11項 令第3条の4
水銀排出施設	工場又は事業場に設置される施設で、水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるもの ⇒9種類の施設を規定（表-8参照）	法第2条第14項 令第3条の5 規則第5条の2 規則別表第3の3
要排出抑制施設	工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの ⇒2種類の施設を規定（表-9参照）	法第18条の37 令第10条の3 令別表第4の2
特定施設	特定物質を発生する施設で、ばい煙発生施設以外のもの	法第17条第1項
指定物質排出施設	指定物質を大気中に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）で、政令で定めるもの ⇒11種類の施設を規定（表-23参照）	法附則第9項 令附則第4項 令別表6

(3) 事業者の責務

ア 施設等の届出

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設及び特定粉じん排出等作業については、届出の義務があります。

届出方法の詳細は、「第2章 施設等の届出」(p52)をご覧ください。

(ア) ばい煙発生施設等の設置届出

(法第6条、第17条の5、第18条、第18条の6、第18条の28)

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設を設置しようとする者は、あらかじめ所定の事項を知事に届出することが義務付けられています。

(イ) ばい煙発生施設等の使用届出

(法第7条、第17条の6、第18条の2、第18条の7、第18条の29)

施設が、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設がばい煙発生施設等となった日から30日以内に知事に届出することが義務付けられています。

(ウ) ばい煙発生施設等の変更届出

(法第8条、第17条の7、第18条、第18条の6、第18条の30)

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の構造、使用の方法又は処理(管理又は飛散の防止)の方法を変更しようとする者は、あらかじめ所定の事項を知事に届出することが義務付けられています。

(エ) 解体等工事に係る調査結果の報告(法第18条の15第6項)

解体等工事(建築物又は工作物を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事)の元請業者又は自主施工者は、当該解体等工事が特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事)に該当するか否かについての調査を行ったときは、その規模に応じて、遅滞なく調査結果を知事に報告することが義務付けられています。

(オ) 特定粉じん排出等作業の実施の届出(法第18条の17)

特定工事のうち、届出対象特定工事(特定粉じんを多量に発生又は飛散させる原因となる特定建築材料*に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの)の発注者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業開始の14日前までに知事に届出することが義務付けられています。

※ 届出対象となる特定建築材料

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(令第10条の2)

(カ) その他の届出

(法第11条、第12条、第17条の13、第18条の13、第18条の36)

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設を設置している者は、氏名、名称又は住所(法人の場合は代表者名)の変更、工場等の名称又は所在地の変更、施設使用の廃止、施設の譲り受け又は借り受け、相続、合併又は分割による施設の承継があった場合は、その日から30日以内に知事に届出することが義務付けられています。

イ 実施の制限

(法第10条第1項、第17条の9、第18条の9、第18条の32)

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設を設置又は変更しようとする者は、その届出が受理された日から60日を経過しないと設置又は変更の工事(基礎工事を含む。)に着手できません。

ただし、届出に係る事項の内容が相当であると知事が認める場合には、制限の期間を短縮することができます。

(法第10条第2項、第17条の13第1項、第18条の13第1項、第18条の36第1項)

ウ 規制基準

(法第13条、第17条の10、第18条の3、第18条の10、第18条の20、第18条の33
法附則第9項)

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設及び指定物質排出施設を設置している者は、その施設ごとに定められている規制基準を遵守することが義務付けられています。

また、特定工事の施工者(元請業者、下請人又は自主施工者)は、作業ごとの作業基準を遵守することが義務付けられています。

各規制基準については、「第1章 2. ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の規制基準」(p18)を、指定物質排出抑制基準については、「第1章 4. 有害大気汚染物質対策」(p48)をご覧ください。

エ ばい煙量等の測定

(法第16条、第17条の12、第18条の12、第18条の35)

ばい煙排出者、揮発性有機化合物排出者、特定粉じん排出者及び水銀排出者は、その施設等に係るばい煙等の濃度を測定し、その結果を記録し保存することが義務付けられています。

各測定方法については、「第1章 3. ばい煙量等の測定」(p41)をご覧ください。

オ 事故時の措置(法第17条)

ばい煙発生施設又は特定施設を設置している者は、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちにその事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければなりません。

また、石油コンビナート等災害防止法に基づく通報をした場合を除き、直ちに事故の状況を知事に通報しなければなりません。

カ 要排出抑制施設に係る自主的取組(法第18条の37)

要排出抑制施設を設置している者は、水銀等の大気中への排出抑制に関し、単独又は共同で自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度の測定、その結果の記録及び保存等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況及び評価を公表しなければなりません。

キ その他の責務

(法第17条の2、第17条の14、第18条の38、第18条の42)

事業者は、その事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物、水銀等及び有害大気汚染物質について、大気中への排出又は飛散状況を把握するとともに、排出又は飛散の抑制のために必要な措置を講じなければなりません。

(4) 都道府県知事の権限

ア 計画変更命令

(ア) ばい煙発生施設等

(法第9条、第17条の8、第18条の8、第18条の31)

知事は、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置又は変更の届出があった場合において、その内容が排出基準（規制基準）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができます。

(イ) 特定粉じん排出等作業（法第 18 条の 18）

知事は、特定粉じん排出等作業の届出があった場合において、その内容が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に限り、計画の変更を命ずることができます。

イ 改善命令等

(ア) ばい煙発生施設（法第 14 条）

知事は、ばい煙発生施設の排出口において、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、ばい煙排出者に対し、期限を定めて、そのばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはそのばい煙の処理の方法の改善、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができます。

(イ) 揮発性有機化合物排出施設（法第 17 条の 11）

知事は、揮発性有機化合物排出施設の排出口において、揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、揮発性有機化合物排出者に対し、期限を定めて、揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくはその揮発性有機化合物の処理の方法の改善、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずることができます。

(ウ) 特定粉じん発生施設（法第 18 条の 11）

知事は、当該工場等の敷地境界線における大気中の特定粉じん濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、特定粉じん排出者に対し、期限を定めて、特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができます。

(エ) 水銀排出施設（法第 18 条の 34）

知事は、水銀排出施設の排出口において、排出基準に適合しない水銀等を継続して排出すると認めるときは、水銀排出者に対し、期限を定めて、水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができます。

また、改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

ウ 基準適合命令

(ア) 一般粉じん発生施設（法第 18 条の 4）

知事は、一般粉じん発生施設に係る構造、使用及び管理に関する基準を遵守していないと認めるときは、一般粉じん発生施設設置者に対し、期限を定めて、基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができます。

(イ) 特定粉じん排出等作業（法第 18 条の 21）

知事は、特定粉じん排出等作業に係る作業基準を遵守していないと認めるときは、特定工事の元請業者若しくは下請人又は自主施工者に対し、期限を定めて、作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができます。

エ 事故時の措置命令（法第 17 条第 3 項）

知事は、ばい煙発生施設又は特定施設について事故が発生し、工場等の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

オ 緊急時の措置（法第 23 条）

知事は、大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがある場合は、その事態を一般に周知するとともに、ばい煙排出者、揮発性有機化合物排出者等、自動車の使用者等に対して、ばい煙排出量、揮発性有機化合物排出量等の減少、自動車の運行の自主的制限について協力を要請します。

さらに、知事は、汚染の状況に応じて、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限等、必要な措置をとるべきことを命じます。また、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請します。

大気汚染緊急時の具体的措置について、県では、「茨城県大気汚染緊急時対策実施要項（硫黄酸化物）」及び「茨城県光化学スモッグ対策要綱」を定め、一定規模以上の事業所については、大気汚染の状況に応じ、ばい煙量の減少を図ることにしています。

図1 気汚染防止法の体系図

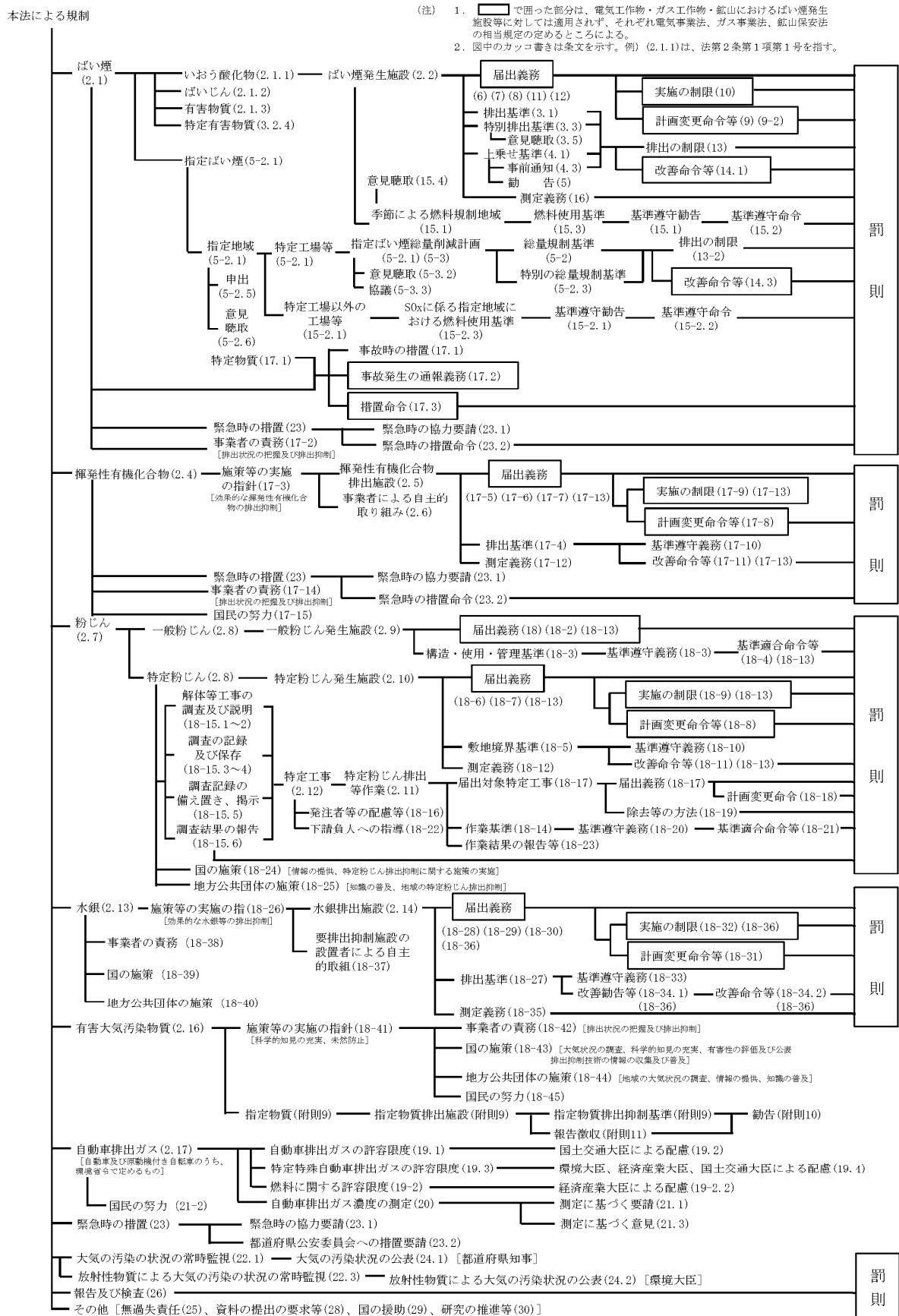


表-1 大気汚染防止法による規制対象物質と規制内容一覧

物質名		発生形態	発生施設・作業	規制基準	規制方法	本県での適用	備考				
ばい煙	いおう酸化物 (SOx)	燃料その他の物の燃焼	ばい煙発生施設	一般排出基準	K値規制(排出口の高さに応じた排出量)	○	県内地域によってK値が異なる				
				特別排出基準		○		鹿嶋市(旧鹿嶋町地域に限る)、神栖市			
				季節による燃料使用基準	燃料の硫黄含有率						
				総量規制基準	工場単位の排出量規制						
				使用地域の燃料使用基準	燃料の硫黄含有率						
	ばいじん	燃料その他の物の燃料又は熱源としての電気の使用		一般排出基準	ばい煙発生施設	施設の種類、規模ごとの排出濃度	○				
				特別排出基準							
	有害物質	カドミウム(Cd) カドミウム化合物		物の燃料、合成分解その他の処理	ばい煙発生施設	排出基準	排出濃度	○			
							塩素(Cl ₂) 塩化水素(HCl)	物質の種類、施設の種類ごとの排出濃度		○	県条例で一部の施設に上乗せ排出基準を設定。鹿嶋市(旧鹿嶋町地域に限る)、神栖市のみ適用。
								氟素(F) 氟化水素(HF)等		施設の種類ごとの排出濃度	
鉛(Pb) 鉛化合物			施設の種類ごとの排出濃度				○				
			窒素酸化物(NOx)				施設の種類、規模ごとの排出濃度	○			
揮発性有機化合物(VOC)		塗装、接着、印刷、化学製品の乾燥、工業用洗浄、VOCの貯蔵等	揮発性有機化合物排出施設	排出基準	排出濃度	○					
粉じん	一般粉じん	物の破碎、選別等の機械的処理、鉱物・土石の堆積	一般粉じん発生施設	構造、使用、管理基準	施設の種類ごとに、集塵機の設置、飛散防止の構造、散水、防塵カバー等	○					
	特定粉じん(石綿)		特定粉じん発生施設	規制基準	敷地境界線における大気中の濃度	○					
	特定粉じん(吹付石綿等)	建築物・工作物の解体等	特定粉じん排出等作業	作業基準	除去、囲い込み、封じ込め作業の基準	○					
水銀等		石炭燃焼、非金属の精錬及び焙焼、セメントクリンカー製造、廃棄物焼却	水銀排出施設	排出基準	施設の種類、規模ごとの排出濃度	○					
特定物質(28物質)		物の合成、分解その他の化学的処理中の事故	特定施設	—	—	○	多量に排出された時は直ちに応急の措置を講じ復旧に努める。				
指定物質(3物質)		溶媒の乾燥及び蒸留、貯留タンク、洗浄施設等	指定物質排出施設	指定物質排出抑制基準	施設の種類、規模ごとの排出濃度	○					

表-2 ばい煙発生施設一覧（令別表第1）

No.	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造もしくは圧延又は金属もしくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼お又は合金鉄もしくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3L以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。

20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が 10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1kW 以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80kg 以上であるか、火格子面積が 1 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥炉	容量が 0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100kg 以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が 1 日あたり 20 t 以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 L 以上であること。

(備考)

1. 本表の右欄中の重油換算は、重油 10L 当たりが、液体燃料は 10L に、ガス燃料は 16m³ に、固体燃料は 16kg にそれぞれ相当するものとして取り扱います。(S46. 8. 25 環大企第 5 号)

(1) ガス機関及びガソリン機関の重油換算について (H2. 12. 1 環大規第 384 号)

ア 燃料が気体の場合

燃料の種類によって発熱量の差が大きいため、次の換算式によります。

重油換算量 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (Nm³/h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量^{※1} (kcal/Nm³) / 重油の発熱量 (kcal/L)

※1 総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は 9,600kcal/L とします。

イ 燃料が液体の場合

重油換算 (L/h) = 液体燃料の燃焼能力 (L/h) とします。

(2) 水蒸気改質方式の改質器^{※1}及び燃料電池用改質器の重油換算について

(H29. 1. 6 環水大大発第 1701061 号)

重油換算量 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (Nm³/h)

換算係数 = 気体燃料の発熱量^{※2} (kcal/Nm³) / 重油の発熱量 (kcal/L)

※1 0℃、1気圧における水素製造能力が 1,000m³/h 未満で、気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限りします。

※2 総発熱量を用いることとし、重油の発熱量 40,000kJ/L とします。

2. 複数のばい煙発生施設が1台の変圧器を共用している場合は、各ばい煙発生施設の電力容量をもって本表の右欄の変圧器の定格容量とします。(S46.8.25 環大企第5号)
3. ボイラーには次のものも含まれます。
- (1) 熱風ボイラーは、サウナ風呂の用に供する空気を加熱するための加熱器（通称エア・ボイラー）、クローズドサイクルタイプのガスタービンの空気加熱器等をいいます。
(S46.8.25 環大企第5号)
 - (2) 蒸気、熱湯、熱風等を発生させるボイラーであれば、圧力型のもののみならず、非圧力型のものも含まれます。(S47.6.7 環大規第48号)
 - (3) 冷温水器（ガス、油等の燃焼によって生じた熱により、冷媒蒸気を循環させ、冷温水を発生させる装置）及び熱媒体ボイラー。(S53.11.28 環大規第263号)
4. 廃棄物焼却炉について
- (1) 専ら、気体状の物質のみを焼却する施設は、廃棄物焼却炉に該当しません。
(S55.1.24 環大規第13号)
 - (2) 火格子とは、焼却物を上に載せ、下から空気を通して燃焼させるものをいいます。
 - (3) 「浮遊回転燃焼方式により焼却を行う」廃棄物焼却炉とは、サイクロン方式の焼却炉であり、流動床式廃棄物焼却炉やロータリーキルン方式の焼却炉は該当しません。
(S55.1.24 環大規第13号)
 - (4) 焼却能力は、設置しようとする焼却炉メーカーが作成する能力計算書をもとに、焼却処理のため炉内に投入される全量をもって判定するものとします。
(S55.7 大気汚染防止法関係の疑義回答事例集について、環境庁)
ただし、事業者等が大気汚染防止法で規定された能力未満であると示した場合には、次の計算方法により再計算した数値をもって特定する。
- ① 燃焼室熱負荷による方法 (H10.9 廃棄物焼却炉に係る疑義回答事例集、環境庁)
- $$\text{焼却能力 (kg/h)} = \frac{\text{燃焼室熱負荷(W/m}^3\text{)}\{\text{kcal/m}^3 \cdot \text{h}\} \times \text{燃焼室容積 (m}^3\text{)}}{\text{廃棄物の低位発熱量 (kJ/kg)} \{\text{kcal/kg}\}}$$
- ※燃焼室熱負荷 $1 \text{ W/m}^3 = \frac{1}{1.163} \text{ kcal/m}^3 \cdot \text{h}$
- ※燃焼室熱負荷は、焼却能力が200kg/hの廃棄物焼却炉平均で、概ね $250,000 \text{ kcal/m}^3 \cdot \text{h}$ ($1,047.5 \text{ MJ/m}^3 \cdot \text{h}$) とする。
- ② 燃焼率による方法
- $$\text{焼却能力(kg/h)} = \text{燃焼率(kg/m}^2 \cdot \text{h)} \times \text{火格子面積 (m}^2\text{)}$$
- ※ 燃焼率は、概ね $100 \text{ kg/m}^2 \cdot \text{h}$ とする。
- (5) 大防法に基づく廃棄物焼却炉は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物」を焼却する炉以外にも該当する場合があります。
例) 事業者が購入した廃車や金属くずを焼却処理する炉など
(S55.7 大気汚染防止法関係の疑義回答事例集について、環境庁)
5. 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽は、塩化第二鉄を製造する場合の鉄くずを塩酸に溶解し、塩化第一鉄を中間体とし生成する工程において使用させる溶解槽をいいます。
(S46.8.25 環大企第5号)
6. 磷酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設等は、肥料取締法に基づく磷酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設等をいいます。(S46.8.25 環大企第5号)
7. 鉛の第二次精錬の用に供する溶解炉は、鉛石から直接精錬する溶解炉以外のものをいいます。例) 鉛の再生、鉛合金の製造、鉛ダイキャスト等の用に供する溶解炉
(S46.8.25 環大企第5号)

表－3 揮発性有機化合物排出施設一覧（令別表第1の2）

No.	施設の種類	施設の規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあたっては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000m ³ 以上のもの。
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m ³ 以上のもの。
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m ³ 以上のもの。
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m ³ 以上のもの。
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m ³ 以上のもの。
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m ³ 以上のもの。
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000m ³ 以上のもの。
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの。
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上のもの。

（備考）

各施設の詳細については、平成17年6月17日付け環管大発第050617001号環境省環境管理局長通知に記載されています。

表－4 一般粉じん発生施設一覧（令別表第2）

No.	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上であること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kW以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kW以上であること。

（備考）

各施設の概要については以下のとおりです。詳細については、昭和46年8月25日付け環大企第5号環境庁大気保全局長通知に記載されています。

1. コークス炉

施設は1炉団（通常、石炭塔により分離された一連の炉室の集合）単位とし、原料処理能力は1炉団当たりの1日の能力とします。

石炭を原料とするもののほか、石油、ピッチを原料とするものについても適用します。

2. 堆積場

(1) 「鉱物」とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物及びこれに類するボーキサイト、岩塩などの国内に産しない鉱物並びにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイト等をいい、土石には石炭灰も含まれます。

(2) 「岩石」とは、採石法第2条に規定する岩石をいいます。

(3) 「土石」とは、「鉱物」又は「岩石」以外のものであって、石炭灰、埋立用の土砂、海砂などをいいます。

(4) 堆積場が区画されている場合であっても、連続しているものは1施設とします。

(5) 建設現場などにおいて、長期（概ね3か月以上）にわたって使用される堆積場は原則として対象とします。

(6) 鉱物又は土石以外のものの用途に供される置場、倉庫等に臨時的に鉱物又は土石が堆積される場合は対象としません。

3. 破碎機等

(1) 「ふるい」とは、振動ふるい、トロンメル等をいいます。

(2) 「密閉構造」とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいいます。

例) バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、挿入口・排出口に続く施設の相当部分がカバーされているもの。

(3) ベルトコンベアの場合は、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベア単基の集合を全体として1施設とします。

表ー5 特定粉じん発生施設一覧（令別表第2の2）

No.	施設の種類	施設の規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
2	混合器	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
7	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。

(備考)

1. この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものは除きます。

2. 平成19年末までにすべての施設が廃止済みです。

表－6 特定粉じん排出等作業一覧（令第3条の4）

No.	作業の種類
1	特定建築材料が使用されている建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

（備考）

各用語の定義の概要については以下のとおりです。詳細については、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号環境省水・大気環境局長通知）」に記載されています。

1. 特定建築材料（令第3条の3）

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料をいいます。具体的には、表-7のとおり、「吹付け石綿」、「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」、「石綿含有成形板等」、「石綿含有仕上塗材」分類され、建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1重量%を超えるものをいいます。

表－7 特定建築材料に該当する建築材料の例

区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付ロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有パーミキュライト（ひる石）吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 （吹付け石綿を除く）	①屋根用折版断熱材、②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く）	①石綿保温材、②石綿含有珪藻土保温材 ③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有ケイ酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 （吹付け石綿を除く）	①石綿含有耐火被覆材、②石綿含有ケイ酸カルシウム板第2種
石綿含有成形板等	①石綿含有成形板、②石綿含有セメント管、③押出成形品 ④石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種
石綿含有仕上塗材	①石綿含有建築用仕上塗材

2. 建築物

「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備が含まれます。

3. 工作物

「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもの全てをいいます。

例) 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道等の地下埋設物、ボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター、反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備、配管等

※建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物とします。

表－8 水銀排出施設一覧（規則別表第3の3）

No.	施設の種類		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)
1	小型石炭混焼ボイラー		令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万L未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの
3	一次 施設	銅又は工業金	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち、一次精錬の用に供する施設であって、銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
4		鉛又は亜鉛	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち、一次精錬の用に供する施設であって、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
5	二次 施設	銅、鉛又は亜鉛	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち、二次精錬の用に供する施設であって、銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの 24の項に掲げる溶解炉のうち、鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
6		工業金	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設のうち、二次精錬の用に供する施設であって、金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち、セメントの製造の用に供するもの
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、 産業廃棄物焼却炉、 下水污泥焼却炉)		令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）、若しくは廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11号の2、第12号若しくは第13号の2に掲げる施設であって、火格子面積が2m ² 以上であるか、若しくは焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）
9	水銀含有污泥等の焼却炉等		廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ（2）若しくは第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）

(備考)

- 「一次精錬」とは、硫化鉱の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するもの
- 「二次精錬」とは、一次精錬以外のもの
- 令別表第1に掲げる施設の詳細は、表－2をご覧ください。

表－9 水銀要排出施設（令別表第4の2）

No.	施設の種類
1	製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

表-10 特定物質一覧 (令第10条)

No.	物質名	化学式	常温常圧の性状等	他適用法規			
				労安	毒劇	消防	高圧
1	アンモニア	NH ₃	気体、無色、刺激臭	○	○		○
2	弗化水素	HF	気体、無色、刺激臭	○	○		○
3	シアン化水素	HCN	液体又は気体、無色 特有の刺激臭	○	○	○	○
4	一酸化炭素	CO	気体、無色、無臭	○			○
5	ホルムアルデヒド	HCHO	気体、無色、刺激臭	○	○		
6	メタノール	CH ₃ OH	液体、無色、刺激臭	○	○	○	
7	硫化水素	H ₂ S	気体、無色、腐卵臭	○			○
8	燐化水素	PH ₃	気体、無色、不快臭		○		○
9	塩化水素	HCl	気体、無色、刺激臭	○	○		
10	二酸化窒素	NO ₂	気体、赤褐色、刺激臭				
11	アクロレイン	CH ₂ CHCHO	液体、無色、不快刺激臭		○	○	○
12	二酸化硫黄	SO ₂	気体、無色、不快刺激臭	○			○
13	塩素	Cl ₂	気体、黄緑色、刺激臭	○	○		○
14	二硫化炭素	CS ₂	液体、無色、不快臭	○	○	○	○
15	ベンゼン	C ₆ H ₆	液体、無色、芳香	○		○	○
16	ピリジン	C ₅ H ₅ N	液体、無色、特有な不快臭			○	
17	フェノール	C ₆ H ₅ OH	固体、白色・淡紅色 特有の刺激臭	○	○		
18	硫酸	H ₂ SO ₄	液体、無色、無臭	○	○		
19	弗化珪素	SiF ₄	気体、無色、刺激臭				○
20	ホスゲン	COCl ₂	液体、無色、特有の刺激臭	○	○		○
21	二酸化セレン	SeO ₂	白色粉末		○		
22	クロルスルホン酸	HSO ₃ Cl	発煙性液体、無色 強い刺激臭		○		
23	黄燐	P	固体、白～黄色	○	○	○	
24	三塩化燐	PCl ₃	液体、無色、大気中で白煙		○		
25	臭素	Br ₂	液体、赤褐色、特有の刺激臭		○		
26	ニッケルカルボニル	Ni(CO) ₄	液体、無色	○	○	○	
27	五塩化燐	PCl ₅	固体、白～淡黄色		○		
28	メルカプタン	C _n H _{2n+1} SH	液体、無色、不快臭		○	○	○

(備考)

労安 : 労働安全衛生法 (危険物、特定化学物質等、有機溶剤等)

毒劇 : 毒物及び劇物取締法第2条 (毒物・劇物)

消防 : 消防法第2条 (危険物) 高圧 : 高圧ガス保安法

2. ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の規制基準

本県で適用される規制基準は次のとおりです。

(1) いおう酸化物の排出基準

いおう酸化物を排出するばい煙発生施設について、次の基準が適用されます。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2 \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot (A)$$

q : ばい煙発生施設から排出が許容される硫黄酸化物量 (Nm³/h)

He : 補正された排出口の高さ (m)

※Heの計算方法等は、p74を参照してください。

K : 地域によって異なる定数

排出基準は、地域ごとに設定されるK値をA式に代入して、ばい煙発生施設の排出口（煙突）の高さに応じて算出された1時間当たりの硫黄酸化物の排出量として示されます。

この規制方式は、いおう酸化物の最大着地濃度を考慮して、排出されるいおう酸化物の量を規制するものです。

なお、昭和61年3月26日付け公対第209号茨城県環境局長通知「ばい煙の排出量等に係る指導基準の設定について」については、平成26年8月12日付けで廃止されています。

表-11 県内のK値一覧

区 域	K 値	
	一般 排出基準	特別 排出基準
日立市（旧十王町を除く。）	4.5	—
土浦市（旧新治村を除く。）、稲敷郡阿見町（青宿、廻戸、曙、大室、竹来、阿見、鈴木、若栗、荒川沖、荒川本郷に限る。）、かすみがうら市（宍倉、上稲吉、下稲吉、新治に限る。）、	14.5	—
古河市（旧古河市、旧総和町に限る。）、		—
ひたちなか市（旧勝田市に限る。）、	11.5	—
鹿嶋市（旧鹿島町に限る。）、神栖市	4.5	2.34
その他	17.5	—
備考 <ul style="list-style-type: none"> この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとします。 特別排出基準は、昭和49年4月1日以降に設置された施設に適用されます。 		

(2) ばいじんの排出基準

表-12 ばいじん排出基準一覧(規則別表第2)

項 番 号	令 別 表 1 の 項 番 号	施 設 の 種 類	排 出 ガ ス 量 (万Nm ³ /h)	排 出 基 準 (g/Nm ³)								
				設 置 年 月 日	S57.6.1	S60.9.10	S63.2.1	H2.9.10	S57.5.31	S60.9.9	S63.1.31	H2.9.9
1	1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの(5の項を除く。)	4~	5	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
			4未満	5	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
2	1	ボイラーのうち、重油その他液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5の項を除く。)	20~	4	0.07	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05		
			4~20	4	0.18	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15		
			1~4	4	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25		
			1未満	4*	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		
						(0.50)	(0.50)	(0.30)				
3	1	ボイラーのうち、紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプ製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項を除く。)	20~	O _s	0.20	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15		
			4~20	O _s	0.35	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25		
			4未満	O _s	0.35	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		
						(0.50)	(0.50)	(0.30)				
4	1	ボイラーのうち、石炭を燃焼させるもの(次項及び附①を除く。)	20~	6	0.15	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
			4~20	6	0.25	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20		
			4未満	6	0.35	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		
						(0.50)	(0.50)	(0.30)				
附 ①	1	ボイラーのうち、石炭を燃焼させるもの(H7.7.2までの間、20,930.25kJ/kg(5,000kcal/kg)以下の石炭のみ燃焼させ、かつ、H7.7.3以後、23,023.275kJ/kg(5,500kcal/kg)以下の石炭のみ燃焼させるものに限る)	—	6	0.45	—	—	—	—			
5	1	ボイラーのうち、令別表第1の8の項の触媒再生塔に附属するもの		4	0.30	0.20	0.20	0.20	0.20			
						(0.50)	(0.50)	(0.20)				
6	1	ボイラーのうち、前5項以外のもの	4~	6*	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		
			4未満	6*	0.40	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30		
						(0.50)	(0.50)	(0.30)				
7	2	ガス発生炉		7	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05			
8	2	加熱炉		7	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10			
9	3	焙焼炉	4~	O _s	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10			
			4未満	O _s	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15			
10	3	焼結炉のうち、フェロマンガ製造用に供するもの		O _s	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20			
11	3	焼結炉のうち、前項以外のもの		O _s	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15			
12	3	か焼炉	4~	O _s	0.25	0.20	0.20	0.20	0.20			
			4未満	O _s	0.30	0.25	0.25	0.25	0.25			
13	4	溶鉱炉のうち、高炉		O _s	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05			
14	4	溶鉱炉のうち、前項以外のもの		O _s	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15			
15	4	転炉(附②を除く。)		O _s	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10			
附 ②	4	転炉のうち、燃焼型のもの		O _s	0.13	0.10	0.10	0.10	0.10			
16	4	平炉	4~	O _s	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10			
			4未満	O _s	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20			
17	5	溶解炉(附③を除く。)	4~	O _s	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10			
			4未満	O _s	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20			
附 ③	5	溶解炉のうち、アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉	4~	O _s	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10			
			4未満	O _s	0.30	0.20	0.20	0.20	0.20			

項 番 号	令 別 表 1 の 項 番 号	施 設 の 種 類	排 出 ガ ス 量 (万 Nm^3 /h)	排 出 基 準 (g/Nm ³)					
				設 置 年 月 日	S57. 6. 1 S57. 5. 31	S60. 9. 10 S60. 9. 9	S63. 2. 1 S63. 1. 31	H2. 9. 10 H2. 9. 9	S
18	6	加熱炉	4～ 4未満	11* 11*	0.15 0.25	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20
19	7	加熱炉（附④を除く。）	4～ 4未満	6 6	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15
附 ④	7	加熱炉のうち、潤滑油の製造の用に供するもの	4～ 1～4 1未満	6 6 6	0.10 0.15 0.18	0.10 0.15 0.15	0.10 0.15 0.15	0.10 0.15 0.15	0.10 0.15 0.15
20	8	触媒再生塔		6	0.30	0.20	0.20	0.20	0.20
21	802	燃焼炉		8	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
22	9	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜		15	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
23	9	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち、前項以外のもの		15	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
24	9	焼成炉のうち、セメントの製造の用に供するもの		10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
25	9	焼成炉のうち、耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4～ 4未満	18 18	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20
26	9	焼成炉のうち、22項から前項以外のもの	4～ 4未満	15* 15*	0.15 0.25	0.15 0.25	0.15 0.25	0.15 0.25	0.15 0.25
27	9	溶融炉のうち、板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供するもの	4～ 4未満	15 15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15
28	9	溶融炉のうち、光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4～ 4未満	16 16	0.10 0.30	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15
29	9	溶融炉のうち、前2項以外のもの	4～ 4未満	15 15	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20
30	10	反応炉（附⑤を除く。）及び直火炉	4～ 4未満	6* 6*	0.15 0.20	0.15 0.20	0.15 0.20	0.15 0.20	0.15 0.20
附 ⑤	10	反応炉のうち、活性炭の製造の用に供するもの	4～ 1～4 1未満	6* 6* 6*	0.15 0.20 0.30	0.15 0.20 0.20	0.15 0.20 0.20	0.15 0.20 0.20	0.15 0.20 0.20
31	11	乾燥炉のうち、骨材乾燥炉	2～ 2未満	16 a) 16 a)	0.50 0.60	0.50 0.50	0.50 0.50	0.50 0.50	0.50 0.50
32	11	乾燥炉のうち、前項以外のもの	4～ 1～4 1未満	16 a) 16 a) 16 a)	0.15 0.30 0.35	0.15 0.20 0.20	0.15 0.20 0.20	0.15 0.20 0.20	0.15 0.20 0.20
33	12	電気炉のうち、合金鉄（珪素の含有率が40%以上のものに限る。）の製造の用に供するもの		O _s	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
34	12	電気炉のうち、合金鉄の製造の用に供するもの（前項を除く。）及びカーバイドの製造の用に供するもの		O _s	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
35	12	電気炉のうち、前2項以外のもの		O _s	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
36	13	廃棄物焼却炉	焼却能力			～H10. 6. 30		H10. 7. 1～	
			4t/h～	12		0.08			0.04
			2～ 4t/h	12		0.15			0.08
			～2t/h	12		0.25			0.15

項 番 号	令 別 表 1 の 項 番 号	施 設 の 種 類	排 出 ガ ス 量 (万 Nm ³ / h)	排 出 基 準 (g/Nm ³)					
				設 置 年 月 日	57. 6. 1	60. 9. 10	63. 2. 1	2. 9. 10	
				O _n (%)	57. 5. 31	60. 9. 9	63. 1. 31	H2. 9. 9	
38	14	焙焼炉	4~ 4未満	O _s O _s	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15
39	14	焼結炉		O _s	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
40	14	溶鋁炉		O _s	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
41	14	転炉		O _s	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
42	14	溶解炉	4~ 1~4 1未満	O _s O _s O _s	0.10 0.20 0.30	0.10 0.20 0.20	0.10 0.20 0.20	0.10 0.20 0.20	0.10 0.20 0.20
43	14	乾燥炉 (附⑥を除く。)	4~ 4未満	16 a) 16 a)	0.15 0.30	0.15 0.20	0.15 0.20	0.15 0.20	0.15 0.20
附 ⑥	14	乾燥炉のうち、気流搬送型のもの	4~ 4未満	16 a) 16 a)	0.18 0.30	0.15 0.20	0.15 0.20	0.15 0.20	0.15 0.20
44	18	反応炉		6	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
45	20	電解炉		O _s	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
46	21	焼成炉		15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
47	21	溶解炉		O _s	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
48	23	乾燥炉		16 a)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
49	23	焼成炉		15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
50	24	溶解炉	4~ 4未満	O _s O _s	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20	0.10 0.20
51	25	溶解炉	4~ 4未満	O _s O _s	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15
52	26	溶解炉	4~ 4未満	O _s O _s	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15	0.10 0.15
53	26	反射炉		O _s	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
54	26	反応炉 (硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。)		6 b)	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
55	28	ユークス炉		7	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
56	29	ガスタービン		16				0.05	0.05
57	30	ディーゼル機関		13				0.10	0.10
58	31	ガス機関		0	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
59	32	ガソリン機関		0	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05

(備 考)

1. この表に掲げるばいじん量は、実測値を次式により補正した値とします。

(標準酸素濃度補正式)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : ばいじんの量 (g/Nm³)

O_n : 施設ごとに定められている標準酸素濃度 (%)

* . . . 標準酸素濃度補正の適用を当分の間猶予

a) . . . 直接熱風乾燥炉は、O_n = O_s

b) . . . 鉛酸化物の製造の用に供するものは、O_n = O_s

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合は20%とします。)

C_s : JIS Z 8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (g/Nm³)

2. この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合に排出されるばいじん (1時間につき6分間を超えない時間に排出されたものに限る。) は含まれません。
3. ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とします。

4. () は、小型ボイラー（伝熱面積が 10m²未満のもの）の排出基準とします。
（規則附則：S60. 6. 6 総理府令第 31 号）
5. 小型ボイラーであって、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間、基準の適用が猶予されます。
（規則附則：S60. 6. 6 総理府令第 31 号）
6. ガス及び重油その他の液体燃料を使用する設備を有し、状況に応じてガス専焼又は液体燃料専焼と使い分けるボイラーの排出基準は、ガスと液体燃料を混焼させるボイラーの排出基準が適用されます。
7. 「29 ガスタービン」、「30 ディーゼル機関」のうち、昭和 63 年 1 月 31 日までに設置された施設及び非常用施設は、当分の間、基準の適用が猶予されます。
（規則附則：S62. 11. 6 総理府令第 53 号）
8. 「31 ガス機関」、「32 ガソリン機関」のうち、非常用施設は、当分の間、基準の適用が猶予されます。
（規則附則：H2. 12. 1 総理府令第 58 号）
9. 定義
 - ① 燃焼
専焼及び混焼をいい、「石炭を燃焼させるもの」とは、石炭を専焼させるもののほか、石炭と液体燃料又はガスを混焼させるものを含む。
 - ② 触媒再生塔に附属するボイラー
触媒再生塔において生成するガスを燃焼するボイラー
 - ③ フェロマンガ
製鋼の際、脱酸素又は特殊元素添加の目的で、添加する鉄を含んだ合金（フェロアロイ）のうち、マンガンを主成分とするもの。
 - ④ 潤滑油
石油系潤滑油留分から製造される軟質潤滑油及び重質潤滑油。
 - ⑤ 耐火原料
マグネシアクリンカ、合成スピネル、合成ムライト、シャモット、焼結アルミナ等耐火物を製造するのに必要な原料。
 - ⑥ ガラス繊維製品
グラスファイバー、グラスウール、ロービングクロス等ガラスを繊維状にしたものより製造されるもの。
 - ⑦ フリット
タイルのうわぐすりなどに用いられるガラス状の物質。
 - ⑧ 電気ガラス
ブラウン管、真空管等電気製品に用いられるガラス。
 - ⑨ 直接熱風乾燥炉
燃焼室からの排出ガスが乾燥室に導入され、排出ガスと乾燥されるものが直接接触する構造を有する乾燥炉。
 - ⑩ 気流搬送型乾燥炉
銅などの選鉱後の精鉱の乾燥の用に供するもので、破砕機で粉砕された粉体状の精鉱を気流により搬送しながら乾燥するもの。

(3) 有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準

表-13 有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準一覧（規則別表第3）

有害物質名	令別表1 の項番号	施設の種類	一般	上乗せ
			排出基準	排出基準
			(mg/Nm ³)	
カドミウム及びその化合物	9のうち	ガラス又はガラス製品製造用(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の焼成炉及び溶融炉	1.0	—
	14	銅、鉛又は亜鉛精錬用の焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉		
	15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設		
塩素	16	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設	30	—
	17	塩化第二鉄製造用の溶解槽		
	18	活性炭製造用の反応炉		
	19	化学製品製造用の塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設		
塩化水素	16～19	同上	80	70
	13	廃棄物焼却炉	700	—
弗素、弗化水素及び弗化珪素	9のうち	ガラス又はガラス製品製造用(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の焼成炉及び溶融炉	10	—
	20	アルミニウム精錬用の電解炉(直接吸引されダクトを通じて排出口から排出されるもの)	3.0	—
		アルミニウム精錬用の電解炉(上記以外)	1.0	—
	21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造用の反応施設(重過燐酸石灰製造用は除く。)、濃縮施設及び溶解炉(燐酸質肥料製造用は除く。)	10	4
	22	弗酸製造用の凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設(密閉式を除く。)		
	23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の反応施設、乾燥炉及び焼成炉	15	4
	21	(重)過燐酸石灰製造用の反応施設及び溶解炉のうち電気炉(燐酸質肥料製造用のものに限る。)		
21	焼成炉及び溶解炉のうち、平炉(燐酸質肥料製造用のものに限る。)			
鉛及びその化合物	9のうち	ガラス又はガラス製品製造用(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の焼成炉及び溶融炉	20	—
	14のうち	銅、鉛又は亜鉛精錬用の焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	10	—
		銅、鉛又は亜鉛精錬用の焼結炉及び溶鋳炉	30	—
	24	鉛の第二次精錬又は鉛の管、板若しくは線製造用の溶解炉	10	—
	25	鉛蓄電池製造用の溶解炉		
	26	鉛系顔料製造用の溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設		

(備考)

- 「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」に基づく上乗せ排出基準は、鹿嶋市(旧鹿嶋町地域に限る。)、神栖市に適用されます。
- 塩化水素の量(令別表1の13項に掲げる廃棄物焼却炉に限る。)は、次式により算出された量とする。
$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 塩化水素の量 (mg/Nm³)
O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)
C_s : JIS K 0107 に定める方法により測定された塩化水素の量 (mg/Nm³)
- 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

(4) 窒素酸化物の排出基準

表-14 窒素酸化物の排出基準一覧 (規則別表第3の2)

項 番 号	令 別 表 1 の 項 番 号	施 設 の 種 類	排 出 ガ ス 量 ($\text{万 Nm}^3/\text{h}$)	排 出 基 準 (ppm)											
				設置年 月日	S48. 8. 10	S50. 12. 10	S52. 6. 18	S52. 9. 10	S54. 8. 10	S58. 9. 10	S59. 9. 10	S60. 9. 10	S62. 4. 1	H2. 9. 10	
				On (%)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
1	1	ボイラーのうち、ガスを専焼させるもの	50～	5	130	130	100	60	60	60	60	60	60	60	60
			10～50	5	130	130	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			4～10	5	130	130	130	100	100	100	100	100	100	100	100
			1～4	5	150	150	130	130	130	130	130	130	130	130	130
			1未満	5	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
2	1	ボイラーのうち、固体燃料を燃焼させるもの(次項及び附①～⑤を除く。)	70～	6	400	300	300	300	300	300	300	300	300	200	200
			50～70	6	420	300	300	300	300	300	300	300	300	250	250
			20～50	6	420	350	300	300	300	300	300	300	300	250	250
			4～20	6	450	350	300	300	300	300	300	300	300	250	250
			0.5～4	6	450	380	350	350	350	350	350	350	350	350	350
0.5未満	6	480	480	480	380	380	380	350	350	350	350	350			
附 ①	1	ボイラーのうち、低品位炭(20,930.25kJ/kg以下)を専焼させるものであって、火炉分割壁型放射加熱器(最大連続蒸発量時の火炉熱発生率が586,047kJ/m ³ /h以上)を有するもの。(S58.9.10において低品位炭を専焼させるものに限る。)	70～	6	550	300	300	300	300	300	300	300	200	200	
			50～70	6	550	300	300	300	300	300	300	300	250	250	
附 ②	1	ボイラーのうち、低品位炭を専焼させるものであって、附①を除く。(S58.9.10において低品位炭を専焼させるものに限る。)	70～	6	480	300	300	300	300	300	300	300	200	200	
			50～70	6	480	300	300	300	300	300	300	300	250	250	
			30～50	6	480	350	300	300	300	300	300	300	250	250	
附 ③	1	ボイラーのうち、石炭を専焼させるものであって、前面燃焼方式で自然循環型のもの(最大連続蒸発量時の火炉熱発生率が586,047kJ/m ³ /h以上で、S58.9.10において石炭を専焼させるものに限る。)	20～25	6	450	350	300	300	300	300	300	250	250		
附 ④	1	ボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、接線チルチングバーナーを有するもの(S58.9.10において石炭を燃焼させるもの限り、附①及び附②を除く。)	100～	6	430	300	300	300	300	300	300	200	200		
附 ⑤	1	ボイラーのうち、石炭を専焼させるものであって、流動層燃焼方式のもの(S58.9.10において石炭を専焼させるものに限る。)	1～4	6	450	380	350	350	350	380	360	350	350	350	
			0.5～1	6	450	380	350	350	350	390	360	350	350	350	
			0.5未満	6	480	480	480	380	380	380	360	350	350	350	

附⑥	1	ボイラーのうち、石炭を燃焼させるもの (散布式ストーカー型に限る。)	4~10	6	450	350	300	300	300	300	320	320	320	320	320	
附⑦	1	ボイラーのうち、固体燃料を燃焼させるもの であって、流動層燃焼方式のもの(附⑤ を除く。)	0.5~4	6	450	380	350	350	350	350	360	350	350	350	350	
			0.5未満	6	480	480	480	380	380	380	380	360	350	350	350	350
附⑧	1	ボイラーのうち、再熱再生抽気復水式自然 循環型のもので、S59.12.31までに固体燃 料を燃焼させるものに転換したもの。(最大 連続蒸発量時の火炉熱発生率が 837,210 kJ/m ³ /h以上)	50~70	6	420	420	300	300	300	300	300	300	300	250	250	
2-2	1	ボイラーのうち、伝熱面積が 10m ² 未満であ って固体燃料を燃焼させるもの		6										350	350	350
2-3	1	ボイラーのうち、伝熱面積が 10m ² 未満であ って液体燃料(軟質液体燃料以外)を燃焼 させるもの(前項を除く。)		4										300	300	260
3	1	ボイラーのうち、前各項及び附⑨~⑪以外 のもの	50~	4	180	180	150	130	130	130	130	130	130	130	130	130
			10~50	4	190	180	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
			4~10	4	190	180	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
			1~4	4	230	230	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
			1未満	4	250	250	250	250	180	180	180	180	180	180	180	180
附⑨	1	ボイラーのうち、原油タールを燃焼するも のであって、S52.6.18において硫黄酸化物 処理施設(硫黄酸化物削減性能 80%以上) が附属していたもの (排出ガス量が 5,000 Nm ³ /h 未満の過負荷燃 焼型を除く。)	50~100	4	210	180	150	130	130	130	130	130	130	130	130	
			10~50	4	210	180	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
			4~10	4	280	180	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
			1~4	4	280	280	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
			1未満	4	280	280	280	280	180	180	180	180	180	180	180	
附⑩	1	ボイラーのうち、原油タールを燃焼させる ものであって、附⑨以外のもの (排出ガス量が 5,000 Nm ³ /h 未満の過負荷燃 焼型を除く。)	50~	4	180	180	150	130	130	130	130	130	130	130	130	
			10~50	4	190	180	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
			4~10	4	250	180	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
			1~4	4	250	250	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
			1未満	4	250	250	250	250	180	180	180	180	180	180	180	
附⑪	1	ボイラーのうち、附⑨及び附⑩以外のもの であって、S52.6.18において硫黄処理施設 が附属していたもの (排出ガス量が 5,000 Nm ³ /h 未満の過負荷燃 焼型を除く。)	50~100	4	210	180	150	130	130	130	130	130	130	130	130	
			10~50	4	210	180	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
			4~10	4	210	180	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
			1~4	4	250	250	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
			1未満	4	280	280	280	280	180	180	180	180	180	180	180	
4	2	ガス発生炉、加熱炉(附⑫を除く。)		7	170	170	170	170	170	150	150	150	150	150	150	
附⑫	2	ガス発生炉のうち、水素ガスの製造の用に 供するもの(天井バーナー燃焼方式に限 る。)		7	360	360	360	360	360	150	150	150	150	150	150	

項 番 号	令 別 表 1 の 項 番 号	施 設 の 種 類	排 出 ガ ス 量 (万 Nm ³ /h)	排 出 基 準 (p p m)											
				設 置 年 月 日	§	§	§	§	§	§	§	§	§	§	§
				O ₂ (%)	S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S52. 9. 9	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S60. 9. 9	S62. 3. 31	H2. 9. 9	
5	3	焙焼炉		14	250	250	250	250	250	220	220	220	220	220	220
6	3	焼結炉（附⑬及び⑭を除く。）	10～	15	260	260	260	220	220	220	220	220	220	220	220
			1～10	15	270	270	270	220	220	220	220	220	220	220	220
			1未満	15	300	300	300	300	300	220	220	220	220	220	220
附 ⑬	3	焼結炉のうち、ペレット焼成炉（気体燃料を燃焼させるものに限る。）	1～	15	540	540	540	220	220	220	220	220	220	220	220
			1未満	15	540	540	540	540	540	220	220	220	220	220	220
附 ⑭	3	焼結炉のうち、ペレット焼成炉（附⑬を除く。）	1～	15	300	300	300	220	220	220	220	220	220	220	220
			1未満	15	300	300	300	300	300	220	220	220	220	220	220
7	3	煨焼炉（附⑮を除く。）		10	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
附 ⑮	3	煨焼炉のうち、アルミナの製造の用に供するもの	1～	10	350	350	350	200	200	200	200	200	200	200	200
			1未満	10	350	350	350	350	350	200	200	200	200	200	200
8	4	溶鉱炉		15	120	120	120	120	120	100	100	100	100	100	100
9	5	溶解炉（キュボラを除く。）		12	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
10	6	加熱炉のうち、ラジアントチューブ型加熱炉	10～	11	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			1～10	11	200	200	150	150	150	150	150	150	150	150	150
			0.5～1	11	200	200	200	150	150	150	150	150	150	150	150
			0.5未満	11	200	200	200	180	180	180	180	180	180	180	180
11	6	加熱炉のうち、鍛接鋼管用加熱炉	10～	11			100	100	100	100	100	100	100	100	100
			1～10	11				180	180	180	180	180	180	180	180
			0.5～1	11				150	150	150	150	150	150	150	150
			0.5未満	11				180	180	180	180	180	180	180	180
12	6	加熱炉のうち、前2項に掲げるもの以外のもの	10～	11	160	160	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			1～10	11	170	170	150	130	130	130	130	130	130	130	130
			0.5～1	11	170	170	170	150	150	150	150	150	150	150	150
			0.5未満	11	200	200	200	180	180	180	180	180	180	180	180
13	7	石油加熱炉（附⑯～㉑を除く。）	4～	6	170	170	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			1～4	6	180	170	150	130	130	130	130	130	130	130	130
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150	150	150	150	150
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180	180	180	180	180
附 ⑯	7	加熱炉のうち、S52. 6. 18において硫黄酸化物処理施設が附属していたもの。	4～	6	170	170	100	100	100	100	100	100	100	100	100
			1～4	6	180	170	150	130	130	130	130	130	130	130	130
			0.5～1	6	190	190	190	150	150	150	150	150	150	150	150
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180	180	180	180	180

附 ⑰	7	加熱炉のうち、エチレン分解炉（炉床式バーナーを有するもの。）	4～	6	170	170	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			1～4	6	280	280	150	130	130	130	130	130	130	130	130	130
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150	150	150	150	150	150
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180	180	180	180	180	180
附 ⑱	7	加熱炉のうち、エチレン分解炉（附⑰を除く。）	4～	6	170	170	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			1～4	6	180	180	150	130	130	130	130	130	130	130	130	
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150	150	150	150	150	
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180	180	180	180	180	
附 ⑲	7	加熱炉のうち、エチレン独立過熱炉及びメタノール改質炉（空気予熱器を有するものに限る。）	10～	6	170	170	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			4～10	6	430	430	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			1～4	6	180	180	150	130	130	130	130	130	130	130	130	
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150	150	150	150	150	
附 ⑳	7	加熱炉のうち、エチレン独立加熱炉（附⑲を除く。）	10～	6	170	170	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			4～10	6	180	180	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			1～4	6	180	180	150	130	130	130	130	130	130	130	130	
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150	150	150	150	150	
附 ㉑	7	加熱炉のうち、エチレン独立加熱炉（附⑲を除く。）	0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180	180	180	180	180	
			10～	6	170	170	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			4～10	6	180	180	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			1～4	6	180	180	150	130	130	130	130	130	130	130	130	
附 ㉒	7	加熱炉のうち、エチレン独立加熱炉（附⑲を除く。）	0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150	150	150	150	150	
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180	180	180	180	180	
			10～	6	170	170	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
			4～10	6	180	180	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
附 ㉓	7	加熱炉のうち、エチレン独立加熱炉（附⑲を除く。）	1～4	6	180	180	150	130	130	130	130	130	130	130	130	
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150	150	150	150	150	
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180	180	180	180	180	
			10～	6	170	170	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
14	8	触媒再生塔		6	300	300	300	300	300	250	250	250	250	250	250	
15	8-2	燃焼炉		8	300	300	300	300	300	250	250	250	250	250	250	
16	9	焼成炉のうち、石灰焼成炉（ガスを燃焼させるロータリーキルンに限る。）		15	300	300	300	300	300	250	250	250	250	250	250	
17	9	焼成炉のうち、セメントの製造の用に供するもの（附㉑を除く。）	10～	10	480	480	250	250	250	250	250	250	250	250	250	
			10未満	10	480	480	480	350	350	350	350	350	350	350	350	
附 ㉔	9	焼成炉のうち、セメントの製造の用に供するもの（湿式のものに限る。）	10～	10			250	250	250	250	250	250	250	250	250	
			10未満	10			350	350	350	350	350	350	350	350	350	
18	9	焼成炉のうち、耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの		18	450	450	450	450	450	400	400	400	400	400	400	
19 ※1	9	熔融炉のうち、板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む）の製造の用に供するもの		15	400	400	400	400	400	360	360	360	360	360	360	
20 ※1	9	熔融炉のうち、光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	専ら0 ₂ 燃焼	16	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	
			上記以外	16	900	900	900	900	900	800	800	800	800	800	800	
21 ※1	9	熔融炉（ガラス製造の用に供するものに限る。）のうち、前2項以外のもの		15	500	500	500	500	500	450	450	450	450	450	450	
22	9	焼成炉又は熔融炉のうち、前6項及び附㉑以外のもの		15	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180	

項 番 号	令 別 表 1 の 項 番 号	施 設 の 種 類	排 出 ガ ス 量 (万 Nm ³ /h)	排 出 基 準 (p p m)											
				設 置 年 月 日	§	§	§	§	§	§	§	§	§	§	§
				O _n (%)	S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S52. 9. 9	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S60. 9. 9	S62. 3. 31	H2. 9. 9	H2. 9. 10
23	10	反応炉、直火炉（附㉔及び㉕を除く。）		6	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
附 ㉔	10	反応炉のうち、硫酸カリウム製造の用に供 するもの		6	250	250	250	250	250	180	180	180	180	180	180
附 ㉕	10	反応炉のうち、硫酸製造の用に供するもの （窒素酸化物を触媒とするものに限る。）		15 6※2	700	700	700	700	700	180	180	180	180	180	180
24	11	乾燥炉		16	250	250	250	250	250	230	230	230	230	230	230
25	13	廃棄物焼却炉のうち、浮遊回転燃焼方式に より焼却を行うもの（連続炉に限る。）	4～	12	900	900	900	450	450	450	450	450	450	450	450
			4 未満	12	900	900	900	900	900	450	450	450	450	450	450
26	13	廃棄物焼却炉のうち、特殊廃棄物焼却炉（連 続炉に限る。）	4～	12	300	300	300	250	250	250	250	250	250	250	250
			4 未満	12	900	900	900	900	900	700	700	700	700	700	700
27	13	廃棄物焼却炉のうち、前2項以外のもの（連 続炉に限る。）	4～	12	300	300	300	250	250	250	250	250	250	250	250
			4 未満	12	300	300	300	300	300	250	250	250	250	250	250
附 ㉔	13	廃棄物焼却炉のうち、連続炉以外のもの	4～	12				250	250	250	250	250	250	250	250
28	14	焙焼炉		14	250	250	250	250	250	220	220	220	220	220	220
29	14	焼結炉		15	300	300	300	300	300	220	220	220	220	220	220
30	14	溶鉱炉のうち、亜鉛の精錬の用に供する鉛 滓処理炉（石炭又はコークスを燃料及び還 元剤として使用するものに限る。）		15	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
31	14	溶鉱炉のうち、前項以外のもの（附㉕を除 く。）		15	120	120	120	120	120	100	100	100	100	100	100
附 ㉕	14	溶鉱炉のうち、亜鉛の精錬の用に供する立 型蒸溜炉		15	230	230	230	230	230	100	100	100	100	100	100
32	14	溶解炉のうち、銅の精錬の用に供する精製 炉（アンモニアを還元剤とするものに限る）		12	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330
33	14	溶解炉のうち、前項以外のもの		12	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
34	14	乾燥炉		16	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
35	18	反応炉		6	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
36	21	焼成炉		15	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
37	21	溶解炉		15	650	650	650	650	650	600	600	600	600	600	600
38	23	乾燥炉		16	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180

39	23	焼成炉		15	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
40	24	溶解炉		12	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
41	25	溶解炉		12	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
42	26	溶解炉		12 O _S *3	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
43	26	反射炉		15	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
44	26	反応炉		6 O _S *4	200	200	200	200	200	180	180	180	180	180	180
45	27	硝酸製造施設		O _S	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
46	28	コークス炉(附②を除く。)	10～	7	350	350	200	170	170	170	170	170	170	170	170
			10未満	7	350	350	350	170	170	170	170	170	170	170	170
附	28	コークス炉(オート型のもの)	10～	7			200	170	170	170	170	170	170	170	170
②			10未満	7				170	170	170	170	170	170	170	170
項 番 号	令 別 表 1 の 項 番 号	施 設 の 種 類	排 出 ガ ス 量 (万 Nm ³ /h)	排 出 基 準 (p p m)											
				設 置 年 月 日	S63. 2. 1	H1. 8. 1	H3. 2. 1	H6. 2. 1	H17. 10. 1						
				O _N (%)	S63. 1. 31	H1. 7. 31	H3. 1. 31	H6. 1. 31	H17. 9. 30						
47	29	ガスタービン(常用であり、ガスを専焼させるもの)	4.5～	16			70	70	70	70	70	70	70	70	70
			4.5未満	16			90	70	70	70	70	70	70	70	70
	29	ガスタービン(常用であり、液体を燃焼させるもの)	4.5～	16			100	100	70	70	70	70	70	70	70
			4.5未満	16			120	100	70	70	70	70	70	70	70
48	30	ディーゼル機関(常用であり、シリンダー内径が400mm以上のもの)		13			1600	1400	1200	1200	1200	1200	1200	1200	1200
				13			950	950	950	950	950	950	950	950	950
49	31	ガス機関(常用であるもの)		0	2000	2000	2000	2000	1000	600	600	600	600	600	600
50	32	ガソリン機関(常用であるもの)		0	2000	2000	2000	2000	1000	600	600	600	600	600	600

(注) 平成17年10月1日以降設置される施設については、茨城県の指導要綱「ディーゼル機関等に係る窒素酸化物の排出削減指導要綱」が適用されます。空欄は基準が適用除外又は猶予されています。

(備考)

1. この表に掲げる窒素酸化物の量は、実測値を次式により補正した値とします。
(標準酸素濃度補正式)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 窒素酸化物の量 (ppm)

※1 ガラス溶融炉のうち、専ら酸素を用いて燃焼を行うものは以下の式とします。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s \times \frac{1}{4}$$

O_n : 施設ごとに定められている標準酸素濃度 (%)

※2 昭和54年8月10日以後に設置のものは、O_n = 6%とします。

※3 鉛酸化物の製造の用に供するものは、O_n = O_sとします。

※4 鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供するものは、O_n = O_sとします。

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とします。)

C_s : JIS K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (ppm)

2. 表-14において空欄となっているもののほか、次の施設については、窒素酸化物の排出基準の適用除外又は猶予されます。

- (1) 電気炉 (熱源として電気を使用するもの)
 - (2) ボイラーのうち、小型ボイラー (伝熱面積が10m²未満のもの) であって、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び軟質液体燃料を混焼させるもの
 - (3) 金属溶解炉のうち、キューボラ
 - (4) ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関のうち、専ら非常用に用いられる施設
 - (5) 液体燃焼ボイラーのうち、昭和52年9月9日以前に設置された排出ガス量が0.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼型のもの
3. 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とします。
4. 規模については、当該ボイラーにおいて、都市ガス、LPG、石炭、重油等を2種類以上使用している場合であって、混焼の程度等による定格運転時の排出量が異なるときは、排出ガス量が大きい方をもって判断します。
5. 当該ボイラーが2種類以上の燃料を使用する設備を有し、実際にそれらを使用するものである場合には、一時的に1種類の燃料を専焼するとき、又は2種類以上の燃料を混焼するときがあっても、「燃焼」として取り扱います。
6. 液体状の廃棄物を焼却能力が1時間当たり200kg以上のバーナーで連続的に焼却する廃棄物焼却炉は「連続炉」に該当し、火格子面積が2m²以上の固定傾斜火格子を備え、固体状の廃棄物を機械的かつ自動的に連続して焼却室に投入する設備で焼却する廃棄物焼却炉は「連続炉」以外の炉に該当します。
7. 定義

①軽質液体燃料

灯油、軽油、A重油並びにばい煙排出による大気環境に与える影響が灯油、軽油、A重油と同等又はそれ以下と認められるアルコール等の液体燃料

②原油タール

原油の熱分解によって生じる粘り気のある黒から褐色の油状の液体

③排出ガス量

当該施設を定格出力で運転するときの湿り排出ガス量

④燃焼

専焼及び混焼をいい、「固体燃料を燃焼させるもの」とは、固体燃料を専焼させるもののほか、固体燃料と液体燃料又はガスを混焼させるものを含み、「液体燃料を燃焼させるもの」とは、液体燃料を専焼させるもののほか、液体燃料とガスを混焼させるものを含む。

⑤独立加熱炉

エチレン分解炉に附属し、これに加熱蒸気を供給する施設（いわゆる「スーパーヒーター」をいう。）

⑥特殊廃棄物焼却炉

ニトロ化合物、アミノ化合物、シアン化合物もしくはこれらの誘導体を製造し、もしくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの

⑦連続炉

燃焼炉内への廃棄物の送入、炉内の移送、攪拌及び炉内からの灰の搬出を連続的に容易に行いうる機械設備を備え、ほぼ定常的な燃焼管理を行いうるもの

⑧過負荷燃焼型ボイラー

炉筒煙管式又は水管式のボイラーであって、燃焼室負荷が $429,900\text{W/m}^3$ (50 万 $\text{Kcal/m}^3 \cdot \text{h}$) 以上のもの

この場合において、燃焼室負荷は次式により算出するものとする。

$$G f \times H e \quad (\text{W/m}^3) \quad \{\text{kcal/m}^3 \cdot \text{h}\} \quad \text{注) } 1 \text{ W/m}^3 = \frac{1}{1.163} \text{ kcal/m}^3 \cdot \text{h}$$

$G f$: 定格能力の燃料使用量 (kg/h 又は Nm^3/h)

$H e$: 燃料の低発熱量 (kJ/kg 又は kJ/Nm^3) $\{\text{kcal/kg}$ 又は $\text{kcal/Nm}^3\}$

V : 燃焼室容量 (m^3)

なお、鑄鉄セクショナルボイラー、熱風ボイラー及び熱媒体ボイラーは、いずれも炉筒煙管式又は水管式のボイラーに該当しない。

(5) ディーゼル機関等に係る窒素酸化物の排出削減指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県内の工場又は事業場に設置されるディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関（以下「ディーゼル機関等」という。）から排出される窒素酸化物を削減することにより、大気の汚染の防止を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、県内の工場又は事業場に設置されるディーゼル機関等のうち、次に掲げるものとする。（非常用のものを除く。）

- (1) 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の30の項から32の項までに掲げるディーゼル機関等
- (2) 一の工場又は事業場に2以上設置されているディーゼル機関の燃焼能力の合計が重油換算で1時間当たり50リットル以上のときのディーゼル機関

(指導基準)

第3条 対象施設において発生し、排出口からの大気中に排出される窒素酸化物濃度の許容限度（以下「指導基準」という。）は、別表に定める。

2 知事は、対象施設の設置者（以下「設置者」という。）が指導基準を遵守するよう指導するものとする。

(排出口の高さ)

第4条 知事は、設置者に対し、周辺の建築物等の状況を考慮して、窒素酸化物による局所的汚染が生じないように、排出口の高さについて指導することができる。

(報告)

第5条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、設置者に対し、対象施設の使用の状況、排出口における窒素酸化物の濃度その他必要と認める事項の報告を求めることができる。

付 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の際、現に設置されている対象施設（設置の工事を行っている者を含む。）については、当分の間、この要綱は適用しない。

別表（第3条第1項関係）

対象施設の種類	指導基準（単位 ppm）
ディーゼル機関	100以下
ガス機関	200以下
ガソリン機関	200以下
備考 窒素酸化物の濃度は、次の式により求められた濃度とする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$ C : 窒素酸化物の濃度 (ppm) O _n : 標準酸素濃度 (%) ディーゼル機関にあつては13、ガス機関及びガソリン機関にあつては0。 C _s : 日本産業規格 K 0104 に定める方法により測定された排出ガス中の窒素酸化物の濃度を温度が零度、圧力が101.325kPa（1気圧）の状態に換算したもの (ppm) O _s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)	

(6) 揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準

表-15 揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準一覧（規則別表第5の2）

No.	施設の種類	施設の規模	排出基準	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000m ³ 以上のもの	600ppmC	
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m ³ 以上のもの	自動車製造用	既設（～H18.3.31） 700ppmC 新設（H18.4.1～） 400ppmC
			その他	700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装を除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m ³ 以上のもの	木材・木製品（家具を含む）の製造用	1,000ppmC
			その他	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m ³ 以上のもの	1,400ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m ³ 以上のもの	1,400ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m ³ 以上のもの	400ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000m ³ 以上のもの	700ppmC	
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上のもの	60,000ppmC	

(備考)

- 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模指標とします。
- 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限ります。
- 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率です。
- 貯蔵タンクについては、平成18年4月1日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）で、容量が2,000kL未満のものは、当分の間基準が猶予されます。

(7) 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

表-16 一般粉じん発生施設の管理に関する基準一覧（規則別表第6）

令別表第2の番号	施設の種類	基準
1	コークス炉	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードから一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルタ又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1つに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	<p>一般粉じんが飛散するおそれがある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1つに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	<p>次の各号の1つに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(8) 特定粉じん発生施設の規制基準

令別表第2の2に定める特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の敷地境界基準は、環境大臣が定める測定方法により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本とされています。

（規則第16条の2）

(9) 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（作業基準）

（法第18条の14、規則第16条の4、生環条例第34条の2、生環条例規則第14条の2）

特定粉じん排出等作業に係る作業基準の概要は以下のとおりです。

なお、詳細については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（令和3年3月、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」をご確認ください。

ア 作業計画の作成

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に、以下の事項を記載した作業計画を作成し、当該計画に基づいて作業を行わなければなりません。

作業計画に記載すべき事項

- ①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ②特定工事の場所
- ③特定粉じん排出等作業の種類
- ④特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積
- ⑥特定粉じん排出等作業の方法
- ⑦特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ⑧特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑨特定工事の元請業者（自主施工者）の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑩（下請負人が特定粉じん排出等作業を行う場合）下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

イ 掲示

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合、以下の事項を表示した掲示板（42cm×29.7cm以上）を周辺住民から見やすい場所に設置しなければなりません。

掲示板に表示すべき事項

- ①特定工事の発注者及び元請業者（自主施工者）の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ②（特定工事が届出対象特定工事の場合）特定粉じん排出等作業に係る届出年月日、届出先
- ③特定工事の元請業者（自主施工者）の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ④特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ⑤特定粉じん排出等作業の方法

ウ 特定粉じん排出等作業の記録及び保存

特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまで保存しなければなりません。

※吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業を行う場合や特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合等には、集じん・排気装置の稼働状況、作業場等の負圧状況、特定粉じんの飛散状況確認をした年月日、確認方法、確認結果、補修等の措置の内容、確認者の氏名を含みます。

※元請業者は、下請負人が作成した記録により、特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認しなければなりません。

エ 作業完了後の有資格者による確認

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めの完了後（隔離したときは隔離を解く前）に、有資格者に目視で確認を行わせなければなりません。

※自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造又は補修する作業であって、飛散する粉じん量が著しく少ない軽微な工事の場合のみ、自ら確認を行うことができます。

※有資格者とは、「一般建築物石綿含有建材調査者」、「特定建築物石綿含有建材調査者」、「一戸建て等石綿含有建材調査者」、「令和5年10月1日前までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、引き続き同協会に登録されている者」、「石綿作業主任者」をいいます。

オ 作業の方法

作業の種類に応じて、表-17 のとおり作業基準が適用されます。

表-17 作業方法に係る基準一覧（規則別表7）

項	作業の種類	基 準
1	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は5の項を除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場等の排気に日本産業規格 Z8122 に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ 隔離した作業場において、初めて特定建築材料の除去を行う日の除去開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修等の措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の除去開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修等の措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬剤等により湿潤化すること。 ヘ 隔離した作業場において、初めて特定建築材料の除去を行う日の除去開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の除去開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合等に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いて集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに除去を中止し、集じん・排気装置の補修等の措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くにあたっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の清掃等の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出・飛散するおそれがないことを確認すること。
2	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（5項を除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くにあたっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の清掃等の特定粉じんの処理を行うこと。

3	<p>特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造又は補修作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(5の項を除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)</p> <p>ロ 電気グラインダー等の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。</p> <p>養生を行ったときは、当該養生を解くにあたって、作業場内の清掃等の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	<p>特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造又は補修作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1～3の項及び次項を除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなく、そのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料(ハに規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく困難なとき、作業の性質上、特定建築材料が使用されている建築物等の改造又は補修作業に適さないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの(石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種)にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき、作業の性質上、特定建築材料が使用されている建築物等の改造又は補修作業に適さないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。</p> <p>養生を行ったときは、当該養生を解くにあたって、作業場内の清掃等の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	<p>特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業のうち、人が立入ことが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体にあたり、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
6	<p>特定建築材料が使用されている建築物等の改造又は補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は1の項右欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項右欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うにあたっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項右欄イからトまでの規定を準用する。</p> <p>この場合、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替える。</p>

カ 敷地境界における測定

建築物等における吹付け石綿の使用面積が 50m²以上の解体工事現場では、敷地境界において大気中への石綿の揮散状況を調査しなければなりません。（p 45 「第 1 章 3 ばい煙量等の測定（4）特定粉じん排出作業」に記載の測定方法を参照ください。）

(10) 水銀排出施設に係る排出基準

表-18 水銀排出施設に係る排出基準一覧（規則別表第3の3）

No.	施設の種類	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			既設	新設
1	小型石炭混焼ボイラー	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万L未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）	15	10
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの	10	8
3	一次施設	銅又は工業金 令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち、一次精錬の用に供する施設であって、銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	30	15
4		鉛又は亜鉛 令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち、一次精錬の用に供する施設であって、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	50	30
5	二次施設	銅、鉛又は亜鉛 令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち、二次精錬の用に供する施設であって、銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの 24の項に掲げる溶解炉のうち、鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	400	100
6		工業金 令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設のうち、二次精錬の用に供する施設であって、金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	50	30
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち、セメントの製造の用に供するもの	80 (140)	50
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、 産業廃棄物焼却炉、 下水汚泥焼却炉)	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）、若しくは廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11号の2、第12号若しくは第13号の2に掲げる施設であって、火格子面積が 2m^2 以上であるか、若しくは焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）	50	30
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ（2）若しくは第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	100	50

(備考)

1. 既設の基準については、H30.3.31までに設置された施設（設置の工事に着手されているものを含む。）に適用されます。
2. H30.3.31までに設置されているセメントの製造の用に供する焼成炉のうち、原料として使用する石灰石1kg中の水銀含有量が平均 $0.05\text{mg}/\text{月}$ 以上であるものについては $140\mu\text{g}/\text{m}^3$ が適用されます。

3. この表に掲げる水銀等の量は、以下の式により算出された量とします。
(1) 熱源として電気を使用する施設及び3から6の項に掲げる施設の場合

$$C = C_s$$

- (2) (1) に掲げる施設以外の場合

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 水銀等の量 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)

O_n : 施設ごとに定められている標準酸素濃度 (%)

1及び2の項 O_n = 6

7の項 O_n = 10

8及び9の項 O_n = 12

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合は20%とします。)

C_s : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)

4. 水銀等の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とします。
5. 既設の基準については、H30.4.1以降に水銀排出施設の構造等の変更により、伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうち、いずれかが50%以上増加(水銀排出量の増加を伴うものに限る。)したものには適用しません。

3. ばい煙量等の測定

(1) ばい煙発生施設

ばい煙排出者は、物質の種類、施設の規模ごとにばい煙の測定を行い、その結果を記録し保存することが義務付けられています。(法第 16 条、規則第 15 条)

ア 測定項目及び測定回数

表-19 ばい煙の測定項目及び測定回数

項目	施設の規模	測定回数
硫黄酸化物	硫黄酸化物 10Nm ³ /h 以上を排出するばい煙発生施設	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
ばいじん	排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h 以上のばい煙発生施設(廃棄物焼却炉を除く。)及び焼却能力が 4,000kg/h 以上の廃棄物焼却炉	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
	排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h 未満のばい煙発生施設(廃棄物焼却炉を除く。)及び焼却能力が 4,000kg/h 未満の廃棄物焼却炉	年 2 回以上
	ガスを専焼させるボイラー、ガスタービン及びガス機関	5 年に 1 回以上
	燃料電池用改質器、水性ガス又は油ガス発生用のガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器(水素の製造能力が 1,000m ³ /h 未満で、気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)	5 年に 1 回以上
有害物質(窒素酸化物を含む)	排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h 以上のばい煙発生施設	2 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
	排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h 未満のばい煙発生施設	年 2 回以上
	燃料電池用改質器、水性ガス又は油ガス発生用のガス発生炉及び加熱炉のうち、水蒸気改質方式の改質器(水素の製造能力が 1,000m ³ /h 未満で、気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)	5 年に 1 回以上

(備考)

1. 施設の規模の欄中、排出ガス量及び硫黄酸化物の量は、それぞればい煙発生施設の定格能力に相当する量です。
2. 測定回数が年 2 回以上に該当するばい煙発生施設で 1 年間に継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間うち前年に属する期間が 6 月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が 6 月以上のばい煙発生施設については、年 1 回以上とします。
3. 通常は使用していない予備施設であっても測定義務が課されます。ただし、施設の休止期間中は測定を行わなくても差し支えないものとします。
4. 原料及び燃料中の硫黄含有率については、必要に応じて自社分析、委託分析又は燃料購入先で発行する性状分析表により確認してください。

イ 測定記録の保存

測定の結果は、規則様式第 7 によるばい煙量等測定記録表に記録し、その記録を 3 年間保存することとなっています。

ただし、計量法第 107 条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第 110 条の 2 の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書を規則様式第 7 によるばい煙量等測定記録表の記録に代えることができます。

様式第7（第15条関係）

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
測定者の氏名
測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間 ～終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm ³ /h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(Nm ³ /h)					
ばいじん	C s	(g/Nm ³)					
	C	(g/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(g/Nm ³)					
塩素		(g/Nm ³)					
塩化水素	C s	(g/Nm ³)					
	C	(g/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(g/Nm ³)					
鉛及びその化合物		(g/Nm ³)					
窒素酸化物	C s	(容量比ppm)					
	C	(容量比ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 2 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のC sの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるC sとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のC sの欄に記載すること。
- 3 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 4 規格K2301、規格K2541-1から2541-7まで若しくは規格M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

ウ 測定方法

表-20 ばい煙の測定方法

項 目		測定方法
硫黄酸化物		1. JIS K0103 に定める方法により硫黄酸化物濃度を、JIS Z8808 に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法 2. JIS K2301、JIS K2541-1～7、又は JIS M8813 に定める方法により燃料の硫黄含有率を、JIS Z8762-1～4 に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法 3. 環境大臣が定める方法(昭和 57 年 7 月 3 日環境庁告示第 76 号)
ばいじん		JIS Z8808 に定める方法により測定された量を標準酸素濃度補正式により換算した量 ※標準酸素濃度補正式は表 12 備考 1 をご覧ください。
有害物質	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物	JIS Z8808 に定める方法により採取し、JIS K0083 に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定される量
	塩素	JIS K0106 に定める方法により測定される量
	塩化水素	1. JIS K0107 に定める方法により測定される量 2. 廃棄物焼却炉にあっては、JIS Z0107 に定める方法により測定された量を標準酸素濃度補正式により換算した量 ※標準酸素濃度補正式は表 13 備考 2 をご覧ください。
	弗素、弗化水素及び弗化珪素	JIS K0105 に定める方法により弗素として測定される量
	窒素酸化物	JIS K0104 に定める方法により、測定された量を標準酸素濃度補正式により換算した量 ※標準酸素濃度補正式は表 14 備考 1 をご覧ください。

(備 考)

1. ばい煙の測定は、個々の施設ごとに行うものとします。
2. 複数のばい煙発生施設から集合煙突を通じて排出されるばい煙の量は、集合煙突単位ではなく、個々の施設ごとに算定するものとします。
3. 複数のばい煙発生施設のばいじんを集合して除じんしている場合のばい煙濃度は、各施設の出口における濃度に以下の係数を乗じたものとします。

$$\text{係数} = 1 - \text{除じん効率} = \frac{\text{集じん機出口のばいじん量}}{\text{集じん機入口のばいじん量}}$$

また、複数のばい煙発生施設において、同一種類の有害物質を集合して処理する場合の有害物質についても同様とします。

4. 試料の採取方法 (S46. 8. 25 環大企第 5 号)

- (1) ばい煙の採取時期は 1 工程の期間内とし、測定値はこの期間の平均値とします。1 ※平炉、電気炉のように 1 溶解期間が定まっているものは、この期間をいいます。
- (2) 集じん機のつい打ちによる周期的変動がある場合には、測定値はその変動を考慮した平均値となります。1 工程が非常に長時間にわたる場合、測定が困難であるため、測定時期は 1 工程を適切に代表できるような期間を選んで行うものとします。
- (3) 1 工程の期間が不明確である場合は、操業状態時における排出濃度が平均的濃度として把握されるような時期に概ね次のような採取時期と回数により行うものとします。

採取 (吸引) 時間	採取回数	採取 (吸引) 時間	採取回数
～20 分	5 回程度	20～40 分	4 回程度
40～60 分	3 回程度	60 分～	2 回程度

5. 測定及び試料採取の位置等 (S46.8.25 環大企第 5 号)
- 測定及び試料採取の位置については、日本産業規格 Z8808 の 5 (測定位置、測定孔及び測定点) 及び同 Z8808 の 9 (ダスト試料採取装置) またはそれぞれ規制対象物質に関する日本産業規格の規定によります。
- ただし、日本産業規格による測定が困難又は不適當な場合 (例：等速吸引不能、排出部が高温で測定不能等) は、他の適切な方法で測定することもやむを得ないものとします。
6. 排ガス中の酸素濃度の測定 (S48.8.9 環大規第 133 号、S57.8.26 環整第 122 号)
- (1) 残存酸素濃度の測定は、オルザットガス分析装置を用いる吸引法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いるものとします。
 - (2) 残存酸素濃度の測定位置は、ばいじん濃度を測定するための試料採取口と同一位置又はこれに極めて近い位置とします。
 - (3) ばい煙濃度を測定するための試料に係る残存酸素濃度の測定に際しては、当該試料の採取時間における平均的な値を把握するものとします。
- ただし、ばい煙に係る試料の採取中に残存酸素濃度に係る試料の採取が困難であると認められる場合は、残存酸素濃度に係る試料の採取は、ばい煙に係る各 1 回の測定の前後に行い、それらの平均値を当該残存酸素濃度とします。

(2) 揮発性有機化合物排出施設

揮発性有機化合物排出者は、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録することが義務付けられています。(法第 17 条の 12、規則第 15 条の 3)

ア 測定回数

年 1 回以上

※ 1 年を通して休止し、VOC を大気中に排出していない施設は測定不要です。

イ 測定方法

平成 17 年 6 月 10 日環境省告示第 61 号に定める方法による

ウ 測定記録の保存

測定の結果は、測定年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を記載し、その記録を 3 年間保存する。

(3) 特定粉じん発生施設

特定粉じん排出者は、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、その結果を記録することが義務付けられています。(法 18 条の 12、規則第 16 条の 3)

ア 測定項目及び測定回数

表-21 特定粉じん濃度の測定回数 (H1. 12. 27 環境庁告示第 94 号)

項目	施設の規模	測定回数
石綿	従業員が 21 人以上の施設	6 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
	従業員が 21 未満の施設	当分の間、測定を猶予

イ 測定記録の保存

測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定法並びに特定粉じん発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を 3 年間保存することとなっています。

ウ 測定方法

環境大臣が定める方法 (H1. 12. 27 環境庁告示第 93 号による光学顕微鏡を用いる方法)

(備 考) 試料捕集に係る留意点 (H1. 12. 27 環大企 490 号)

1. 試料の捕集地点

当該規制対象工場の操業実態、石綿排出口の位置、風向等を勘案して、敷地境界線において石綿濃度が最大になると考えられる地点のほか、原則として 4 方位ごとに各 1 地点を選定すること。

2. 試料の捕集回数

各試料の捕集地点において、3 回行うこと。

3. 試料の捕集時間帯

通常の操業状態時において行うこと。

4. 試料の捕集位置

敷地境界線から概ね 10m を超えない範囲内において行うこと。捕集の高さについては、原則として地上 2 m 以内で行うこと。

(4) 特定粉じん排出作業

茨城県生活環境の保全等に関する条例 (以下「生環条例」という。) 第 34 条の 2、生環条例規則第 14 条の 2 に基づき、吹付け石綿の使用面積が 50m² 以上の特定工事を施工する者は、敷地境界における測定が義務付けられています。

1. 測定方法 : 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定方法 (H1. 12. 27 環境庁告示第 93 号)
2. 測定時間 : 4 時間又は特定粉じん排出作業に要する時間のいずれか短い時間
3. 測定場所 : 特定粉じんの濃度が最大になると見込まれる地点
4. 測定日数 : 大気中への飛散が最大になることが見込まれる日を含む 1 日以上
5. 測定結果 : 生環条例規則様式第 7 号の 2 により、特定工事場所を所管する県央環境保全室又は各県民センター環境・保安課に提出することとなっています。

(5) 水銀排出施設

水銀排出者は、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録することが義務付けられています。(法第 18 条の 35、規則第 16 条の 19)

ア 測定回数

表-22 水銀濃度の測定回数

施設の規模	測定回数
排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h 以上の水銀排出施設 (以下の施設は除く。)	4 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h 未満の水銀排出施設 (以下の施設は除く。)	6 か月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年 1 回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	

(備 考)

1. 3 年間継続して以下の条件に該当する場合には、粒子状水銀の測定を省略することができます。ただし、3 年を超えない期間に 1 回以上、ガス状水銀および粒子状水銀の濃度を測定し、以下の要件に該当していることを確認する必要があります。
 - ① 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の定量下限未満であること。
 - ② 測定結果の年平均が 50 μg/Nm³ 未満である施設のうち、各測定結果において水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5 % 未満であること。
 - ③ 測定結果の年平均が 50 μg/Nm³ 以上である施設のうち、各測定結果において水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5 % 未満、かつ、粒子状水銀の濃度が 2.5 μg/Nm³ 未満であること。
2. 定期測定の結果が排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状態において以下の期間内に 3 回以上測定を行う必要があります。

なお、再測定を行った場合の水銀濃度の測定結果は、定期測定及び再測定の結果のうち、最大及び最小の値を除くすべての測定値の平均値とします。

 - ① 排出基準の 1.5 倍を超える場合・・・定期測定の結果を得た日から 30 日
 - ② ① 以外の場合・・・定期測定の結果を得た日から 60 日

イ 測定方法

平成 28 年 9 月 26 日環境省告示第 94 号に定める方法による
 ※令和 4 年 9 月 22 日環境省告示第 75 号により改正

ウ 測定記録の保存

測定の結果は、規則様式第 7 の 2 による水銀濃度測定記録表に記録し、その記録を 3 年間保存することとなっています。

ただし、計量法第 107 条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及び水銀濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第 110 条の 2 の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書を規則様式第 7 の 2 による水銀濃度測定記録表の記録に代えることができます。

様式第7の2（第16条の19関係）

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備 考
全	水 銀	($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)			
ガ ス 状 水 銀	Cs	($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)			
	C	($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)			
	酸素濃度	(%)			
粒 子 状 水 銀	Cs	($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)			
	C	($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)			
	酸素濃度	(%)			

- 備考
- 1 Cs の欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
 - 2 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
 - 3 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
 - 4 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

4. 有害大気汚染物質対策

事業者に対し、有害大気汚染物質の排出抑制の措置を求めるとともに、指定物質に関し次のような排出抑制の取り組みが求められています。

(1) 対象物質

排出抑制の対象となる大気汚染物質は、有害大気汚染物質です。

○有害大気汚染物質とは

継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの（ばいじん以外のばい煙、特定粉じん及び水銀等を除く）です。（法第2条第16項）

○指定物質とは

有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならないものであり、政令で定める次の3物質です。（法附則第9項、令附則第3項）

ア ベンゼン

イ トリクロロエチレン

ウ テトラクロロエチレン

(2) 指定物質排出施設

指定物質を大気中に排出し、又は飛散させる施設（工場又は事業場に設置されるものに限る。）であり、政令で定める11種類の施設です。（法附則第9項、令附則第4項、表-23参照）

(3) 指定物質抑制基準

指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに設定された排出又は飛散の抑制に関する基準です。（H9.2.6環境庁告示第5号、第6号、表-23参照）

(4) 事業者の責務（法第18条の42）

事業活動に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければなりません。

(5) 都道府県知事の権限

ア 勧告（法附則第10項）

知事は、指定物質による大気汚染により人の健康被害が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、指定物質排出施設を設置している者に対し、指定物質の排出又は飛散の抑制について勧告することができます。

イ 報告の徴収（法附則第11項）

知事は、勧告をするため指定物質排出施設を設置している者に対し、必要な事項に関し報告を求めることができます。

表-23 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

1 ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設（令別表第6）	指定物質抑制基準（H9.2.6 環境庁告示第5号、第6号）
1	ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1,000m ³ /h以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるもの ・既設：200mg/Nm ³ （排ガス量1,000Nm ³ /h以上3,000Nm ³ /h未満） 100mg/Nm ³ （排ガス量3,000Nm ³ /h以上） ・新設：100mg/Nm ³ （排ガス量1,000Nm ³ /h以上3,000Nm ³ /h未満） 50mg/Nm ³ （排ガス量3,000Nm ³ /h以上）
2	原料の処理能力が20 t/日以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで、装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用 ・既設：100mg/Nm ³ （特殊構造炉の適用除外あり） ・新設：100mg/Nm ³
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの ・既設：200mg/Nm ³ （排ガス量1,000Nm ³ /h以上） ・新設：100mg/Nm ³ （排ガス量1,000Nm ³ /h以上）
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式を除く。）	フレアスタックで処理するものを除く ・既設：100mg/Nm ³ ・新設：50mg/Nm ³
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500kL以上のもの	浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）を除く ベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用 ・既設：1,500mg/Nm ³ （容量1,000kL以上） ・新設：600mg/Nm ³
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1 t/h以上のもの（密閉式を除く。）	フレアスタックで処理するものを除く ・既設：200mg/Nm ³ （排ガス量1,000Nm ³ /h以上3,000Nm ³ /h未満） 100mg/Nm ³ （排ガス量3,000Nm ³ /h以上） ・新設：100mg/Nm ³ （排ガス量1,000Nm ³ /h以上3,000Nm ³ /h未満） 50mg/Nm ³ （排ガス量3,000Nm ³ /h以上）

（備考）

1. 既設は、平成9年4月1日において、現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいい、新設は、平成9年4月2日以降に新たに設置される施設をいいます。
2. ベンゼンの量は、捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、水素炎イオン化検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法により測定される量として表示されたものとします。
3. コークス炉の特殊構造炉とは、開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものをいいます。

2 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設（令別表第6）	指定物質抑制基準（H9.2.6 環境庁告示第5号、第6号）
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1,000m ³ /h以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるもの <ul style="list-style-type: none"> ・既設：500mg/Nm³ ・新設：300mg/Nm³
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって、混合槽の容量が5kL以上のもの（密閉式を除く。）	トリクロロエチレン等を溶媒として使用するもの <ul style="list-style-type: none"> ・既設：500mg/Nm³ ・新設：300mg/Nm³
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式を除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの <ul style="list-style-type: none"> ・既設：300mg/Nm³ ・新設：150mg/Nm³
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号を除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3m ² 以上のもの。	トリクロロエチレン等により洗浄するもの <ul style="list-style-type: none"> ・既設：500mg/Nm³ ・新設：300mg/Nm³
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が30kg/回以上のもの。	密閉式を除く <ul style="list-style-type: none"> ・既設：500mg/Nm³ ・新設：300mg/Nm³

（備考）

1. 既設は、平成9年4月1日において、現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいい、新設は、平成9年4月2日以降に新たに設置される施設をいいます。
2. トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの量は、捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、水素炎イオン化検出器、電子捕獲検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法により測定される量として表示されたものとします。

5. 罰則

表-24 違反事項における罰則一覧

違反事項	対象	罰則
1. 計画変更命令及び改善命令に違反した場合	ばい煙 VOC 特定粉じん 水銀等	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2. 排出基準に違反した場合	ばい煙	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (ただし、過失による排出基準違反の場合は3月以下の禁固又は30万円以下の罰金)
3. 基準適合命令に違反した場合	一般粉じん	
4. 緊急時の措置命令に違反した場合	ばい煙 VOC	
5. 特定物質に関する事故等の措置命令に違反した場合	特定物質	
6. 計画変更命令又は作業基準適合命令に違反した場合	特定粉じん 排出等作業	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
7. 新設、作業実施の届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合	ばい煙 VOC 特定粉じん 特定粉じん 排出等作業 水銀等	
	一般粉じん	30万円以下の罰金
8. 期間を定めた燃料使用基準に従うべきことの命令に違反した場合	ばい煙	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
9. 届出対象特定工事において特定建築材料の除去等の方法に違反した場合	特定粉じん 排出等作業	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
10. 変更の届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合	ばい煙 VOC 特定粉じん 水銀等	3月以下の懲役または30万円以下の罰金
	一般粉じん	30万円以下の罰金
11. 既設の届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合	ばい煙 VOC 特定粉じん 一般粉じん 水銀等	30万円以下の罰金
12. 工事实施の制限に違反した場合	ばい煙 VOC 特定粉じん 水銀等	30万円以下の罰金
13. 測定結果を記録せず、虚偽の記録をした又は記録を保存しなかった場合	ばい煙 水銀等	30万円以下の罰金
14. 解体等工事に係る調査結果を報告せず又は虚偽の報告をした場合	特定粉じん 排出等作業	30万円以下の罰金
15. 報告をせず、虚偽の報告をした又は立入検査を拒み妨げ忌避した場合		30万円以下の罰金
16. 氏名等の変更届、施設の使用廃止届、承継届、作業の実施届(災害等の非常事態時)をしなかった又は虚偽の届出をした場合		10万円以下の過料

(備考)

- VOC：揮発性有機化合物
- 両罰規定：1～16について、代表者、代理人、使用人その他の従業者が違反行為をしたときは、行為者のほかに法人、事業主にも罰則が科せられます。

第2章 施設等の届出

1. 届出書の種類と届出の方法

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業及び水銀排出施設の届出に必要な書類とその届出の方法は次のとおりです。

(1) ばい煙発生施設の届出

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (第6条第1項)	設置工事着手日の60日前まで	様式第1 別紙1 別紙2 別紙3	① 参考事項(別に定める様式による) ② ばい煙の排出基準計算書(別に定める様式による) ③ ばい煙の発生に係る原燃料の性状分析表 ④ ばい煙の排出系統図 ⑤ ばい煙の発生及び処理に係る操業系統の概要図 ⑥ ばい煙発生施設、処理施設、ばい煙排出口の構造概要図 ⑦ ばい煙測定口の位置図 ⑧ ばい煙発生施設、処理施設、ばい煙排出口の位置を示した事業所の配置図 ⑨ 事業所への案内図
使用届 (第7条第1項)	新たに施設となった日から30日以内		
変更届 (第8条第1項)	変更工事着手日の60日前まで		① 参考事項(別に定める様式による) ② 変更理由書 ③ 変更内容説明書 ④ すでに提出されている添付書類のうち変更のあるもの
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (第11条)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (第11条)	使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (第12条第3項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(備考)

1. 氏名等変更届及び承継届については、他法令による届出を同時に行う場合には、共通様式により届出することができます。

(2) 揮発性有機化合物排出施設の届出

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (第17条の5第1項)	設置工事着手日の60日前まで	様式第2 別紙1 別紙2	① 参考事項(別に定める様式による) ② 揮発性有機化合物の排出系統図 ③ 揮発性有機化合物の排出及び処理に係る 操業系統の概要図 ④ 揮発性有機化合物排出施設、処理施設及び 揮発性有機化合物排出口の構造概要図 ⑤ 揮発性有機化合物測定口の位置図 ⑥ 揮発性有機化合物排出施設、処理施設及び 排出口の位置を示した事業所の配置図 ⑦ 事業所への案内図
使用届 (第17条の6第1項)	新たに施設とな った日から30日 以内		
変更届 (第17条の7第1項)	変更工事着手日 の60日前まで		① 参考事項(別に定める様式による) ② 変更理由書 ③ 変更内容説明書 ④ すでに提出されている添付書類のうち変 更のあるもの
氏名(名称、住所、所在 地)変更届 (第17条の13第2項)	変更のあった日 から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (第17条の13第2項)	使用を廃止した 日から30日以内	様式第5	
承継届 (第17条の13第2項)	承継のあった日 から30日以内	様式第6	

(備考)

1. 氏名等変更届及び承継届については、他法令による届出を同時に行う場合には、共通様式により届出することができます。

(3) 一般粉じん発生施設の届出

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (第18条第1項)	設置工事着手前 まで	様式第3 別紙1 (コークス炉) 別紙2 (堆積場)	① 参考事項(別に定める様式による) ② 一般粉じんの発生及び処理に係る操業系 統の概要図 ③ 一般粉じん発生施設、処理施設、防止施 設の構造概要図 ④ 一般粉じん発生施設、処理施設、防止施 設の位置を示した事業所の配置図 ⑤ 事業所への案内図
使用届 (第18条の2第1項)	新たに施設とな った日から30日 以内	別紙3 (ベルコン等) 別紙4 (破碎機等)	
変更届 (第18条第3項)	変更工事着手前 まで	のうち該当する もの	① 参考事項(別に定める様式による) ② 変更理由書 ③ 変更内容説明書 ④ すでに提出されている添付書類のうち変 更のあるもの
氏名(名称、住所、 所在地)変更届 (第18条の13第2項)	変更のあった日 から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (第18条の13第2項)	使用を廃止した 日から30日以内	様式第5	
承継届 (第18条の13第2項)	承継のあった日 から30日以内	様式第6	

(備考)

1. 氏名等変更届及び承継届については、他法令による届出を同時に行う場合には、共通様式により届出することができます。

(4) 特定粉じん発生施設の届出

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (第18条の6第1項)	設置工事着手日の60日前まで	様式第3の2 別紙1 別紙2 別紙3	① 参考事項(別に定める様式による) ② 特定粉じんの発生及び処理に係る操業系統の概要図 ③ 特定粉じん発生施設、処理施設、防止施設の構造概要図 ④ 特定粉じん発生施設、処理施設、防止施設の位置を示した事業所の配置図 ⑤ 特定粉じん排出系統図 ⑥ 特定粉じん発生施設を設置する工場、事業場の付近の状況図 ⑦ 特定粉じんの濃度の測定場所及び当該場所を選定した理由書 ⑧ 事業所への案内図
使用届 (第18条の7第1項)	新たに施設となった日から30日以内		
変更届 (第18条の6第3項)	変更工事着手日の60日前まで		① 参考事項(別に定める様式による) ② 変更理由書 ③ 変更内容説明書 ④ すでに提出されている添付書類のうち変更のあるもの

(備考)

1. 氏名(名称、住所、所在地)変更届、使用廃止届、承継届は一般粉じん発生施設と同じ。

(5) 特定粉じん排出等作業の実施の届出

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
実施届 (第18条の17第1項)	作業開始の14日前まで	様式第3の5 別紙	① 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図及び付近の状況 ② 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ③ 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図
緊急に行う必要がある場合の実施届 (第18条の17第2項)	速やかに		

(備考)

1. 特定粉じん排出等作業実施届出書の届出者は、当該作業の発注者又は自主施工者です。
2. 特定粉じん排出等作業実施届出書のほか、特定工事の該当の有無にかかわらず、元請業者又は自主施工者は、以下の規模要件に該当する解体等工事の事前調査を行ったときは、遅滞なく都道府県知事へ報告しなければなりません。(法第18条の15第6項)
①建築物の解体工事であって、当該作業の床面積が80m²以上のもの
②建築物の改造又は補修工事であって、当該作業の請負金額が100万円以上のもの
③工作物の解体、改造又は補修工事であって、当該作業の請負金額が100万円以上のもの
※1 自主施工者の場合、②及び③については請負人に施工させた場合の請負代金相当額
※2 工作物は、反応槽、加熱炉など特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるもの(R2.10.7環境省告示第77号)
3. 事前調査結果の報告は、原則、石綿調査結果報告システムによって行います。
4. 詳細については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(令和3年3月、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)」をご確認ください。

(6) 水銀排出施設の届出

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (第18条の28第2項)	設置工事着手日の60日前まで	様式第3の6 別紙1 別紙2 別紙3	① 参考事項(別に定める様式による) ② 水銀の排出系統図 ③ 水銀の発生及び処理に係る操業系統の概要図 ④ 水銀排出施設、処理施設、水銀排出口の構造概要図 ⑤ 水銀測定口の位置図 ⑥ 水銀排出施設、処理施設、水銀排出口の位置を示した事業所の配置図 ⑦ 事業所への案内図
使用届 (第18条の29第1項)	新たに施設となった日から30日以内		① 参考事項(別に定める様式による) ② 変更理由書 ③ 変更内容説明書 ④ すでに提出されている添付書類のうち変更のあるもの
変更届 (第18条の30第1項)	変更工事着手日の60日前まで		
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (第18条の36第2項)	変更のあった日から30日以内	様式第4	
使用廃止届 (第18条の36第2項)	使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (第18条の36第2項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

(備考)

1. 氏名等変更届及び承継届については、他法令による届出を同時に行う場合には、共通様式により届出することができます。

2. 届出書の作成方法

(1) 届出書の作成にあたって

- ① 届出書は、施設の種類ごとに作成します。1つの工場又は事業場が同じ種類の施設を2つ以上届け出ようとするときは、1つの届出書として作成することができます。(施設の種類が同じであれば、規模は異なっても構いません。)
- ② 同一の建築物等について、2以上の特定粉じん排出等作業を行う場合は、1つの届出書として作成することができます。
- ③ 届出者は、法人にあつては、その代表者あるいは代表者から権限を委任されたものに限り、(委任する場合は、届出書に委任状を添付してください。また、委任状には委任の内容を明記してください。)
- ④ 届出書様式及び添付書類の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、J I S A 4に統一してください。
- ⑤ ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設及び水銀排出施設の変更届にあつては、届出様式中の左欄に「変更前」、右欄に「変更後」の届出事項を記入してください。変更届出書類のうち、参考事項(様式)を除く添付書類については、すでに提出されている添付書類のうち変更のあるもののみを添付してください。
- ⑥ 予備施設でほとんど使用していない施設であっても届出が必要です。
- ⑦ 同一工場又は事業場において、既設施設を撤去し、同地点に別の同規模施設を設置する場合は、撤去の施設については廃止届、設置の施設については設置届が必要です。
なお、既設施設を撤去し、同一工場敷地内の別の地点にそのまま据えかえる場合は、新たな届出は必要ありません。(ただし、新たな設置場所に係る必要な事項についても報告が必要です。)
- ⑧ 施設の使用廃止届は、施設を使用しない意志決定があれば施設を撤去しなくても行うことができます。

(2) 届出書の作成例と作成上の注意

ア ばい煙発生施設の設置・使用・変更届

- ① 記入例を参考にして作成してください。届出する場合には、このほかに添付書類が必要です。
- ② 添付書類のうち、「参考事項」及び「ばい煙の排出基準計算書」は一定の様式(様式は第3編参照)により作成してください。
- ③ 変更届の場合は、届出書様式第1の次に変更理由及び変更の内容を簡潔に記した別紙を添付してください。

イ 揮発性有機化合物排出施設設置・使用・変更届

- ① 記入例を参考にして作成してください。
- ② 添付書類のうち、「参考事項」は一定の様式(様式は第3編参照)により作成してください。
- ③ 変更届の場合は、届出書様式第2の次に変更理由及び変更の内容を簡潔に記した別紙を添付してください。

ウ 一般粉じん発生施設設置・使用・変更届

- ① 届出書類のうち、別紙1から別紙4は届出に該当するもののみ添付します。
- ② 届出事項の記入にあつては、届出書様式に記載されている「備考」を参照してください。
- ③ 一般粉じんの処理施設として集じん機を設置する場合は、集じん機の前後の測定口の位置を示した図面を添付してください。
- ④ 添付書類のうち、「参考事項」は一定の様式(様式は第3編参照)により作成してください。
- ⑤ 変更届の場合は、届出書様式第3の次に変更理由及び変更の内容を簡潔に記した別紙を添付してください。

エ 特定粉じん発生施設の設置・使用・変更届

- ① 届出事項の記入にあたっては、届出書様式に記載されている「備考」を参照してください。
- ② 添付書類のうち、「参考事項」は一定の様式（様式は第3編参照）により作成してください。
- ③ 変更届の場合は、届出書様式第3の2の次に変更理由及び変更の内容を簡潔に記した別紙を添付してください。

オ 特定粉じん排出等作業の実施届

届出事項の記入にあたっては、届出書様式及び別紙に記載されている「備考」を参照してください。

カ 水銀排出施設の設置・使用・変更届

- ① 届出事項の記入にあたっては、届出書様式に記載されている「備考」を参照してください。
- ② 添付書類のうち、「参考事項」は一定の様式（様式は第3編参照）により作成してください。
- ③ 変更届の場合は、届出書様式第3の6の次に変更理由及び変更の内容を簡潔に記した別紙を添付してください。

キ その他の届出

氏名等変更届、使用廃止届、承継届の届出様式は、それぞれ1枚の用紙のみで、そのほかに添付する書類はありません。

(3) 添付書類の作成方法

- ① 参考事項（ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん、水銀共通）
施設を設置する事業所の概要、今回届出施設に係る特記事項及び添付書類の内容を記入します。
- ② ばい煙の排出基準計算書（ばい煙のみ）
届出施設に適用される排出基準について、様式に定める所定の計算を行い、排出基準に適合することを確認してください。
- ③ ばい煙の発生に係る原料又は燃料の性状分析表（ばい煙のみ）
燃料にあつては、硫黄分、窒素分、灰分、発熱量、比重等が記載されているもの。原料にあつては、硫黄分、窒素分、法に定める有害物質の成分、その他ばい煙の発生に影響がある性状が記載されているもの。これらの性状分析表は、事業所が分析したもの、外部に委託して分析したもの、原燃料購入先が発行するもののいずれかとします。
- ④ ばい煙等の排出系統図（ばい煙、揮発性有機化合物、特定粉じん、水銀共通）
各発生（排出）施設から処理施設又は防止施設、排出口（煙突）までの流れをフローシートで示してください。
- ⑤ ばい煙等の発生及び処理に係る操業系統の概要図（ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん、水銀共通）
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設に関係する製造工程あるいは操業の方法をフローシートで示し、その中に、届出施設及び処理施設等が使用される工程を明示してください。
- ⑥ 各発生（排出）施設及び処理施設等の構造概要図（ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん、水銀共通）
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設、処理施設又は防止施設の構造概要図、平面図及び立面図に寸法を記入してください。
ばい煙、揮発性有機化合物及び水銀の場合は、煙道（ダクト）まわりの図面及び排出口（煙突）の全体図も添付してください。
- ⑦ 測定口の位置を示した図面（ばい煙、揮発性有機化合物、水銀の場合）
煙道（ダクト）の図面に測定口の位置寸法及び測定作業に必要な足場（ステージ）の概要と地上から足場までの高さを示してください。

- ⑧ 事業所の配置図（ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん、水銀共通）
事業所の敷地の全体図の中に、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設、処理施設又は防止施設、排出口の位置を明示してください。図面はできるだけ正確に作成し、縮尺や方位を記入してください。
- ⑨ 事業所への案内図（ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん、水銀共通）
事業所周辺の状況がわかりやすい図面を用いてください。
- ⑩ 特定粉じん発生施設は、特定粉じんの濃度の測定場所及び当該場所を選定した理由書を添付してください。

3. 届出書の提出先

(1) 提出先

工場又は事業場や届出対象特定工事のある市町村を所管する環境政策課県央環境保全室又は各県民センター環境・保安課に提出してください。

ただし、水戸市、笠間市、古河市、ひたちなか市、筑西市、つくば市（一般粉じん発生施設のみ）の場合には、当該市の環境担当課へ提出してください。

(2) 提出部数

正本1部、副本（写し）1部（届出者において、控えが必要な場合には副本（写し）2部）

4. 届出書の記入例

(1) ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書

ア 様式第1

① ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

② 年 月 日

茨城県知事 殿
(③ 扱い)

④ 届出者

⑤ 大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	} ⑥	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類	⑦	※ 施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※ 審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※ 備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

- 備考
- 1 ばい煙発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

○ 記入要領

- ① 設置（使用、変更）のうち、該当する事項以外は二重線で消してください。
設置（使用、変更）届出書に加えて、「参考事項」及び「排出基準計算書」を添付してください。
- ② 届出窓口へ提出する日を記入してください。
- ③ 提出先が県の場合には、工場・事業場のある市町村を管轄する所属長扱いとしてください。
※環境政策課県央環境保全室の場合・・・茨城県知事（環境政策課長扱い）
※県民センター環境・保安課の場合・・・茨城県知事（〇〇県民センター長扱い）
水戸市、笠間市、古河市、ひたちなか市又は筑西市に工場・事業場がある場合には、各市長あてとし、当該市の環境担当課に提出してください。
- ④ 届出者の氏名は、法人にあつては代表者あるいは代表者から権限を委任された者の氏名を記入し、住所は届出者の住所を記入してください。
- ⑤ 該当する条項以外は二重線で消してください。
- ⑥ ばい煙発生施設の設置場所を記入してください。
- ⑦ 届出施設の項番号、種類、届出施設（表－２参照）を記入してください。

ばい煙発生施設の構造

⑥

工場又は事業場における施設番号		①	
名称及び型式			
設置年月日		② 年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		③ 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		④ 年 月 日	年 月 日
規 模	伝熱面積 (m ²)	⑤	
	燃料の燃焼能力(重油換算 l/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力(kg/h)		
	焼却能力(kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流容量 (kA)		
	ポンプの動力 (kW)		
	合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

○ 記入要領

- ① 施設ごとに付する番号又は符号（事業所で任意に決定）を記入してください。
- ② 設置届の場合は空欄としてください。
- ③ 設置届の場合は設置工事（基礎工事を含む）、変更届の場合は変更予定の工事等の着手予定年月日を記入してください。使用届の場合は空欄としてください。
なお、「実施の制限」があるので、様式第1の届出年月日の60日以降の日を記入してください。
- ④ 使用届の場合は空欄としてください。
- ⑤ 下表を参照して当該項目を記入してください。

表 対象施設と規模欄の関係

規模	対象施設																																		
	1	2	3	4	5	6	7	8	8-2	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
伝熱面積(m ²)																								◎											
燃料の燃焼能力(換算重油L/h)	◎	◎			◎	◎	◎		◎	◎	◎				◎				◎			◎		◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎		
原料の処理能力(t/h)		◎	◎	◎											◎		◎	◎		◎		◎	◎						◎						
火格子面積又は羽口面断面積(m ²)					◎	◎	◎			◎	◎	◎		◎	◎									◎											
変圧器の定格容量(kVA)					◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎									◎			◎	◎	◎								
触媒に附着する炭素の燃焼能力(kg/h)									◎																										
焼却能力(kg/h)														◎																					
乾燥施設の容量(m ³)																◎												◎							
電流容量(kA)																						◎													
ポンプの動力(kW)																							◎												
合成・漂白・濃縮能力(kg/h)																													◎						

※重油換算はカッコ書き（ ）で記入してください。

- ⑥ 変更届の場合は、既届出内容（変更前）を左欄に、今回届出内容を右欄に対照させて記入し、欄外上部にそれぞれ「変更前」、「変更後」を表記してください。

ばい煙発生施設の使用の方法

⑭

工場又は事業場における施設番号		①					
使用 状況	1日の使用時間及び月使用日数等	② 時～時 時間/回 回/日 日/月		時～時 時間/回 回/日 日/月			
	季節変動	③					
原材料 (ばい煙の発生に 影響あるものに限 る)	種類	④					
	使用割合	④					
	原材料中の成分割合(%)	いおう分 かゞひ分	鉛分 弗素分	いおう分 かゞひ分	鉛分 弗素分		
	1日の使用量	④					
燃料又 は電力	種類	⑤					
	燃料中の成分割合(%)	⑥灰分	いおう分	窒素分	灰分	いおう分	窒素分
	発熱量	⑦					
	通常の使用量	⑧最大 通常		最大 通常			
	混焼割合	⑨					
排出ガス量(Nm ³ /h)	湿り	最大	通常	最大	通常		
	乾き	最大	通常	最大	通常		
排出ガス温度(°C)		⑩					
排出ガス中の酸素濃度(%)		⑪					
ばい煙 の濃度	ばいじん(g/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	いおう酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常		
	カドミウム及びその化合物(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩素(mg/Nm ³)	最大	⑫通常	最大	通常		
	塩化水素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物(mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	窒素酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常		
ばい煙量	いおう酸化物(Nm ³ /h)	最大	通常	最大	通常		
参考事項	⑬						

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあつては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

○ 記入要領

- ① 別紙1と同じ番号を記入してください。
- ② 非常用施設の場合は空欄としてください。
- ③ 年間を通じて稼働する場合は「なし」、稼働に変動がある場合は具体的に記入してください。
(例： 月 日 ～ 月 日)
また、非常用施設の場合は、年間の稼働時間 (h/年) を記入してください。
予備施設、交互使用施設は余白に明記してください。
- ④ 原材料を使用し、原材料からばい煙の排出がある場合は記入してください。
- ⑤ A重油、灯油、LPG等、具体的に記入してください。
- ⑥ この届出値を超えないことを保証できる数値を記入してください。
- ⑦ 低発熱量を記入してください。
- ⑧ 「最大」は、施設を定格能力で運転させた場合の数値、「通常」は平均的な運転状態での数値を記入してください。
- ⑨ 1種類の燃料のみ使用する場合は「専焼」、2種類以上の燃料を使用する場合は、その使用割合を記入してください。使用割合が著しく変動する場合は、添付書類の「参考事項」にその状況を記入してください。
- ⑩ 「最大」、「通常」は、⑧と同様に記入してください。
排風機等により強制排気している場合は、排風量を考慮した値を記入してください。
- ⑪ 排出口での計算値又は測定値の平均的な数値を記入してください。
- ⑫ 備考2、3を参照し、排出基準が適用される項目について記入してください。
「最大」は、この届出値を超えないことを保証できる数値、「通常」は、計算値又は測定値の平均的な数値を記入してください。
標準酸素濃度補正方式が導入されている施設については、補正前の数値を記入してください。
- ⑬ 備考4を参照して記入してください。
- ⑭ 変更届の場合は、既届出内容(変更前)を左欄に、今回届出内容を右欄に対照させて記入し、欄外上部にそれぞれ「変更前」、「変更後」を表記してください。

⑫

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		①	
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号		②	
ばい煙処理施設の種類、名称及び形式		③	
設置	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定	年 月 日	④ 年 月 日	年 月 日
使用開始予定	年 月 日	年 月 日	年 月 日
ばい煙の濃度ばい煙量	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	⑤
		通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	⑥
		処理後	
	ばいじん (g/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	いおう酸化物 (容量比ppm)	処理前	
		処理後	
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	塩素 (mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
	塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前	⑦
		処理後	
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm ³)	処理前	
		処理後	
鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前		
	処理後		
窒素酸化物 (容積比ppm)	処理前		
	処理後		
いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大	処理前	
		処理後	
	通常	処理前	
		処理後	
捕集効率 (%)	ばいじん		⑧
	いおう酸化物		
	カドミウム及びその化合物		
	塩素		
	塩化水素		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	窒素酸化物		
使用	1日の使用時間及び月使用日数等	⑨ 時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
状況	季節変動	⑨	
排出口の実高さ H _o (m)		⑩	
補正された排出口の高さ H _e (m)		⑪ 最大 通常	最大 通常
排出速度 (m/s)		⑪ 最大 通常	最大 通常

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さ H_e は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

○ 記入要領

- ① 処理施設又は排出口（煙突）に付する番号又は符号（事業所が任意に決定）を記入してください。
- ② 別紙1及び別紙2と同じ番号を記入してください。
- ③ 処理施設の種類（サイクロン、バグフィルター等）具体的に記入してください。
- ④ 処理施設の設置、着手予定、使用開始予定の年月日を記入してください。

（注）⑤～⑧は、処理施設の処理能力について記入することとし、排出口（煙突）のみの場合は記入する必要はありません。

- ⑤ 排出口（煙突）での湿り排出ガス量を記入してください。
- ⑥ 「処理前」は処理施設直前での温度、「処理後」は排出口（煙突）での温度を記入してください。
- ⑦ 処理する項目について、施設の定格能力運転時の処理前・処理後の乾き排出ガス中の濃度を記入してください。
- ⑧ ⑦より計算した値を記入してください。
- ⑨ 処理施設の使用状況について記入してください。
- ⑩ 地面から排出口（煙突）の頂部までの高さを記入してください。また、排出口の形状および寸法（内径）についても記入してください。
- ⑪ 算定方法については、p 73 を参照。
- ⑫ 変更届の場合は、既届出内容（変更前）を左欄に、今回届出内容を右欄に対照させて記入し、欄外上部にそれぞれ「変更前」、「変更後」を表記してください。

(2) 揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

ア 様式第2

① 揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

② 年 月 日

茨城県知事 殿
 (③ 扱い)

④ 届出者

⑤ 大気汚染防止法第17条の5第1項（第17条の6第1項、第17条の7第1項）の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	⑥	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類	⑦	※施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり	※審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり	※備考	

- 備考
- 1 揮発性有機化合物排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 5 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

○ 記入要領

- ① 設置（使用、変更）のうち、該当する事項以外は二重線で消してください。
設置（使用、変更）届出書に加えて、「参考事項」を添付してください。
- ② 届出窓口へ提出する日を記入してください。
- ③ 提出先が県の場合には、工場・事業場のある市町村を管轄する所属長扱いとしてください。
※環境政策課県央環境保全室の場合・・・茨城県知事（環境政策課長扱い）
※県民センター環境・保安課の場合・・・茨城県知事（〇〇県民センター長扱い）
水戸市、笠間市、古河市、ひたちなか市又は筑西市に工場・事業場がある場合には、各市長あてとし、当該市の環境担当課に提出してください。
- ④ 届出者の氏名は、法人にあつては代表者あるいは代表者から権限を委任された者の氏名を記入してください。
住所は届出者の住所を記入してください。
- ⑤ 該当する条項以外は二重線で消してください。
- ⑥ 揮発性有機化合物排出施設の設置場所を記入してください。
- ⑦ 届出施設の項番号、種類（表－２－２参照）を記入してください。

イ 別紙1

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

⑪

工場又は事業場における施設番号		①	
名称及び型式			
設置年月日		② 年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		③ 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		④ 年 月 日	年 月 日
規模	送風機の送風能力 (m ³ /h)	⑥	
	排風機の排風能力 (m ³ /h)		
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m ²)		
	容量 (kl)		
1日の使用時間及び月使用日数等		⑥ 時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
排出ガス量 (Nm ³ /h)		⑦	
使用する主な揮発性有機化合物の種類		⑧	
揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))		⑨	
参考事項		⑩	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

○ 記入要領

- ① 施設ごとに付する番号または符号（事業所で任意に決定）を記入してください。
- ② 設置届の場合は空欄とする。
- ③ 設置届の場合は設置工事（基礎工事を含む）、変更届の場合は変更予定の工事等の着手予定年月日を記入してください。使用届の場合は空欄としてください。
なお、「実施の制限」があるので、様式第2の届出年月日の60日以降の日を記入してください。
- ④ 使用届の場合は空欄としてください。
- ⑤ 下表を参照して該当項目を記入してください。1つの送風機等が複数ある場合は、それらの規模の合計値を記入し、カッコ書きでそれぞれの規模を記入してください。
ただし、専ら非常時に使われる送風機等の規模は合算しません。

表 対象施設と規模欄の関係

対象施設（項番号） 規模	1	2	3	4	5	6	7	8	9
送風機の送風能力（m ³ /h）	◎		◎	◎	◎	◎	◎		
排風機の排風能力（m ³ /h）	※	◎	※	※	※	※	※		
揮発性有機化合物が空気に接する面の面積（m ² ）								◎	
容量（kL）									◎

※ 送風機がなく、排風機で強制的に排気している場合は、送風機の能力に代えて排風機の能力を施設規模とします。

- ⑥ 通常の操業における1日の稼働時間及び1月あたりの使用日数等を記載してください。
非常用施設の場合は、「非常用」と記載し、貯蔵施設の場合は、高揮発性有機化合物を貯蔵している日数を記入してください。
- ⑦ 当該施設を定格能力で運転するときの湿り排出ガス量を記入してください。
- ⑧ トルエン、キシレン等の物質名を記入してください。
石油類の場合は物質名ではなく、ガソリン、原油、ナフサ等の製品名を記入してください。
- ⑨ 備考6を参照し、新たに設置する施設及び貯蔵タンクの場合には、計算により求めた濃度を記入してください。
既設施設については、原則として実測値を記入することとしますが、法17条の5に規定する期間内に測定できない場合は、当該項目を空欄のまま提出し、提出後に測定を行い、結果を報告してください。
- ⑩ 備考8を参照してください。
- ⑪ 変更届の場合は、既届出内容（変更前）を左欄に、今回届出内容を右欄に対照させて記入し、欄外上部にそれぞれ「変更前」、「変更後」を表記してください。

揮発性有機化合物の処理の方法

⑧

揮発性有機化合物の処理施設の工場 又は事業場における施設番号		①	
処理に係る揮発性有機化合物排出施設 の工場又は事業場における施設番号		②	
揮発性有機化合物の処理施設の種類、 名称及び型式		③	
設	置	年	月
		日	
		年	月
		日	
着	手	予	定
		年	月
		日	
		年	月
		日	
使	用	開	始
		予	定
		年	月
		日	
		年	月
		日	
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /h)		⑤
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比ppm (炭素換算))	処理前	⑥
		処理後	
	処 理 効 率 (%)		⑦

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
 - 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
 - 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

○ 記入要領

- ① 処理施設又は排出口（煙突）に付する番号又は符号（事業所が任意に決定）を記入してください。
- ② 別紙1と同じ番号を記入してください。
- ③ 直接燃焼式、触媒酸化式、吸回収収式など処理方式がわかるように記入してください。
- ④ 処理施設の設置、着手予定、使用開始予定の年月日を記入してください。

（注）⑤～⑦は、処理施設の処理能力について記入することとし、処理施設がない場合は記入する必要はありません

- ⑤ 当該施設の定格能力で運転するときの湿り排出ガス量を記入してください。
- ⑥ 備考3を参照し、実測値又は計算値を用い、いずれであるか明記してください。
- ⑦ 実測値から以下の式により求めた値、又は計算値（メーカー保証値）を用い、そのいずれであるか明記してください。
処理効率（%）＝（1－処理後の濃度/処理前の濃度）×100

5. 各種計算方法

ばい煙発生施設の設置、使用、変更届出書の別紙2、3の数値の算定にあたっては、次の方法を参考にしてください。

計算項目	ばい煙発生施設届出書類	計算式
<p>(1) 排出ガス量</p> <p>① 湿りガス量：Q_{ow} (Nm^3/h) 低位発熱量：H_l ($kJ/kg(m^3)$) 理論空気量：A_o ($Nm^3/kg(m^3)$) 理論湿りガス量：G_{ow} ($Nm^3/kg(m^3)$) 燃料単位当たり：G_w ($Nm^3/kg(m^3)$) の湿りガス量 定格運転時の：L ($kg(m^3)/h$) 燃料使用量 燃料中の水分：W の重量割合 燃料中の水素：h の重量割合 空気過剰係数：m</p> <p>(注) 液体・固体燃料は kg 気体燃料は m^3 とする。</p> <p>② 乾きガス量：Q_{od} (Nm^3/h) 燃料単位当たり：G_d ($Nm^3/kg(m^3)$) の乾きガス量</p> <p>(2) 硫黄酸化物排出量と許容量の計算式</p> <p>① 硫黄酸化物排出量：q' (Nm^3/h) 燃料中の硫黄分：S (%)</p> <p>② 硫黄酸化物容量比：ppm</p> <p>③ 硫黄酸化物許容排出量：q (Nm^3/h) 許容量を決める係数：K 補正された排出口高さ：H_e</p>	<p>別紙2、3の「排出ガス量」(Q_{ow})</p> <p>別紙2、3の「ばい煙濃度」の算出に要する排出ガス量(Q_{od})</p> <p>別紙2、3の「ばい煙量(q')</p> <p>別紙2、3の「いおう酸化物容量比(ppm)」</p>	<p>液体燃料の場合、燃料1Lの燃焼により発生する排出ガス量(湿り)は、12~13 Nm^3となる。ただし、使用燃料中の元素組成、発熱量、空気比、排風機の処理能力などが明確に把握できる場合は、これらにより排出ガス量の算出を行う。</p> <p>なお、固体燃料、気体燃料については、燃料の種類により差が著しいので、燃料中の元素組成、低位発熱量、空気比、排風機の処理能力などからここに算出する。</p> <p>排出ガス量の概略計算方法 燃料の低位発熱量から G_{ow} (理論湿りガス量) 及び A_o (理論空気量) の概略を求めることができる。 (次ページの「低位発熱量と G_{ow} 及び A_o との関係」を参照のこと。)</p> $Q_{ow} = L \times G_w$ $* G_w = G_{ow} + A_o (m - 1)$ $Q_{od} = L \times G_d$ $* G_d = G_w - (11.2h + 1.24W)$ $q' = L \times \frac{S}{100} \times \frac{64}{32} \times \frac{22.4}{64}$ $= L \times S \times 0.007 \dots b$ $ppm = \frac{q'}{Q_{od}} \times 10^6$ $q = K \times 10^{-3} \times H_e^2 \dots a$ <p>a, b 式で求められた値が $q \geq q'$ の場合は適合</p>

計算項目	ばい煙発生施設 届出書類	計算式
(3)排出速度の計算式 排出速度：V (m/sec) 排出口の断面積：A (m ²) 煙突の頂上口径：D (m) 排出ガス温度：t (°C)	別紙3の「排出速度」(V)	$V = \frac{Q_{ow}}{A} \times \frac{273+t}{273} \times \frac{1}{3600}$ $\ast A = \frac{2\pi D}{4} = 1.57 \times D \text{ (円形の場合)}$
(4)補正煙突高さの計算式 大気汚染防止法施行規則に基づく式 排出口の実高さ：H _o (m) 補正された排出口高さ：H _e (m) 排出ガスの速度による：H _m (m) 上昇高さ 排出ガスの浮力による：H _t (m) 上昇高さ 15°Cにおける排出ガス量：Q (m ³ /sec) 排出ガスの絶対温度：T (K)	別紙3の「補正された排出口の高さ」(H _e)	$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$ $\ast H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$ $\ast H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$ $\ast J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \times (1,460 - 296 \frac{V}{T - 288}) + 1$ $\ast Q = \frac{Q_{ow}}{3600} \times \frac{273 + 15}{273} = 2.93 \times Q_{ow} \times 10^{-4}$ $\ast T = 273 + t$

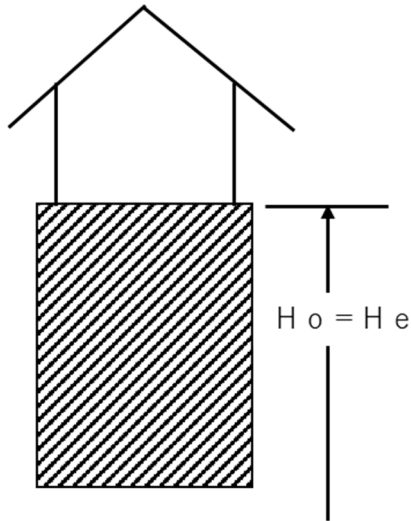
低位発熱量H_lと理論湿りガス量G_{ow}及び理論空気量A_oとの関係(概略値)

燃料	理論湿りガス量 (G _{ow})	理論空気量 (A _o)
固形燃料 (1kg 当たり)	$(\frac{213H_l}{1000} + 1.65) \text{ Nm}^3$	$(\frac{242H_l}{1000} + 0.5) \text{ Nm}^3$
液体燃料 (1kg 当たり)	$\frac{266H_l}{1000} \text{ Nm}^3$	$(\frac{203H_l}{1000} + 2.0) \text{ Nm}^3$
低熱量気体燃料 (H _l =2.1~12.5MJ/Nm ³) (1Nm ³ 当たり)	$(\frac{173H_l}{1000} + 1.0) \text{ Nm}^3$	$\frac{209H_l}{1000} \text{ Nm}^3$
高熱量気体燃料 (H _l =16.7~29.3MJ/Nm ³) (1Nm ³ 当たり)	$(\frac{273H_l}{1000} + 0.25) \text{ Nm}^3$	$(\frac{261H_l}{1000} - 0.25) \text{ Nm}^3$

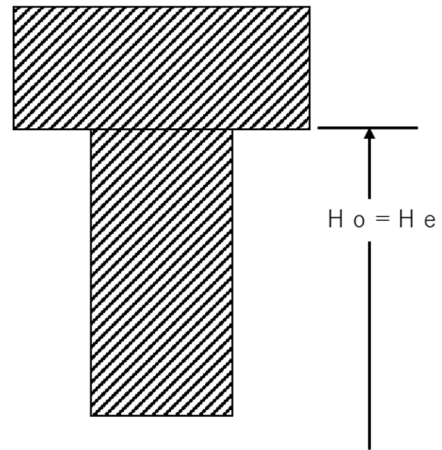
H_l：低位発熱量 (MJ/kg 又は MJ/Nm³)

※低位発熱量：燃焼により発生する発熱量のうち、水蒸気の凝縮潜熱を除いた発熱量をいう。これに対し、高位発熱量は水蒸気が持つ凝縮潜熱を含めた発熱量をいう。

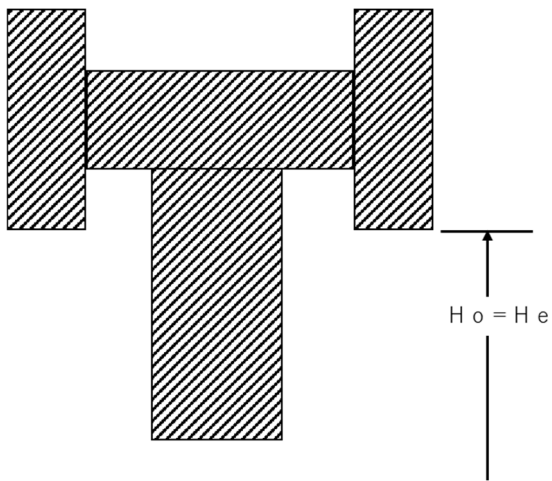
※傘つき煙突、T字型煙突又はH字型煙突などのように、排出口に排煙の障害となるものがある場合の有効煙突高は実煙突高とする。



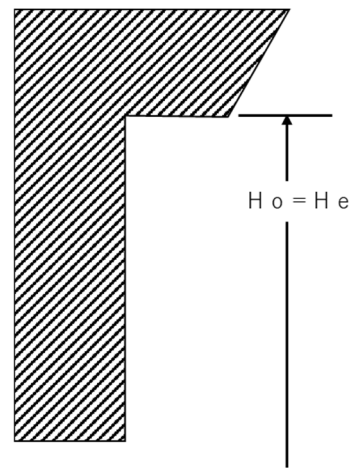
(傘 笠)



(T 字)



(H 字)



(横向き)

第3章 届出書類の様式

1. ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書〔様式第1〕
2. 揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書〔様式第2〕
3. 一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書〔様式第3〕
4. 特定粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書〔様式第3の2〕
5. 事前調査結果報告書〔様式第3の4〕
6. 特定粉じん排出等作業実施届出書〔様式第3の5〕
7. 水銀排出施設設置（使用、変更）届出書〔様式第3の6〕
8. 氏名（名称、住所、所在地）変更届出書〔様式第4〕
9. 氏名等変更届出書〔共通様式〕
10. ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）使用廃止届出書〔様式第5〕
11. ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）承継届出書〔様式第6〕
12. 承継届出書〔共通様式〕
13. ばい煙等測定記録表〔様式第7〕
14. 水銀濃度測定記録表〔様式第7の2〕
15. 参考事項（その1：ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）
16. 参考事項（その2：揮発性有機化合物排出施設）
17. 参考事項（その3：水銀排出施設）
18. 排出基準計算書（いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物、有害物質）

ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
(扱い)

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名)

大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類		※ 施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※ 審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※ 備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規 模	伝熱面積 (m ²)		
	燃料の燃焼能力(重油換算 l/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力(kg/h)		
	焼却能力(kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流容量 (kA)		
	ポンプの動力 (kW)		
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号							
使用 状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月		時～時 時間/回 回/日 日/月			
	季節変動						
原材料 (ばい煙の発生に 影響あるものに限 る)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合(%)	いおう分 カドミム分	鉛分 窒素分	いおう分 カドミム分	鉛分 窒素分		
	1日の使用量						
燃料又 は電力	種類						
	燃料中の成分割合(%)	灰分	いおう分	窒素分	灰分	いおう分	窒素分
	発熱量						
	通常の使用量	最大	通常	最大	通常		
	混焼割合						
排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り	最大	通常	最大	通常		
	乾き	最大	通常	最大	通常		
排出ガス温度(°C)							
排出ガス中の酸素濃度(%)							
ばい煙 の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	いおう酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常		
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩素 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩化水素 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常		
	窒素酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常		
ばい煙量 参考事項	いおう酸化物 (Nm ³ /h)	最大	通常	最大	通常		

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあつては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号			
ばい煙処理施設の種類、名称及び形式			
設	置	年 月 日	年 月 日
着	手 予 定	年 月 日	年 月 日
使	用 開 始 予 定	年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /h)	最 大	
		通 常	
	排 出 ガ ス 温 度 (°C)	処 理 前	
		処 理 後	
	ば い じ ん (g/Nm ³)	処 理 前	
		処 理 後	
	い お う 酸 化 物 (容量比ppm)	処 理 前	
		処 理 後	
	カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物 (mg/Nm ³)	処 理 前	
		処 理 後	
	塩 素 (mg/Nm ³)	処 理 前	
		処 理 後	
	塩 化 水 素 (mg/Nm ³)	処 理 前	
		処 理 後	
	濃 度 弗 素、弗 化 水 素 及 び 弗 化 珪 素 (mg/Nm ³)	処 理 前	
		処 理 後	
	鉛 及 び そ の 化 合 物 (mg/Nm ³)	処 理 前	
		処 理 後	
窒 素 酸 化 物 (容 積 比 ppm)	処 理 前		
	処 理 後		
ば い 煙 量	い お う 酸 化 物 (Nm ³ /h)	最 大 処 理 前	
		最 大 処 理 後	
		通 常 処 理 前	
		通 常 処 理 後	
捕 集 効 率 (%)	ば い じ ん		
	い お う 酸 化 物		
	カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物		
	塩 素		
	塩 化 水 素		
	弗 素、弗 化 水 素 及 び 弗 化 珪 素		
	鉛 及 び そ の 化 合 物		
	窒 素 酸 化 物		
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等	時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
	季 節 変 動		
	排 出 口 の 実 高 さ H _o (m)		
	補 正 さ れ た 排 出 口 の 高 さ H _e (m)	最 大 通 常	最 大 通 常
	排 出 速 度 (m/s)	最 大 通 常	最 大 通 常

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さH_eは、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第 2

揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 （氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名）

大気汚染防止法第 17 条の 5 第 1 項（第 17 条の 6 第 1 項、第 17 条の 7 第 1 項）の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類		※施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙 1 のとおり	※審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙 2 のとおり	※備考	

- 備考
- 1 揮発性有機化合物排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 5 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙 2 の届出は必要ない。

別紙 1

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	送風機の送風能力 (m ³ /h)		
	排風機の排風能力 (m ³ /h)		
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m ²)		
	容 量 (k l)		
1 日の使用時間及び月使用日数等		時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /h)			
使用する主な揮発性有機化合物の種類			
揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比 p p m (炭素換算))			
参 考 事 項			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

別紙2

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場 又は事業場における施設番号			
処理に係る揮発性有機化合物排出施設 の工場又は事業場における施設番号			
揮発性有機化合物の処理施設の種類、 名称及び型式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /h)		
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比ppm (炭素換算))	処理前	
		処理後	
	処 理 効 率 (%)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第 3

一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 （氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名）

大気汚染防止法第 18 条第 1 項（第 18 条第 3 項、第 18 条の 2 第 1 項）の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
一般粉じん発生 施 設 の 種 類		※ 施 設 番 号	
一般粉じん発生施 設の構造並びに使 用及び管理の方法	別紙 1 から別紙 4 のとおり。	※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 2 に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日は事業場における施設番号		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原料の処理能力(t/日)		
	炉室数		
	炭化時間(h)		
装炭作業	一般粉じんの処理装置の種類・形式		
	集じん機効率(%)		
	送風機の原動機出力(kW)		
窯出し作業	一般粉じんの処理装置の種類・形式		
	集じん機効率(%)		
	送風機の原動機出力(kW)		
消火作業	一般粉じんの処理装置の種類・形式		
参考事項			

- 備考
- 1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には、設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。
 - 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙2

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日 は事業場における施設番号		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	面積(m ²)		
	堆積能力(t)		
堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量(t/年)			
使用及び管理の方法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要		
	散水	装置の種類・型式・基数	
		装置の能力(m ³ /h)	
		散水の仕方	
	防じんカバーの設置状況		
	薬液散布	薬液の種類・名称	
		装置の種類・型式・基数	
		装置の能力(m ³ /h)	
		散水の仕方	
	締固め	装置の種類・型式	
		方 法	
その他	方 法		

- 備考
- 1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には、設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日・着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の間延べ堆積量について記載すること。
 - 3 散水の仕方、薬液散布の仕方、締固めの仕方及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 1/t）、実施頻度等を記載すること。
 - 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
 - 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙3

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日 は事業場における施設番号		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	ベルト幅 (cm) 又は バケット内容積 (m ³)		
	単基の長さ (m) × 基数		
	ベルト又はバケットの速度 (m/分)		
	運搬能力 (t/h)		
運搬物の種類、性状及び 通常の月間運搬量 (t/月)			
使用及び 管理の 方法	コンベアがその中に設置されて いる建築物の概要		
	集じん機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率 (%)	
		送風機の原動機出力 (kW)	
	散水	装置の種類・型式	
		装置の能力 (m ³ /h)	
		運搬量当たり散水量 (l/t)	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には、設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙 4

一般粉じん発生施設（破碎機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日 は事業場における施設番号		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原動機の定格出力(kW)		
	処理能力(t/h)		
処理対象物の種類及び通常 の月間処理量(通常)(t/月)			
使用 及び 管理 の 方法	破碎機・摩砕機又はふるいがその中に 設置されている建築物の概要		
	集 じん 機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率(%)	
		送風機の原動機出力(kW)	
	散 水	装置の種類・型式	
		装置の能力(m ³ /h)	
		処理量当たり散水量(l/t)	
	防じんカバーの設置状況		
	そ の 他	方 法	

- 備考
- 1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には、設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
 - 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

特定粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
(扱い)

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名)

大気汚染防止法第18条の6第1項(第18条の6第3項、第18条の7第1項)の規定により、特定粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定粉じん発生施設の種類		※施設番号	
特定粉じん発生施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果	
特定粉じん発生施設の使用の方法	別紙2のとおり	※備考	
特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法	別紙3のとおり		
参考事項			

- 備考 1 特定粉じん発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 参考事項欄には、常時使用する従業員数を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 届出書及び別紙の様式の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	原 動 機 の 定 格 出 力(kW)		
	原 料 の 処 理 能 力(t/h)		

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 特定粉じん発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

別紙2

特定粉じん発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
使用状況	使用工程		
	1日の使用時間等 及び月使用日数	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月
	季節変動		
原材料	種類		
	各原材料の使用割合		
	各原材料の通常 1日の使用量(t/日)		
	各原材料の通常 月間使用量(t/月)		

備考 原材料の欄は、工程別に記載すること。特定粉じんを含有する製品を原材料として使用する場合には、当該原材料中の特定粉じんの割合を原材料の種類欄に記載すること。

特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法

特定粉じんを処理し，又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の工場又は事業場における施設番号						
処理又は飛散の防止に係る特定粉じん発生施設の工場又は事業場における施設番号						
特定粉じんを処理し，又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の名称						
設	置	年	月			
日		年	月			
日		日				
着	手	予	定			
年	月	日				
年	月	日				
年	月	日				
使	用	開	始			
予	定	年	月			
日		年	月			
日		日				
処理又は飛散の防止の方法	集じん機	集じん機の種類・型式				
		集じん機効率(%)				
		集じん容量(m ³ /min)				
		捕集粉じん取出方法				
		捕集粉じん払落とし機構の種類				
		送風機	原動機出力(kW)			
			送風量(m ³ /min)			
		排出口の高さ(m)				
		排出口から敷地境界までの距離(m)				
		維持管理方法				
	散水	装置の種類・型式				
		散水の方法				
	その他	種類				
		方法				
参 考 事 項						

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に，使用届出の場合には設置年月日の欄に，変更届出の場合には設置年月日，着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に，それぞれ記載すること。
- 2 集じん機の捕集粉じん取出方法の欄には，取出方法の人力又は動力の別，取出しの周期等を記載すること。
- 3 集じん機の捕集粉じん払落とし機構の種類欄には，粉じん払落とし機構の自動式又は手動式の別を記載すること。
- 4 集じん機の維持管理方法の欄には，定期点検の実施頻度，ろ過集じん機のろ布の交換頻度等を記載すること。
- 5 散水の方法の欄には，散水量，散水時間，散水の実施頻度等を記載すること。
- 6 その他の欄には，建屋開口部の密閉化，建屋等の清掃等の対策を記載すること。
- 7 参考事項の欄には，廃棄物として処理される特定粉じんの保管及び処分の方法等を記載すること。
- 8 特定粉じんの処理又は特定粉じんの飛散の防止のための装置(フードを含む)の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

事前調査結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

報告者 (氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名)
電話番号
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	〒 ー		
解体等工事の場所	〒 ー		
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	年 月 日
特定粉じん排出等作業の 開始時期		※審査結果	
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年 月 日		
建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 m ² 階数(地上 階、地下 階)		
	その他工作物		
解体の作業の対象となる床面積の合計		※備考	
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年 月 日		
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏 名		
	講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)	
分析による調査を行った箇所			
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称			

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視 ②設計図書等(④を除く。) ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日				
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>

- 備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
- 2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
- 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
(扱い)

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名)
電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m ² (階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

- 備考
- 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 - 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m ³ /min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 （氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名）

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類		※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参考事項			

- 備考
- 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

別紙 1

水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 l / h)		
	原 料 の 処 理 能 力 (t / h)		
	火 格 子 面 積 又 は 羽 口 面 断 面 積 (m ²)		
	変 圧 器 の 定 格 容 量 (kVA)		
	焼 却 能 力 (kg / h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。
ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

別紙2

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号						
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月		時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動					
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類					
	使用割合					
	原材料中の水銀等含有割合					
	1日の使用量					
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類					
	燃料中の水銀等の含有割合					
	通常の使用量					
	混焼割合					
排出ガス量 (Nm ³ /h)		湿り	最大	通常	最大	通常
		乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)						
水銀濃度 (µg/Nm ³)	全水銀					
	ガス状水銀					
	粒子状水銀					
参考事項						

- 備考 1 水銀濃度は乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
 2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
 3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法等を記載すること。

別紙 3

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号				
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号				
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式				
設 置 年 月 日			年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り	最大 通常	最大 通常
		乾き	最大 通常	最大 通常
	排出ガス温度 (°C)	処理前		
		処理後		
	排出ガス中の酸素濃度 (%)			
	水銀濃度 (µg/Nm ³)	全水銀	処理前	
			処理後	
		ガス状水銀	処理前	
			処理後	
	粒子状水銀	処理前		
処理後				
捕集効率 (%)	全水銀			
	ガス状水銀			
	粒子状水銀			
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等		時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
	季 節 変 動			

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第 1 による届出年月日を記載する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

様式第 4

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

茨城県知事 殿
(扱い)

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名)

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条 (第 17 条の 1
3 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のと
おり届け出ます。

(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)の別			※整理番号	
変更の内容	変更前		※受理年月日	年 月 日
	変更後		※施設番号	
変更年月日		年 月 日	※備考	
変更の理由				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(共通様式)

氏名等変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
(扱い)

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名)

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、

- 大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、
第18条の13第2項及び第18条の36第2項
において準用する場合を含む。)
- 水質汚濁防止法第10条
- 湖沼水質保全特別措置法第17条第2項
- ダイオキシン類対策特別措置法第18条
茨城県生活環境の保全等に関する条例第16条(第34条、第49条)
茨城県霞ヶ浦水質保全条例第17条

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※ 施設番号	
変更の理由			※ 備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 5

使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

茨城県知事 殿
(扱い)

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名)

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)の別		※整理番号	
工場又は事業場の名称		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		※施設番号	
施設の種類		※備考	
施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

承 継 届 出 書

年 月 日

茨城県知事 殿
(扱い)

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名)

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第 12 条第 3 項（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設)の別 (特定粉じん発生施設 水銀排出施設)		※整理番号	
	工場又は事業場の名称	※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		※施設番号	
施設の種類		※備考	
施設の設置場所			
承継の年月日	年 月 日		
被承継者 氏名又は名称			
住 所			
承継の原因			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

(共通様式)

承 継 届 出 書

年 月 日

茨城県知事 殿
(扱い)

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名)

- ばい煙発生施設 (揮発性有機化合物排出施設、
一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、
水銀排出施設)
- 特定施設 (みなし指定地域特定施設)
- 指定施設
特定施設
- ばい煙特定施設 (粉じん特定施設、排水特定施設)
指定施設

に係る届出者の地位を継承したので、

- 大気汚染防止法第 12 条第 3 項 (第 17 条の 13 第 2 項、
第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項
において準用する場合を含む。)
- 水質汚濁防止法第 11 条第 3 項
- 湖沼水質保全特別措置法第 18 条第 2 項
- ダイオキシン類対策特別措置法第 19 条第 3 項
茨城県生活環境の保全等に関する条例第 17 条第 3 項 (第 34 条、第 49 条)
茨城県霞ヶ浦水質保全条例第 18 条第 3 項

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号		
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日	
施設の種類		※ 施 設 番 号		
施設の設置場所		※ 備 考		
承 継 の 年 月 日				年 月 日
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間 ～終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(Nm ³ /h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(Nm ³ /h)					
ばいじん	C s	(g/Nm ³)					
	C	(g/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/Nm ³)					
塩素		(mg/Nm ³)					
塩化水素	C s	(mg/Nm ³)					
	C	(mg/Nm ³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/Nm ³)					
鉛及びその化合物		(mg/Nm ³)					
窒素酸化物	C s	(容量比ppm)					
	C	(容量比ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 2 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のC sの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるC sとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のC sの欄に記載すること。
- 3 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 4 規格K2301、規格K2541-1から2541-7まで若しくは規格M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備 考
全 水 銀		($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)			
ガ ス 状 水 銀	Cs	($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)			
	C	($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)			
	酸素濃度	(%)			
粒 子 状 水 銀	Cs	($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)			
	C	($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)			
	酸素濃度	(%)			

- 備考
- 1 Csの欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
 - 2 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
 - 3 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
 - 4 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

参考様式第2号（参考事項（その1））

参 考 事 項（その1）

（ばい煙発生施設，一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設の設置，使用，変更届に係る参考事項）

事業所の概要	業 種	*日本標準産業分類の大分類名を記載				
	製 造 業 場 合	製造業	主 製 造 品			
	担 部 課 当 名			電 話 番 号	平日	夜間休日
	事 業 所 の 配 置 年 月	年 月	事 業 所 の 敷 地 面 積	m ²	用途地域	工専，工業，準工，商業，住居，無
	操 業 状 況	昼夜連続，昼間（時から時） その他（）		常時使用する従業員	人	
	公 害 防 止 管 理 者（特定工場）	該当しない，該当する [大気第1種，2種，3種，4種，一般粉じん，特定粉じん]				
今回届出施設に係る参考事項	① ばい煙の排出状況，施設の使用 방법에著しい変動のある施設の変動状況 ② 燃料を混焼させる施設であって，混焼割合に著しい変動のある施設の変動状況 ③ その他ばい煙発生施設，一般粉じん発生施設，特定粉じん発生施設またはそれらの処理施設についての特記事項					
	④ばい煙の測定	測定者（事業所・委託）		自動連続測定器で常時測定する場合，測定項目・測定器の形式		
今回届出施設に係る届出書添付書類	ばい煙発生施設の添付書類	チェック ○印	一般粉じん発生施設の添付書類	チェック ○印	特定粉じん発生施設の添付書類	チェック ○印
	① ばい煙の排出基準計算書 ② 原料・燃料の性状分析表 ③ ばい煙の排出系統図 ④ ばい煙の発生及び処理に係る操業の系統図（工場の場合のみ） ⑤ ばい煙発生施設の構造概要図 ⑥ ばい煙の排出口の構造概要図 ⑦ ばい煙処理施設の構造概要図 ⑧ ばい煙の測定口の位置を示した図面 ⑨ 事業所の配置図 ⑩ 事業所への案内図 ⑪ 変更の理由及び変更の内容（変更届の場合のみ） ⑫ その他添付書類（）		① 一般粉じん発生及び処理に係る操業系統の概要図 ② 一般粉じん発生施設の構造概要図 ③ 一般粉じん処理施設又は増資施設の構造概要図 ④ 事業所の配置図 ⑤ 事業所への案内図 ⑥ 変更の理由及び変更の内容（変更届の場合のみ） ⑦ その他添付書類（）		① 特定粉じん発生及び処理に係る操業系統の概要図 ② 特定粉じん発生施設，処理施設，防止施設の構造概要図 ③ 特定粉じん発生施設，処理施設，防止施設の位置を示した事業所の配置図 ④ 特定粉じん排出系統図 ⑤ 特定粉じん発生施設を設置する工場・事業場の周辺の状況図 ⑥ 特定粉じんの濃度の測定場所及び当該場所を選定した理由書 ⑦ 事業所への案内図 ⑧ その他添付書類（）	

参考様式第3号（参考事項（その2））

参 考 事 項（その2）

（揮発性有機化合物排出施設の設置，使用，変更届に係る参考事項）

事業所の概要	業 種	*日本標準産業分類の大分類名を記載				
	製 造 業 の 場 合	製造業	主 要 製 造 品			
	担 当 部 課 名			電 話 番 号	平日 夜間休日	
	事 業 所 の 配 置 年 月	年 月	事 業 所 の 敷 地 面 積	m ²	用 途 地 域	工専，工業，準工， 商業，住居，無
	操 業 状 況	昼夜連続，昼間（ 時から 時） その他（ ）		常 時 使 用 す る 従 業 員	人	
	公 害 防 止 管 理 者 (特定工場)	該当しない，該当する [大気第1種，2種，3種，4種，一般粉じん，特定粉じん]				
今回届出施設に係る参考事項	① VOCの排出状況，施設の使用方法に著しい変動のある施設の変動状況 ② VOC排出施設，VOC処理施設についての特記事項					
	③VOCの測定	測定者（事業所・委託）				
今回届出施設に係る届出書添付書類	VOC排出施設の添付書類				チ ェ ッ ク ○ 印	
	④ VOCの排出系統図 ⑤ VOCの発生及び処理に係る操業系統の概要図 ⑥ VOC排出施設の構造概要図 ⑦ VOC排出口の構造概要図 ⑧ VOC処理施設の構造概要図 ⑨ VOCの測定口の位置を示した図面 ⑩ 事業所の配置図 ⑪ 事業所への案内図 ⑫ 変更の理由及び変更の内容（変更届の場合のみ） その他添付書類（ ）					

参考様式第4号（参考事項（その3））

参 考 事 項（その3）

（水銀排出施設の設置，使用，変更届に係る参考事項）

事業所の概要	業 種	*日本標準産業分類の大分類名を記載			
	製 造 業 の 場 合	製造業	主 要 製 造 品		
	担 当 部 課 名			電 話 番 号	平日 夜間休日
	事 業 所 の 配 置 年 月	年 月	事 業 所 の 敷 地 面 積	m ²	用 途 地 域 工専，工業，準工， 商業，住居，無
	操 業 状 況	昼夜連続，昼間（ 時から 時） その他（ ）		常 時 使 用 す る 従 業 員	人
	公 害 防 止 管 理 者 （ 特 定 工 場 ）	該当しない，該当する [大気第1種，2種，3種，4種，一般粉じん，特定粉じん]			
今回届出施設に係る参考	① 水銀の排出状況，施設の使用 방법에著しい変動のある施設の変動状況 ② 水銀排出施設，水銀処理施設についての特記事項				
	③水銀の測定	測定者（事業所・委託）			
今回届出施設に係る届出書添付書類	水銀排出施設の添付書類				チ ェ ッ ク ○ 印
	④ 水銀の排出系統図 ⑤ 水銀の発生及び処理に係る操業系統の概要図 ⑥ 水銀排出施設の構造概要図 ⑦ 水銀排出口の構造概要図 ⑧ 水銀処理施設の構造概要図 ⑨ 水銀の測定口の位置を示した図面 ⑩ 事業所の配置図 ⑪ 事業所への案内図 ⑫ 変更の理由及び変更の内容（変更届の場合のみ） その他添付書類（ ） ※ただし，施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であって，構造図等を添付することを要しないと認めるときは，当該構造概要図の添付を省略することができる。				

(様式)

排出基準計算書

(施設番号)

1. 硫黄酸化物

届出値及び計算値	燃料・原料の使用量 (最大)		L/h,kg/h,Nm ³ /h	
	燃料・原料の比重			
	燃料・原料の硫黄分		%	
	硫黄酸化物の排出量 (最大)	q'	Nm ³ /h	
	排出ガス量 (湿りガス量・最大)	Qow	Nm ³ /h	
	排出ガス温度	t	°C	
	排出口 (煙突) の実高さ	Ho	M	
	排出口 (煙突) 頂口径 (直径) 又は□形寸法, 不等形の場合は面積	D A	M m ²	
	排出速度	V	m/s	
	有効煙突高さ	He	m	
	排出基準	許容排出量 q $q = K \times 10^{-3} \times He^2 = \text{ } \times 10^{-3} \times \text{ } = \text{ } \text{ Nm}^3/\text{h}$		
基準の適否	許容排出量 q $q = \text{ } \text{ Nm}^3/\text{h} \geq$ 届出排出量 q' = $\text{ } \text{ Nm}^3/\text{h}$		適・否	

2. ばいじん

届出値	ばいじん濃度 (最大)	Cs	g/Nm ³		
	排出ガス中の酸素濃度	Os	%		
排出基準	ばいじん濃度	C	g/Nm ³		
	標準酸素濃度	On	%		
補正值	標準酸素濃度補正式 届出ばいじん濃度の補正值 C' = $\frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs = \text{ } \text{ g/Nm}^3$				
基準の適否	排出基準 $C = \text{ } \text{ g/Nm}^3 \geq$ 届出ばいじん濃度の補正值 C' = $\text{ } \text{ g/Nm}^3$			適・否	

3. 窒素酸化物

届出値	窒素酸化物濃度 (最大)	Cs	ppm		
	排出ガス中の酸素濃度	Os	%		
排出基準	窒素酸化物濃度	C	ppm		
	標準酸素濃度	On	%		
補正值	標準酸素濃度補正式 届出窒素酸化物濃度の補正值 C' = $\frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs = \text{ } \text{ ppm}$				
基準の適否	排出基準 $C = \text{ } \text{ ppm} \geq$ 届出窒素酸化物濃度の補正值 C' = $\text{ } \text{ ppm}$			適・否	

4. 有害物質

届出値	[] 濃度 (最大値)	C'	mg/Nm ³		
排出基準	[] 濃度	C	mg/Nm ³		
補正值	標準酸素濃度補正式(廃棄物焼却炉のみ) 届出値又は補正值 C' = $\text{ } \text{ mg/Nm}^3$				
基準の適否	排出基準 $C = \text{ } \text{ mg/Nm}^3 \geq$ 届出値又は補正值 C' = $\text{ } \text{ mg/Nm}^3$			適・否	

(1) 硫黄酸化物の排出量の計算書

$$q'(\text{Nm}^3/\text{h}) = \text{燃料使用量(L/h)} \times \text{比重} \times \text{硫黄分(\%)} \times 0.007 \text{ (液体燃料の場合)}$$

--	--

(2) 排出ガス量 (湿り) の計算

--	--

(3) 有効煙突高さの計算

① 15℃における排出ガス量

$$Q = \frac{Q_{ow}}{3600} \times \frac{288}{273} = \frac{\boxed{} \times 288}{982800} = \boxed{} \text{ m}^3/\text{s}$$

② 排出ガス温度

$$T = 273 + t = 273 + \boxed{} = \boxed{} \text{ K}$$

③ 排出速度

$$V = \frac{Q_{ow}}{A} \times \frac{T}{273} \times \frac{1}{3600} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} \times \frac{\boxed{}}{273} \times \frac{1}{3600} = \boxed{} \text{ m/s}$$

④

$$J = \frac{1}{\sqrt{(Q \times V)_1}} \times (1460 - 296 \times \frac{V}{T-288}) + 1$$

$$= \frac{1}{\sqrt{(\boxed{} \times \boxed{})}} \times (1460 - 296 \times \frac{\boxed{}}{\boxed{} - 288}) + 1 = \boxed{}$$

⑤ 温度により上昇する高さ

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$= 2.01 \times 10^{-3} \times \boxed{} \times (\boxed{} - 288) \times (2.30 \log \boxed{} + \frac{1}{\boxed{}} - 1) = \boxed{} \text{ m}$$

⑥ 運動量により上昇する高さ

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{(Q \times V)}}{1 + \frac{2.58}{V}} = \frac{0.795 \sqrt{(\boxed{} \times \boxed{})}}{1 + \frac{2.58}{\boxed{}}} = \boxed{} \text{ m}$$

⑦ 有効煙突高

$$H_e = H_o + 0.65 \times (H_t + H_m) = \boxed{} + 0.65 \times (\boxed{} + \boxed{}) = \boxed{} \text{ m}$$

第 2 編

茨城県生活環境の保全等に関する条例（大気関係） 及び大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例

第 1 章 茨城県生活環境の保全等に関する条例（大気関係） 及び大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例の概要

第 2 章 特定施設の届出

第1章 茨城県生活環境の保全等に関する条例及び大気汚染防止法に基づき 排出基準を定める条例の概要

生環条例では、生活環境の保全に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全ための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置その他の必要な事項を定め、県民の健康の保護と生活環境を保全することとしています。

大気条例は、大気汚染防止法に基づき定められている有害物質に係る排出基準について、法で定める排出基準に代えて運用するため定められたものです。

1. ばい煙及び粉じん特定施設

(1) 規制対象物質

規制対象となる大気汚染物質は、ばい煙及び粉じんです。

ア ばい煙とは次の物質です。

(ア) いおう酸化物（生環条例第9条第1項第1号）

燃料その他の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

(イ) ばいじん（生環条例第9条第1項第2号）

燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

(ウ) ばい煙に係る有害物質（生環条例第9条第1項第3号、生環条例規則第3条）

物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある硫黄酸化物を除いた次の物質です。

①カドミウム、②塩素、③弗素、④鉛、⑤シアン化水素、⑥ホスゲン、⑦ホルムアルデヒド

イ 粉じんとは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質です。（生環条例第24条第1項）

(2) 特定施設

ア 特定施設の種類

工場等に設置される施設で、ばい煙又は粉じんを排出し、発生し、又は飛散させるものを特定施設として規則で定めています。

(ア) ばい煙特定施設

工場等に設置される施設で、ばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので、規則で定める7種類の施設です。

（生環条例第9条第2項、生環条例規則第4条、表-1（その1）参照）

(イ) 粉じん特定施設

工場等に設置される施設で、粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気汚染の原因となるもので、規則で定める4種類の施設です。

（生環条例第24条第2項、生環条例規則第12条、表-1（その2）参照）

イ 特定施設に関する届出

ばい煙特定施設及び粉じん特定施設については、知事に届出をする必要があります。

(ア) 設置の届出（生環条例第11条第1項、第26条第1項）

特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ所定の事項を知事に届出なければなりません。

(イ) 変更の届出（生環条例第13条、第28条）

特定施設の構造、使用の方法又は処理の方法等について変更しようとする者は、あらかじめ届出なければなりません。

(ウ) その他の届出（生環条例第 16 条、第 17 条、第 34 条）

特定施設を設置している者は、氏名・名称・住所・所在地の変更及び特定施設の使用を廃止したときから 30 日以内に届出なければなりません。

また、地位を承継した者は、特定施設の譲り受け、借り受け又は相続・合併等により地位の承継をしたときから 30 日以内に届出なければなりません。

ウ 実施の制限（生環条例第 15 条、第 30 条）

ばい煙特定施設及び粉じん特定施設を設置又は変更しようとする者は、原則としてその届出が受理された日から 60 日を経過しないと設置又は届出事項の変更工事等に着手できません。

2. 規制基準等

(1) 特別の排出等の基準（大気条例第 1 条、第 2 条）

大気汚染防止法第 4 条の規定に基づき、同法第 3 条の排出基準に代えて適用する排出基準及び適用する区域の範囲が定められています。（表－2 参照）

(2) 規制基準（生環条例第 18 条、第 31 条）

ばい煙特定施設、粉じん特定施設及び大気汚染防止法第 2 条第 9 項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）については、それぞれ規制基準が定められています。

ばい煙特定施設、粉じん特定施設及び一般粉じん発生施設を設置している者は、この規制基準を守る義務があります。

ア ばい煙に係る有害物質の排出基準（生環条例第 10 条第 1 項、生環条例規則第 5 条、表－3（その 1）参照）

イ 粉じんに係る規制基準

(ア) 粉じん特定施設及び一般粉じん発生施設に係る粉じんの排出基準（生環条例第 25 条第 1 項、生環条例規則第 13 条第 1 項、表－3（その 2）参照）

(イ) 粉じん特定施設の施設管理基準（生環条例第 25 条第 3 項、生環条例規則第 13 条第 3 項、表－3（その 3）参照）

(3) 屋外における燃焼行為の禁止（生環条例第 110 条、生環条例規則第 45 条、第 46 条）

何人も、ゴム、硫黄、タールピッチ類、皮革、合成樹脂及び合成繊維、廃油を屋外で燃焼することは禁止されています。

ただし、基準に適合した廃棄物焼却炉で基準に定める方法により焼却する場合、社会慣習上やむを得ないものの燃焼行為等は除かれます。

(4) 工場環境の整備（生環条例第 31 条第 3 項）

粉じん特定施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設を工場等に設置している者は、当該工場等の敷地の緑化、清掃、散水等による粉じんの飛散防止措置を講じなければなりません。

3. 計画変更命令等

(1) 計画変更命令等（生環条例第 14 条、第 29 条）

知事は、ばい煙特定施設及び粉じん特定施設の設定又は変更の届出があった場合に、その内容が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り計画の変更又は廃止を命ずることができます。

(2) 改善命令等（生環条例第 19 条、第 32 条、第 111 条）

ア ばい煙特定施設（生環条例第 19 条）

知事は、ばい煙排出者が排出口において、ばい煙排出基準に適合しないばい煙を継続的に排出するおそれがある場合には、期限を定めて、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理方法の改善又は使用の一時停止を命ずることができます。

イ 粉じん特定施設及び一般粉じん発生施設（生環条例第 32 条）

知事は、粉じん排出施設が排出口又は工場等の敷地境界線において粉じん規制基準に適合しないと認められる場合には、期限を定めて、粉じん特定施設又は一般粉じん発生施設の構造若しくは使用および管理の方法の改善、粉じんの処理若しくは飛散防止の方法の改善を勧告することができます。

また、勧告を受けた者が勧告に従わない場合には、期限を定めて、粉じん特定施設又は一般粉じん発生施設の構造若しくは使用および管理の方法の改善、粉じんの処理若しくは飛散防止の方法の改善、又は使用の一時停止を命ずることができます。

ウ 屋外における燃焼行為（生環条例第 111 条）

知事は、屋外における燃焼行為の禁止の規定に違反して燃焼行為が行われることにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、燃焼行為の中止その他の措置を講ずるよう勧告することができます。

また、勧告を受けた者が従わない場合には、必要な限度において、燃焼行為の中止その他の措置を講ずるよう命ずることができます。

(3) 工業用水の供給停止の要請（生環条例第 124 条）

知事は、操業停止命令もしくは一時停止命令又は大気汚染防止法もしくは水質汚濁防止法の規定による一時停止命令に従わないで操業する工場等がある場合は、工業用水道事業者に対し、工業用水の供給の停止を要請することができます。

表 1 特定施設（大気関係）

その 1 ばい煙特定施設（生環条例規則別表第 1）

1	コークス炉及びこれに付属する施設
2	シアン化合物を用いる電気メッキ施設
3	シアン化合物を用いる金属の熱処理施設
4	ホスゲンを用いる医薬品製造施設
5	トリレン・ジ・イソシアネート製造施設
6	ホルマリン製造施設
7	フェノール樹脂製造施設

その 2 粉じん特定施設（生環条例規則別表第 4）

1	活性炭の原料製造に用いる素灰製造施設
2	繊維製品の製造に用いる動力打綿機及び動力混打綿機（設置場所が隣地から 50m 以上離れている場合を除く。）
3	農薬工場に設置される製造施設及び包装施設
4	窯業土石製品の製造に用いる放送施設（処理能力が 1 t/h であるものに限る。）

表－２ 特別の排出等の基準（大気関係）
（大気条例別表）

	有害物質の種類	施設の種類の	有害物質の量	適用する区域の範囲
1	塩化水素	令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	70 mg / Nm ³	鹿嶋市及び神栖市の区域
2	弗素、弗化水素及び弗化珪素	令別表第1の21の項から23の項までに掲げる施設	4 mg / Nm ³	
備考				
<p>1. 有害物質の量は、1の項については日本産業規格（以下「規格」という。）K0107に定める方法により測定される量、2の項については規格K0105に定める方法により弗素として測定される量とします。</p> <p>2. 当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとします。</p> <p>3. 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とします。</p> <p>4. 鹿嶋市の区域は、平成7年9月1日に効力を生じた合併前の鹿島郡鹿島町の同年8月31日における区域とします。</p>				

表－３ 規制基準（大気関係）

その1 ばい煙に係る有害物質の排出基準（生環条例規則別表第2）

有害物質の種類	ばい煙特定施設の種類の	有害物質の量
シアン化水素	1 コークス炉及びこれに付属する施設 2 シアン化合物を用いる電気メッキ施設 3 シアン化合物を用いる金属の熱処理施設	10 mg / Nm ³
ホスゲン	1 ホスゲンを用いる医薬品製造施設 2 トリレン・ジ・イソシアネート製造施設	4 mg / Nm ³
ホルムアルデヒド	1 ホルマリン製造施設 2 フェノール樹脂製造施設	30 mg / Nm ³

（備考）

- 測定点は、ばい煙特定施設の排出口（ばい煙特定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。）とします。
- 測定方法は、次に掲げる方法とします。
 - シアン化水素 日本産業規格K0109に定める方法
 - ホスゲン 日本産業規格K0090に定める方法
 - ホルムアルデヒド 日本産業規格K0303に定める方法
- 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とします。

その2 粉じんの規制基準（生環条例規則別表第5の1）

粉じんの量	
排出口	敷地境界線上
15 mg / Nm ³	1.5 mg / Nm ³

（備考）

- 測定方法は、重量濃度測定法（試料の採取は、排出口においては日本産業規格Z8808に定める方法、敷地境界線上においては濾過捕集法による。）とします。
- 粉じんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とします。

	粉じんの量	
	排出口	敷地境界線上
シアン化合物	(シアンとして) 5 mg/Nm ³	(シアンとして) 0.5 mg/Nm ³
ふっ素化合物	(ふっ素として) 2.5 mg/Nm ³	(ふっ素として) 0.25 mg/Nm ³
マンガン	5 mg/Nm ³	0.5 mg/Nm ³

(備考)

1. 測定方法は、次に掲げる方法（試料の採取は、排出口においては日本産業規格 Z 8808 に定める方法、敷地境界線上においては濾過捕集法による。）とします。

- (1) シアン化合物 イオン電極法又は4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光度法
- (2) ふっ素化合物 ランタン-アリザリンコンプレキソン吸光度法又はイオン電極法
- (3) マンガン 原子吸光法又はICP発光分析法

2. 粉じんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とします。

(注) 敷地境界線上における濾過捕集は、次の方法があります。

(1) 濾過捕集方法

- ①ハイボリュームエアサンプラーによる採取
- ②原則としては、風下側複数地点で複数回採取

(2) 敷地境界線基準は、原則として1時間値とします。

(3) 測定値のうち、最大値をもって敷地境界線上の粉じんの量とします。

(4) 当該敷地以外の常在する粉じん量を測定し、当該敷地境界線上の粉じんの量から差し引くものとします。

その3 粉じん特定施設の施設管理基準（生環条例規則別表第5の2）

粉じん特定施設の種類	施設管理基準
活性炭の原料製造に用いる素灰製造施設	1 素灰が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 炉周りの清掃を充分行うこと。 3 かま入れかま出し作業中は、戸、窓等を密閉すること。
繊維製品の製造に用いる動力打綿機及び動力混打綿機（設置場所が隣地から50m以上離れている場合を除く。）	1 綿くずが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 作業中は、戸、窓等を密閉すること。
農薬工場に設置される製造施設及び包装施設	1 農薬が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。
窯業土石製品の製造に用いる包装施設（処理能力が1t/h以上に限る。）	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。

第2章 特定施設の届出

1. 特定施設等の届出方法及び提出時期

ばい煙特定施設及び粉じん特定施設の届出に必要な書類とその方法及び提出時期は次のとおりです。

	届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
			届出書様式	添付書類
ばい煙	設置届 (第11条)	設置工事着手日の60日前まで	様式第1号 別紙1 別紙2 別紙3	① ばい煙特定施設の配置図 ② ばい煙特定施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図 ③ ばい煙の排出方法を記載した書類 ④ ばい煙を処理するための施設及びこれに付属する施設の配置図 ⑤ ばい煙を処理するための施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図 ⑥ ばい煙の発生及び処理に係る操業の系統の概要図 ⑦ 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合、その場所を記載した書類 ⑧ 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類
	使用届 (第12条)	新たに施設となった日から30日以内		
	変更届 (第13条)	変更工事着手日の60日前まで		
	氏名(名称、住所、所在地)変更届 (第16条)	変更のあった日から30日以内	様式第2号	
	使用廃止届 (第16条)	使用を廃止した日から30日以内	様式第3号	
	承継届 (第17条第3項)	承継のあった日から30日以内	様式第4号	
粉じん	設置届 (第26条)	設置工事着手日の60日前まで	様式第7号 別紙1 別紙2 別紙3	① 粉じん特定施設の配置図 ② 粉じん特定施設の構造又はその主要寸法を記入した概要図 ③ 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図 ④ 集じん機の構造及びその主要寸法を記入した概要図 ⑤ 粉じんの発生及び処理又は飛散の防止に係る操業の系統の概要図
	使用届 (第27条)	新たに施設となった日から30日以内		
	変更届 (第28条)	変更工事着手日の60日前まで		
	氏名(名称、住所、所在地)変更届 (第34条)	変更のあった日から30日以内	様式第2号	
	使用廃止届 (第34条)	使用を廃止した日から30日以内	様式第3号	
	承継届 (第34条)	承継のあった日から30日以内	様式第4号	
特定粉じん排出等作業	濃度測定結果記録票(第14条の2)	結果が判明次第速やかに	様式第7の2	① 測定業者等の報告書の写し ② 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図に調査地点を記入した書類

(備考)

- 氏名変更等届及び承継届については、他法令による届出を同時に行う場合には、共通様式により届出することができます。
- 氏名変更等届の共通様式についてはp102、承継届の共通様式についてはp105をご覧ください。

2. 申請書・届出書の提出先

- ア 提出先：工場等や特定工事のある市町村を所管する県央環境保全室又は各県民センター環境・保安課
(水戸市、笠間市、古河市、ひたちなか市又は筑西市の場合は、当該市の環境担当課)
- イ 提出部数：正本1部、写し1部(届出者・申請者においても必ず写しを1部保管してください。)

3. 各種届出書の様式

- (1) ばい煙特定施設設置(使用、変更)届出書 [様式第1号]
- (2) 氏名変更等届出書 [様式第2号]
- (3) 特定施設使用廃止届出書 [様式第3号]
- (4) 承継届出書 [様式第4号]
- (5) ばい煙濃度測定記録表 [様式第6号]
- (6) 粉じん特定施設設置(使用、変更)届出書 [様式第7号]
- (7) 特定粉じん排出等作業における濃度測定結果記録票 [様式第7の2号]

ばい煙特定施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 氏 名
住 所
〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

茨城県生活環境の保全等に関する条例第11条第1項（第12条第1項、第13条第1項）の規定により、ばい煙特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※整理番号	
工場等の所在地		※受理年月日	年 月 日
ばい煙特定施設の種別		※施設番号	
△ばい煙特定施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
△ばい煙特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備 考	
△ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

備考

- 1 ばい煙特定施設の種類の欄には、茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙1から別紙3までによることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 この届出書には、茨城県生活環境の保全等に関する条例第11条第2項に規定する書類を添付すること。
- 5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

ばい煙特定施設の構造

工場等における施設番号		
名称及び型式		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
規 模		

備考

設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

ばい煙特定施設の使用の方法

工場等における施設番号					
使 用 状 況	1日の使用時間及び月 使用日数等	時から 時まで 時間/回 回/日 回/月		時から 時まで 時間/回 回/日 回/月	
	季 節 変 動				
排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /h)		最大	通常	最大	通常
排 出 ガ ス 温 度 (°C)					
ばい煙 の濃度	シアン化水素 (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	ホスゲン (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	ホルムアルデヒド (mg/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
参 考 事 項					

備考

- 1 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 2 ばい煙の濃度は、ばい煙を処理するための施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 3 ばい煙の排気状況に著しい変動がある施設については、参考事項の欄に1工程中の排出量の変動の状況を記載すること。

ばい煙の処理の方法

ばい煙を処理するための施設の工場等における施設番号				
処理に係るばい煙特定施設の工場等における施設番号				
ばい煙を処理するための施設の種類、名称及び型式				
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
処 理 能 力	排出ガス量(Nm ³ /h)	最 大		
		通 常		
	排出ガス温度(℃)	処 理 前		
		処 理 後		
	ばい煙の濃度	シアン化水素 (mg/Nm ³)	処 理 前	
			処 理 後	
	ホスゲン (mg/Nm ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	ホルムアルデヒド (mg/Nm ³)	処 理 前		
		処 理 後		
	捕 集 効 率 (%)	シ ア ン 化 水 素		
		ホ ス ゲ ン		
ホ ル ム ア ル デ ヒ ド				
使 用 状 況	1日の使用時間及び月使用日数等	時から 時まで 時間/回 回/日 回/月	時から 時まで 時間/回 回/日 回/月	
	季 節 変 動			
排 出 口 の 実 高 さ H _o (m)				
補正された排出口の高さ H _e (m)				
排 出 速 度 (m/s)				

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さH_eは、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。

氏名変更等届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 氏 名
住 所
〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、茨城県生活環境の保全等に関する条例第16条（第34条、第49条、第58条の7、第74条、第85条又は第102条において準用する第16条）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備 考	

備考

※印の欄には、記載しないこと。

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 氏 名
住 所
〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

特定施設の使用を廃止したので、茨城県生活環境の保全等に関する条例第16条（第34条、第49条、第58条の7、第74条、第85条又は第102条において準用する第16条）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整理番号	
工場等の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
施設の種類		※ 施設番号	
施設の設置場所		※ 備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- 1 施設の種類の欄には、茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1、別表第4、別表第6、別表第9の1、別表第9の2又は別表第13に掲げる項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。

承継届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 氏 名
住 所
〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、茨城県生活環境の保全等に関する条例第17条第3項（第34条、第49条、第58条の7、第74条、第85条又は第102条において準用する第17条）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整理番号	
工場等の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
施設の種類		※ 施設番号	
施設の設置場所		※ 備 考	
承継の年月日	年 月 日		
被 承 継 者	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の所在地		
承継の原因			

備考

- 1 施設の種類の欄には、茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1、別表第4、別表第6、別表第9の1、別表第9の2又は別表第13に掲げる項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。

ばい煙濃度測定記録表

ばい煙特定施設の種類及び工場等における施設番号_____

測定年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	測定者	測定箇所	測定方法	ばい煙特定施設の使用状況	使用原料又は燃料の種類	排出ガス量 (N m ³ /h)		有害物質の種類及び濃度			備考
						平均	最大	種類	濃度 (mg/ N m ³)		
									平均	最大	

粉じん特定施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 氏 名
住 所
〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

茨城県生活環境の保全等に関する条例第26条第1項（第27条第1項、第28条第1項）の規定により、粉じん特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整理番号	
工場等の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
粉じん特定施設の種類		※ 施設番号	
△粉じん特定施設の構造	別紙1のとおり。	※ 審査結果	
△粉じん特定施設の使用及び管理の方法	別紙2のとおり。	※ 備 考	
△粉じんの処理又は飛散の防止の方法	別紙3のとおり。		

備考

- 1 粉じん特定施設の種類の欄には、茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第4に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙1から別紙3までによることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 この届出書には、茨城県生活環境の保全等に関する条例第26条第2項に規定する書類を添付すること。
- 5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

粉じん特定施設の構造

工場等における施設番号		
名 称 及 び 型 式		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模		

備考

設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

粉じん特定施設の使用及び管理の方法

工場等における施設番号			
1日の使用時間及び年間使用日数		時から 時まで 時間/回 回/日 回/月	時から 時まで 時間/回 回/日 回/月
粉じんの濃度	シアン化合物(シアンとして) (mg/m ³)		
	ふっ素化合物(ふっ素として) (mg/m ³)		
	マンガシ (mg/m ³)		
	上記の物質を含まない粉じん (mg/m ³)		
特定施設の設置されている建築物の構造			
使用及び管理の方法			

備考

- 1 粉じんの濃度は、ばい煙を処理するための施設がある場合は、処理後の排出口の濃度を記載すること。
- 2 使用及び管理の方法の欄には、粉じんの処理又は飛散の防止に関する粉じん特定施設の使用及び管理の方法を記載すること。

粉じんの処理又は飛散の防止の方法

工場等における施設番号		
工場等における集じん機の施設番号		
集じん機の設置年月日	年 月 日	年 月 日
集じん機の着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
集じん機の使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
集じん機の種類及び型式		
集じん機効率(%)		
その他粉じんの排出又は飛散の防止の方法		

備考

設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

特定粉じん排出等作業における濃度測定結果記録票			
特定工事の場所			
1 調査の状況		年 月 日 時から 時まで 別紙のとおり 天候 風向・風速 (単位：本／リットル)	
調査日時			
調査地点			
調査時の気象条件			
2 測定結果			
※整理番号	※受理年月日	※審査結果	※備考

備考

- 1 測定業者等の報告書の写しを添付すること。
- 2 調査地点については、別紙によることとし、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図に、当該地点を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。

第 3 編

事業所における公害防止管理体制 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係)

1. 事業所における施設等の管理体制
2. 公害防止管理者（大気関係）
3. 届出書の様式

1. 事業所における施設等の管理体制

事業所においては、法令等の遵守に万全を期すため、法令を正しく理解し、組織や施設の管理体制をよく整備しておくことが必要です。

(1) 管理組織

公害防止管理者の設置が必要な工場（特定工場）にあつては、法に基づいて組織の整備が図られていますが、それ以外の事業所にあつても担当部課、管理責任者、現場担当者などの組織を整備してください。

(2) 関係法令集等の整備

大気汚染防止法、県生活環境の保全等に関する条例等の関係法令集を整備してください。また、できる限り J I S や大気関係参考図書を備え付けてください。

(3) 届出書類等の保管

届出書類等は、ファイルとして事業所内の一定の場所に保管してください。

ア 届出書類の保管

(ア) ばい煙発生施設等に関する届出書類の控えを「大気関係施設設置届出書ファイル」に保管してください。

(イ) 施設が多数ある場合は、「届出施設一覧表」を作成してください。

(ウ) 届出施設の実際の工事着手年月日及び使用開始年月日を記録してください。

イ ばい煙両党測定結果記録の保管

(ア) 法の定めるばい煙量等の測定結果や工場、事業場が自主的に行う測定結果の記録を「大気関係測定記録ファイル」に保管してください。

(イ) 測定結果の記録は、測定時の施設の稼働状況並びに測定値の詳細を記録したもの及び法に定める様式7「ばい煙量等測定記録表」(p106)をファイルしてください。

(ウ) 原燃料の性状分析表をファイルしてください。

ウ 報告書類等の保管

次のような書類を「大気関係報告書等ファイル」に保管してください。

(ア) 県などから改善指導等を受けた時の通知書類及びそれに対する回答書又は報告書の写し。

(イ) ばい煙発生施設等の使用の状況、特定施設の事故の状況、一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設の状況その他必要な事項の報告を求められた場合の報告書の写し。

(ウ) 調査・照会に対する回答書

(エ) 法令の改正などに関する通知書、案内書

(4) ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設等の点検・管理

ア 発生施設、処理施設等の使用状況等を常時把握し、正常な状態での運転管理を行ってください。

施設管理の状況は、「施設管理記録簿」などを備えて記録してください。

イ ばい煙発生施設にあつては、燃焼管理を十分に行い、ばい煙、すすなどの発生を極力抑制してください。

ウ 一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設にあつては、山水、防じんカバー、締固めなど状況に応じた防止対策をとる場合には、日常的な管理が特に必要です。

エ 特定粉じん発生施設にあつては、建屋の密閉化、清掃等石綿の飛散防止に対する日常的な管理が必要です。

オ 原料、燃料の性状は購入時にチェックすることが望ましいですが、少なくとも1月に1回以上はチェックし、届出書の内容と照合してください。

カ ばい煙量等の測定結果、施設の使用状況、原燃料の性状等からばい煙の排出量、濃度が届出値及び排出基準に適合しているかどうかを定期的にチェックしてください。

(5) 立入検査時の対応

- ア 県は、法令の遵守状況を確認するため、随時、工場・事業場に立ち入り、関係する施設その他の物件を検査します。
- イ 立入検査では、特定工場にあっては管理責任者と大気関係公害防止管理者の立会いが、その他の工場・事業場にあっては管理責任者と実際の担当者の立会いが必要とします。
- ウ 立入検査の内容は、上記(1)～(4)の項目に関するもののほか関係書類を検査するとともに、現場施設の確認を行います。また、状況に応じて実際のばい煙の排出状況と排出基準の適否をチェックするため、煙道でのばい煙測定を行います。

(6) 大気汚染緊急時の措置

大気汚染の状況が急激に悪化した場合には、県は注意報等を発令して、一定規模以上の工場に対して速やかにばい煙量等の減少措置を要請します。

緊急時の具体的な措置については、「茨城県大気汚染緊急時対策実施要綱」(硫黄酸化物)及び「茨城県光化学スモッグ対策要綱」に基づいて行われます。

緊急時におけるばい煙の排出管理については、関係工場・事業場に対して別途通知します。

2. 公害防止管理者(大気関係)

(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

特定工場においては、公害防止統括者、公害防止管理者等を設置し、公害防止組織の整備を図ることになっています。

特定工場とは、製造業(物品の加工業を含む。)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する業種に属し、かつ、①から④に該当する工場です。

- ① 大防法令別表第1の9項(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造用に限る。)及び14～26項の有害物質を発生するばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場
- ② ①以外の工場で、ばい煙発生施設の排出ガス量の最大値の合計が毎時1万Nm³以上の工場
- ③ 大防法令別表第2の一般粉じん発生施設(鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む。)を設置している工場
- ④ 大防法令別表第2の2の特定粉じん発生施設(鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む。)を設置している工場

(2) 公害防止管理者の職務

ア 公害防止統括者

公害防止業務に関する次の業務を統括管理します。

(ア) ばい煙発生施設

- ① ばい煙発生施設の使用の方法の監視
- ② ばい煙処理施設及びこれに附属する施設の維持及び使用
- ③ ばい煙量の測定及び記録
- ④ 大気汚染防止法に基づく特定施設の事故時の措置
- ⑤ ばい煙に係る緊急時の措置

(イ) 一般粉じん発生施設

- ① 一般粉じん発生施設の使用の方法の監視
- ② 一般粉じん処理施設及びこれに附属する施設の維持及び使用

(ウ) 特定粉じん発生施設

- ① 特定粉じん発生施設の使用の方法の監視
- ② 特定粉じん処理施設及びこれに附属する施設の維持及び使用
- ③ 敷地境界における特定粉じん濃度の測定及び記録

- イ 公害防止主任管理者
公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮します。
- ウ 公害防止管理者
公害防止に関する次の業務を管理します。
 - (ア) ばい煙発生施設
 - ①使用する燃料又は原材料の検査
 - ②ばい煙発生施設の点検
 - ③ばい煙処理施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修
 - ④ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及び結果の記録
 - ⑤測定機器の点検及び補修
 - ⑥大気汚染防止法に基づく特定施設の事故時の応急措置の実施
 - ⑦ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量等の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置の実施
 - (イ) 一般粉じん発生施設
 - ①使用する原材料の検査
 - ②一般粉じん発生施設の点検
 - ③一般粉じん処理施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修
 - (ウ) 特定粉じん発生施設
 - ①使用する原材料の検査
 - ②特定粉じん発生施設の点検
 - ③特定粉じん処理施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修
 - ④特定粉じん濃度の測定の実施及び結果の記録
 - ⑤測定機器の点検及び補修

(3) 公害防止管理者等の種類

特定工場の要件		設置すべき管理者等	管理者の資格・条件
常時使用する従業員が 21 名以上の特定工場		公害防止統括者及び代理人	事業の実施を統括・管理する者(工場長など)
ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で、排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h かつ排水量が 1 万 m ³ /日以上上の特定工場		公害防止主任管理者及び代理人	公害防止主任管理者 大気第 1 種又は第 3 種有資格者かつ水質第 1 種又は第 3 種有資格者
有害物質に係るばい煙発生施設を設置している特定工場	排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h 以上	大気第 1 種公害防止管理者及び代理人	大気第 1 種有資格者
	排出ガス量が 1 万 Nm ³ /h 以上 4 万 Nm ³ /h 未満	大気第 2 種公害防止管理者及び代理人	大気第 1 種有資格者 大気第 2 種有資格者
その他のばい煙発生施設を設置している特定工場	排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h 以上	大気第 3 種公害防止管理者及び代理人	大気第 1 種有資格者 大気第 3 種有資格者
	排出ガス量が 1 万 Nm ³ /h 以上 4 万 Nm ³ /h 未満	大気第 4 種公害防止管理者及び代理人	大気第 1 ～ 4 種有資格者
一般粉じん発生施設を設置している特定工場		一般粉じん関係公害防止管理者及び代理人	大気第 1 ～ 4 種有資格者 一般粉じん関係有資格者 特定粉じん関係有資格者
特定粉じん発生施設を設置している特定工場		特定粉じん関係公害防止管理者及び代理人	大気第 1 ～ 4 種有資格者 特定粉じん関係有資格者

(備考)

1. 排出ガス量の合計とは、それぞれの施設を定格能力(最大値)で運転させた場合の湿り排出ガス量の合計であり、廃棄物焼却炉は除外します。
2. 業種の範囲は、日本標準産業分類によります。
3. 採石業(鉱業)は対象業種ではありませんが、砕石業(製造業)は対象業種ですので、兼業の場合は対象となります。

(4) 公害防止管理者等の選任と選任の届出

- ア 公害防止統括者及び代理者は、選任すべき事由が発生した日から 30 日以内に選任しなければなりません。
- イ 公害防止管理者及び代理者、公害防止主任管理者及び代理者は、選任すべき事由が発生した日から 60 日以内に選任しなければなりません。
- ウ 公害防止管理者等を選任したときは、その日から 30 日以内に都道府県知事に届け出なければなりません。

(5) 公害防止管理者の兼務

公害防止管理者は、原則として 2 以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならないこととされていますが、以下に掲げる場合であって、兼務する公害防止管理者の公害防止業務に係る指揮命令系統が明確にされており、かつ、実際上も公害防止業務を行い得る場合については、同一人の公害防止管理者の兼務が認められています。

- ア 同一社ではあるが、同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合
 - イ 親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合
 - ウ 事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合
 - エ 近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合
- ※ それぞれの場合における具体的な兼務可能要件については、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第 5 条第 2 号ただし書きに基づく基準(平成 17 年 3 月 7 日 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)」を参照してください。

(6) 公害防止主任管理者選任の免除

排ガス及び汚水等を大量に排出する特定工場においては、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設ごとに公害防止管理者を選任するほかに、両公害防止管理者を指揮・調整する「公害防止主任管理者」を選任することとされていますが、公害防止主任管理者が両者間の調整を行う必要がなく、ばい煙及び汚水等を確実に処理できるものとして、大気関係公害防止管理者と水質関係公害防止管理者を同一人が兼務している場合やばい煙の処理工程と汚水等の処理工程がそれぞれ互いに独立している場合は、公害防止主任管理者の選任が免除されます。

3. 届出の様式

- 1 公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書（様式第1）
- 2 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書（様式第2）
- 3 公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書（様式第3）
- 4 承継届出書（様式第3の2）
- 5 相続同意証明書（様式第3の3）
- 6 相続証明書（様式第3の4）

様式第一(第四条関係)

公害防止統括者(公害防止統括者の代理者) 選任、死亡・
解任届出書

年 月 日

都道府県知事
(扱い) 殿

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出
ます。

特 定 工 場 の 名 称		※ 整 理 番 号	
特 定 工 場 の 所 在 地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
特定事業者の常時使用する 従業員数		※ 特定工場の番号	
選 任 年 月 日	年 月 日	※ 備 考	
公害防止統括者	職 名		
(公害防止統括者 の代理者)	氏 名		
選 任 の 事 由		※ 備 考	
(死 亡 ・ 解 任) 年 月 日	年 月 日		
公害防止統括者	職 名		
(公害防止統括者 の代理者)	氏 名		
解 任 の 事 由			

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第二(第七条関係)

公害防止管理者(公害防止管理者の代理者) 選任、死亡・
解任届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(扱い)

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあつては、
その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称			※整理番号	
特定工場の所在地			※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量		※特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種類の種類	別紙のとおり。	※備考	
水質関係	排出水量			
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の種類の種類	別紙のとおり。		
騒音関係	騒音発生施設の種類の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類の種類			
振動関係	振動発生施設の種類の種類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類の種類			
公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)	選任年月日		年 月 日	
	職名			
	氏名			
	担任業務の範囲			
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			

選 任 の 事 由		
公害防止管理者 〔公害防止管理 者の代理者〕	(死亡・解任)年月日	年 月 日
	職 名	
	氏 名	
	担 任 業 務 の 範 囲	
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
解 任 の 事 由		

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

様式第三(第九条関係)

公害防止主任管理者(公害防止主任管理者の代理者) 選任、死亡・
解任届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(扱い)

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあつては、
その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第五条第3項において準用する第三条第3項(第六条第2項において準用する第三条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特 定 工 場 の 名 称		※整理番号	
特 定 工 場 の 所 在 地		※受理年月日	年 月 日
排 出 ガ ス 量		※特定工場の番号	
排 出 水 量		※備 考	
選 任 年 月 日	年 月 日		
公害防止主任管理者 〔 公害防止主任管 理者の代理者 〕	職 名 氏 名		
選 任 の 事 由		※備 考	
(死亡・解任) 年 月 日	年 月 日		
公害防止主任管理者 〔 公害防止主任管 理者の代理者 〕	職 名 氏 名		
解 任 の 事 由			

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第三の二(第十条の二関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事
(扱 い) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継したので、同法第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※整 理 番 号	
特 定 工 場 の 所 在 地		※受 理 年 月 日	年 月 日
承 継 の 年 月 日	年 月 日	※特定工場の番号	
被承継者	氏名又は職名	※備 考	
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第三の三(第十条の二関係)

相 続 同 意 証 明 書

年 月 日

都道府県知事
(扱い) 殿

証明者 氏名
住所

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 証明者は、特定事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。

様式第三の四(第十条の二関係)

相 続 証 明 書

年 月 日

都道府県知事
(扱い) 殿

証明者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 証明者は、2人以上とすること。

第 4 編

ダイオキシン類関係

1. ダイオキシン類対策特別措置法（抜粋）
2. 特定工場における公害防止組織に関する法律
（ダイオキシン類関係）
3. 施設の届出

1. ダイオキシン類対策特別措置法（大気関係抜粋）

（1）排出ガス等に関する規制

- ① 特定施設の指定（ダイ特法第2条第2項、ダイ特法令第1条別表第1）
大気基準適用施設として、5施設が規定されています。
- ② 排出基準の設定
（ダイ特法第8条、ダイ特法施行規則第1条の2別表第1、ダイ特法施行規則附則第2条第1項附則別表第2）
特定施設の種類毎に排出ガスに係る基準が設定されています。
- ③ 大気の大気規制基準の設定（ダイ特法第10条）
大気へ排出する施設ごとの排出基準では大気の大気環境基準が達成困難な地域においては、知事は総量削減計画を策定し、総量規制基準を設定します。（設定地域は無し）
- ④ 特定施設の届出、計画変更命令（ダイ特法第12条～第19条）
特定施設を設置、変更等する場合には知事へ届出が必要です。（届出の種類等については「4. 施設の届出」をご覧ください。）
また、知事は、排出基準に適合しないと認めるとき、届出を受理した日から60日以内に計画変更命令ができます。
- ⑤ 排出の制限、改善命令（ダイ特法第20条～第22条）
排ガス等の排出者は、排出基準・総量規制基準を遵守しなければなりません。
また、知事は、排出者が排出基準に適合しないおそれがあると認めるときには、改善命令又は使用の一時停止命令ができます。
- ⑥ 事故時の措置（ダイ特法第23条）
特定施設設置者は、特定施設の破損等が発生しダイオキシン類が大気中等に多量に排出されたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに事故の復旧に努めなければなりません。
また、特定施設設置者は、直ちに、事故の状況を知事に報告しなければなりません。

（2）廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等

- ① ばいじん、焼却灰等の濃度基準（ダイ特法第24条、ダイ特法規則第7条の2）
ばいじん、焼却灰等が3ng-TEQ/g以上のものは特別管理廃棄物（廃棄物処理法）に該当します。
- ② 廃棄物最終処分場の維持管理（ダイ特法第25条）
最終処分場からの排出水のダイオキシン類濃度は10pg-TEQ/L以下で排出しなければなりません。

（3）汚染状況の調査（ダイ特法第28条）

- 特定施設設置者は、排出ガス等のダイオキシン類を測定し、（廃棄物焼却炉については、ばいじん等についても測定）測定結果を知事に報告しなければなりません。
また、知事は測定結果を公表しなければなりません。

別表第1 大気基準適用施設（ダイ特法令別表第1）

施設の種類		施設の規模要件
1	焼結炉	焼結鉍（銑鉄の製造用に限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1t/h以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造用を除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの
3	亜鉛の回収施設	亜鉛の回収（製鋼用の電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が0.5t/h以上のもの
4	アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が0.5t/h以上のもの、溶解炉にあつては容量が1t以上のもの
5	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの焼却能力の合計）が50kg/h以上のもの

別表2 大気排出基準（ダイ特法規則別表第1、附則別表第2）

(単位：ng-TEQ/Nm³)

施設の種類		焼却能力	新設施設基準 (H12.1.15～)	既設施設基準 (H14.12.1～)
1	焼結炉			0.1
2	製鋼用電気炉		0.5	5
3	亜鉛回収施設		1	10
4	アルミニウム合金製造施設		1	5
5	廃棄物焼却炉	4t/h以上	0.1	1
		2～4t/h	1	5
		2t/h未満	5	10

(備考)

- 既設施設とは、設置の工事がされるものを含み、廃棄物焼却炉（火格子面積が2m²以上又は焼却能力が200kg/h以上のものに限る。）及び製鋼用電気炉（H9.12.2以降に設置の工事が着手されたもの）を除く。

2. 特定工場における公害防止組織に関する法律（ダイオキシン類関係）

特定工場における公害防止組織に関する法律の一部が改正され、平成 13 年 7 月 16 日からダイオキシン類に係る特定施設を有する特定工場に「ダイオキシン類関係公害防止管理者」を選任して知事に届出することが義務付けられています。

（1）公害防止管理者（ダイオキシン類関係）

① 特定工場

ダイオキシン類に係る特定工場は、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業であって、ダイオキシン類特法施行令別表第 1 の施設のうち、第 1 号から第 4 号の施設、別表第 2 の施設のうち、第 1 号から第 14 号の施設を設置する工場です。

②ダイオキシン類関係公害防止管理者

特定工場の要件	設置すべき管理者等	管理者の資格・条件
ダイオキシン類発生施設を設置している工場 （排出ガス施設） ①焼結炉（原料処理能力 1t/h 以上） ②製鋼用電気炉（変圧器の定格容量 1,000kVA 以上） ③亜鉛回収施設（原料処理能力 0.5t/h 以上） ④アルミニウム合金製造施設 焙焼炉及び乾燥炉：原料処理能力 0.5t/h 以上 溶解炉：容量が 1t 以上	ダイオキシン類関係公害防止管理者	ダイオキシン類関係有資格者

（2）公害防止統括者及び公害防止管理者の職務

ア 公害防止統括者は、次の業務を統括管理します。

- ① ダイオキシン類発生施設の使用の方法の監視並びに排出ガス又は排出水を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持管理及び使用
- ② 排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定及び結果の記録
- ③ 特定施設についての事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置

イ 公害防止主任者は、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮します。

ウ 公害防止管理者は、次の業務を管理します。

- ① 使用する燃料又は原料の検査
- ② ダイオキシン類発生施設の点検
- ③ ダイオキシン類発生施設からの排出ガス又は排出水を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修
- ④ 排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施及び結果の記録
- ⑤ 測定機器の点検及び補修
- ⑥ 特定施設の事故時における応急の措置の実施
- ⑦ 排出ガス又は排出水に係る緊急時における量の減少その他の必要な措置の実施

3. 施設の届出

(1) 届出書の種類と届出の方法

ダイオキシン類に係る特定施設の届出に必要な書類と届出の方法は次のとおりです。

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (第12条第1項)	設置工事着手日の60日前まで	様式第1 【大気基準適用施設】 別紙1 別紙2 別紙3	① 排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統 ② 排出ガスの測定箇所 ③ ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項 ④ 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法
使用届 (第13条)	新たに施設となった日から30日以内	【水質基準適用施設】 別紙4	
変更届 (第14条第1項)	変更工事着手日の60日前まで	別紙5 別紙6	
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (第18条)	変更のあった日から30日以内	様式第3	
使用廃止届 (第18条)	使用を廃止した日から30日以内	様式第4	
承継届 (第19条第3項)	承継のあった日から30日以内	様式第5	
測定結果報告書 (第28条第3項)	測定結果の判明時	様式第6	

(備考)

1. 氏名変更等届及び承継届については、他法令による届出を同時に行う場合には、共通様式により届出することができます。
2. 氏名変更等届の共通様式についてはp102、承継届の共通様式についてはp105をご覧ください。

(2) 届出書の作成方法

ア 届出書の作成にあたって

- ① 1つの工場又は事業場が2以上の施設を届け出ようとするときは、1つの届出書として作成することができます。
- ② 届出者は、法人にあっては、その代表者あるいは代表者から権限を委任されたものに限ります。(委任する場合は、届出書に委任状を添付してください。また、委任状には委任の内容を明記してください。)
- ③ 変更届にあっては、届出様式中の左欄に「変更前」、右欄に「変更後」の届出事項を記入してください。また、変更届出書類のうち、参考事項を除く添付書類については、すでに提出されている添付書類のうち変更のあるもののみを添付してください。
- ④ 予備施設でほとんど使用していない施設であっても届出が必要です。
- ⑤ 同一工場又は事業場において、既設施設を撤去し、同地点に別の同規模施設を設置する場合は、撤去の施設については廃止届、設置の施設については設置届が必要です。

なお、既設施設を撤去し、同一工場敷地内の別の地点にそのまま据えかえる場合は、新たな届出は必要ありません。(ただし、新たな設置場所に係る必要な事項についても報告が必要です。)

- ⑥ 施設の使用廃止届は、施設を使用しない意志決定があれば施設を撤去しなくても行うことができます。

イ 届出書の作成上の注意

- ① 届出する場合には、このほかに添付書類が必要です。
- ② 変更届の場合は、届出書様式第1の次に変更理由及び変更の内容を簡潔に記した別紙を添付してください。
- ③ 使用廃止届、氏名変更届、承継届の届出様式は、それぞれ1枚の用紙のみで、その他に添付する書類はありません。

ウ 添付書類の作成方法

- ① 大気基準適用施設
 - ・ 特定施設の構造図とその寸法を記入した概要図（平面図、立面図）
 - ・ 排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統図並びに処理施設の構造図とその寸法を記入した概要図（平面図、立面図）
 - ・ 排出ガスの測定箇所となる煙道まわりに図面（測定口の位置寸法、測定作業に必要な足場の概要、足場の地上からの高さ、煙突の高さを含む。）
 - ・ 事業所の主要施設の配置図（特定施設、処理施設等の施設及び主要建屋の位置、測定地点、排出口の位置等、縮尺、方位を記入）
- ② 水質基準対象施設
 - ・ 特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図とその寸法を記入した概要図
 - ・ 汚水の処理に係る施設の構造図とその寸法を記入した概要図（平面図、立面図）
 - ・ 用水及び排水の系統
 - ・ 事業所の主要施設の配置図（特定施設、処理施設等の施設及び主要建屋の位置、測定地点、排出口の位置等、縮尺、方位を記入）

(3) 届出書の提出先

ア 提出先

届出者は、工場又は事業場を所管する環境政策課県央環境保全室又は各県民センター環境・保安課に提出してください。

ただし、水戸市、笠間市、古河市、ひたちなか市、筑西市の場合には、当該市の環境担当課へ提出してください。

イ 提出部数

正本1部、副本（写し）1部（届出者において、控えが必要な場合には副本（写し）2部）

(4) 届出様式等

- ア 特定施設設置（使用、変更）届出書
- イ 氏名等変更届出書
- ウ 特定施設使用廃止届出書
- エ 承継届出書
- オ ダイオキシン類測定結果報告書
- カ 光ディスク提出書

様式第 1 (第 4 条関係)

特定施設設置 (使用 、 変更) 届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
(扱い)

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者の氏名)

ダイオキシン類対策特別措置法 第 12 条第 1 項 (第 13 条第 1 項 又は 第 2 項、第 14 条第 1 項) の
規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	大気基準適用施設にあつては別紙 1、水質基準対象施設にあつては別紙 4 のとおり。	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	大気基準適用施設にあつては別紙 2、水質基準対象施設にあつては別紙 5 のとおり。	※ 備考	
△ 発生ガス又は汚水若しくは廃液の処理の方法	大気基準適用施設にあつては別紙 3、水質基準対象施設にあつては別紙 6 のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、大気基準適用施設にあつてはダイオキシン類特別措置法施行令別表第 1、水質基準対象施設にあつては同令別表第 2 に掲げる号番号及び名称を記載すること。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

特定施設（大気基準適用施設）の構造

工場又は事業場における施設番号			
特定施設番号及び名称			
型 式			
施設 の 設置 場 所			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	原 料 の 処 理 能 力 (t/h)		
	変 圧 器 の 定 格 容 量 (KVA)		
	炉 の 容 量 (t)		
	焼 却 能 力 (kg/h)		
	火 床 面 積 (m ²)		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、令別表第1に掲げる施設に係る項目について記載すること。
- 3 特定施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付のこと。

別紙 2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	時～ 時 日/月	時～ 時 日/月
	季節変動		
原料及び燃料（ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。）	種類		
	使用割合		
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合（%）		
	1日の使用量		
排出ガス量（ m^3/h ）		最大 通常	最大 通常
排出ガス温度（ $^{\circ}\text{C}$ ）			
排出ガス中の酸素濃度（%）			
排出ガス中のダイオキシン類の濃度（ $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ ）		最大 通常	最大 通常
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

別紙 3

発生ガスの処理の方法

工場又は事業場における施設番号		
名 称 及 び 型 式		
発生ガスの処理の内容		
処 理 の 系 統		
施 設 の 設 置 場 所		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 発生ガスの処理に係る施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙 4

特定施設(水質基準対象施設)の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

別紙5

特定施設(水質基準対象施設)の使用の方法

工場又は事業場における施設番号				
設 置 場 所				
操 業 の 系 統				
使 用 時 間 間 隔				
1 日 当 た り の 使 用 時 間				
使 用 の 季 節 的 変 動				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、 使用方法及び1日当たりの使用量				
汚水又は廃液の汚染状態	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 等 の 量 (m ³ / 日)	通 常	最 大	通 常	最 大
その他参考となるべき事項				

別紙 6

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における 施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの 用途別使用量									
汚水等の 汚染状態 及び量		通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量(m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別 生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日、工事完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

様式第3 (第6条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿
(扱い)

届出者 (氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者の氏名)

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4（第6条関係）

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 （氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者の氏名）

特定施設の使用を廃止したので、ダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第7条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 （氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者の氏名）

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種 類		※施設番号		
特定施設の設置場所		※備 考		
承 継 の 年 月 日				年 月 日
被 承 継 者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

- 備考1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6（第8条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

報告者（氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者の氏名）

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	排出ガス量（ $\text{m}^3 \text{N}/\text{日}$ ）	排出ガス中の酸素濃（%）	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（ $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ ）	試料採取者	分析者	備考

表2 排水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（ $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ ）	採水者	分析者	備考
	名称	排水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）						

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（ $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ ）	試料採取者	分析者	備考

備考1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
- 排出ガスにあつては表1、排水にあつては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあつては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

別紙1

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係 数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8-TeCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF			0.03	
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF			0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF			0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF			0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0003	
Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾ パラジオキシン	2, 3, 7, 8-TeCDD			1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD			1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0003	
Total PCDDs	—	—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)	—	—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB(#81)			0.0003	
	3, 3', 4, 4'-TeCB(#77)			0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB(#126)			0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB(#169)			0.03	
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB(#123)			0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB(#118)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB(#105)			0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB(#114)			0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB(#167)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB(#156)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB(#157)			0.00003	
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'- HpCB(#189)			0.00003		
Total コプラナーPCB	—	—	—	—	
Total ダイオキシン類	—	—	—	—	
備考					

備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位をng/Nm³ (毒性等量にあつては、ng-TEQ/Nm³)、排出水の測定結果を記入する場合には、単位をpg/L (毒性等量にあつては、pg-TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位をng/g (毒性等量にあつては、ng-TEQ/g。)とする。

- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙2

規則第3条第2項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備考

- 備考1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/Nm³ (毒性等量にあつては、ng-TEQ/Nm³。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、ng/g (毒性等量にあつては、ng-TEQ/g。)とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
 - 3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
 - 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
 - 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
 - 6 定量下限未満の実測濃度の測定量 (毒性等量) は、零とすること。
 - 7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
 - 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

様式第7（第10条関係）

光ディスク提出書

年 月 日

茨城県知事 殿
（ 扱い）

届出者 （氏名又は名称及び住所並びに
報告者 法人にあつては、その代表者の氏名）

ダイオキシン類対策特別措置法第 条第 項の規定による届出又は報告に際し提出すべき書類（その添付書類を含む。）に明示すべき事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。
本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項

2. 光ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法令の条項については、当該届出又は報告の根拠条項を記載すること。
 - 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 - 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出又は報告の際に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。